

障害福祉のしおり



©K.Okawara・Jet Inoue

稲 城 市 福 祉 部
障 害 福 祉 課

はじめに

このしおりは、^{しょうがい}障 害^{かたおよ}のある方^{かそく}及び^{かた}その家族^{さまざま}の方に、様々な障 害福祉制度、
^{かんれん}関連する施策^{しさくおよ}及び^{たんとうまどぐち}担当窓口^{しょうかい}を^{にちじょうせいかつ}紹 介^てし、日 常 生 活^{かつよう}の手引きとして活用して
いただくものです。

目次^{もくじおよ}及び^{かんとう}巻頭^{しょうがいていとうきゅうべつ}の「障 害等級別サービス一覧表（抜粋）」で、障 害程度に
^{がいとうじぎょう}よる該 当 事 業^{ほんぶん}や本文^{けいさい}の掲 載 ページ^{ページ}がわかるようになっていますので、手続^{てつづ}き

^もの漏れ^{ちえっく}を^{さくいん}チェックしたり、索引として、^{りよう}ご利用ください。

なお、発行後に制度が改正されることや、紙面の都合上で一部しか紹 介で
^{など}きないもの等^{くわ}がありますので、詳しい内容^{ないよう}や手続^{てつづ}き方法^{ほうほう}などについては、そ

^{たんとうまどぐち}れぞれの担 当 窓 口^{と あ}までお問い合わせください。

いなぎし ふくしふ しょうがいふくしか しょうがいふくしがかり
稲城市 福祉部 障 害福祉課 障 害 福 祉 係

いなぎしやくしょ2かい
(稲城市役所2階 ⑦ 番 窓 口)

- いなぎしひがしながぬま
・〒206-8601 稲城市 東 長 沼 2111
- でん わ ないせん
・電 話 042-378-2111 (内 線 224・226・229・230)
- ふあつくす
・FAX 042-378-5677
- めーるあどれす
・メールアドレス shou-fuku@city.inagi.lg.jp

※点訳版をご希望の方は、障害福祉課の窓口にて貸出しています。

(点訳ボランティアグループ「六点の会」作成)

目次

1. 相談窓口	ページ
1. 障害福祉課 障害福祉係	1
2. 稲城市社会福祉協議会	1
3. 稲城市障害者総合相談センター マルシェいなぎ	2
4. 稲城市発達支援センター レスポーいなぎ平尾・大丸	2
5. 稲城市児童発達支援センター レスポーいなぎ大丸	2
6. 東京都心身障害者福祉センター	3
7. 南多摩保健所	3
8. 多摩児童相談所	3
9. 東京都立多摩総合精神保健福祉センター	4
10. 東京都発達障害者支援センター TOSCA・トスカ	5
11. 障害者相談員	5
12. 民生委員・児童委員	5
13. 障害者団体等	5
14. 障害者虐待防止	6
15. 成年後見制度	6
16. 医療情報ネット 「ナビイ」	6
2. 手帳	
1. 身体障害者手帳	7
2. 愛の手帳	7
3. 精神障害者保健福祉手帳	8
3. 手当・年金	
1 手当	
1. 心身障害者福祉手当（都・市制度）	9
2. 特別障害者手当（国制度）	9
3. 障害児福祉手当（国制度）	10
4. 東京都重度心身障害者手当（都制度）	10
5. 特殊疾病患者見舞金（市制度）	11
6. 特別児童扶養手当（国制度）	11
7. 児童扶養手当（国制度）	12
8. 児童育成手当（障害手当）	12
9. 児童育成手当（育成手当）	13
10. 生活保護の障害者加算	13
2 年金等	
11. 東京都心身障害者扶養共済制度	14
12. 障害基礎年金	15
13. 障害厚生年金・障害手当金	15
14. 特別障害給付金	15
4. 医療	
1. 心身障害者医療費助成制度（ 障 制度）	16
2. 更生医療（自立支援医療）	17
3. 育成医療（自立支援医療）	17
4. 精神通院医療（自立支援医療）	18
5. 小児精神障害者入院医療費助成制度	18
6. 難病医療費等助成制度（ 都 制度等）	19
7. 小児慢性特定疾病医療費助成制度	19
8. B・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度	20

9.	肝がん・重度肝硬変医療費助成制度	20
10.	ひとり親家庭等医療費助成制度	21
11.	かかりつけ歯科医の紹介	21
12.	後期高齢者医療制度	22
13.	産科医療補償制度	22

5. 交通

1.	心身障害者自動車燃料費(ガソリン等)・タクシー料金の給付	23
2.	タクシー運賃の割引	24
3.	都営交通の無料パス(身体障害者・知的障害者)	24
4.	都営交通乗車証の発行(精神障害者)	25
5.	国内航空運賃、旅客船・フェリー運賃の割引	25
6.	民営バス運賃の割引(身体障害者・知的障害者)	25
7.	民営バス運賃の割引(精神障害者)	26
8.	i(あい)バスの割引	26
9.	JR等の運賃の割引	26
10.	有料道路通行料金の割引	27
11.	ハンディキャブ事業(福祉有償運送)	28
12.	交通事故の被害者救済制度	28
13.	自動車運転免許取得費、自動車改造費の助成	28
14.	駐車禁止等除外標章の交付	28

6. 各種軽減

1 税金

1.	所得税の控除	30
2.	市・都民税障害者控除及び非課税等	30
3.	相続税の控除	31
4.	贈与税の非課税	31
5.	利子等の非課税	31
6.	個人事業税の軽減	31
7.	福祉車両の非課税(消費税)	32
8.	軽自動車税種別割・自動車税軽自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免	32

2 各種料金

9.	稲城市下水道使用料減免制度	34
10.	廃棄物処理手数料減免制度(指定ごみ収集袋・粗大ごみ処理券)	34
11.	粗大ごみの運び出しサービス・障害者等のゴミ出し支援サポートシール	35
12.	おむつ専用袋(ごみ袋)	35
13.	電話番号の無料案内(NTT104番)	35
14.	携帯電話料金の割引	36
15.	テレビ受信料の減免	36
16.	多摩テレビ基本サービス利用料金の減免	36
17.	都立公園等の無料入場	36
18.	市立公園に設置する体育施設使用料の減免	37
19.	自転車等駐車場施設利用料の減免	37
20.	オーエンス健康プラザ施設利用料の減免	37
21.	市内公共施設利用にかかる駐車場利用料の減免	37
22.	市立公園利用にかかる駐車場利用料の減免	38

23. 郵便料金の減免	39
24. 青い鳥郵便葉書の無償配布	39
7. 障害者総合支援法・児童福祉法のサービス	
1. 介護給付、訓練等給付、障害児通所給付	40
2. 就学前の障害児通所支援に係る利用者負担について	41
3. 高額（新高額）障害福祉サービス費（高額償還）	41
4. 地域生活支援事業	41
5. 主なサービス一覧	42
6. 稲城市内の障害福祉サービス事業所一覧	43～45
8. ヘルパー等の派遣	
1. 訪問系サービス	46
2. 移動支援事業	46
3. 身体障害者入浴サービス	47
4. いなぎほっとサービス（有償家事援助）	47
5. 緊急一時保護（在宅保護・市制度）陽だまりヘルプ	47
6. 重度脳性麻痺者介護事業	48
7. 意思疎通支援事業	49
9. ショートステイ等	
1. 短期入所	50
2. 日中一時支援事業	50
3. 緊急一時保護（在宅保護・市制度）陽だまりヘルプ	51
4. 緊急一時保護（施設保護・市制度）	51
10. 福祉用具・生活用具	
1. 補装具費（購入費・修理費）の支給	52
2. 住宅設備改善費の助成	53
3. 日常生活用具購入費の支給	53
4. 日常生活用具費給付種目等	54～61
5. 紙おむつ支給事業	61
6. 中等度難聴児補聴器購入費の助成	61
7. 補助犬の給付	62
11. くらし・住まいの場	
1. 居住系サービス	63
2. グループホーム等家賃助成	63
3. 住宅設備改善費の助成	63
4. 都営住宅の入居者募集	63
5. 都営住宅使用料の減免	64
6. 夕食の配食サービス	64
7. 生活福祉資金貸付制度	65
12. 日中活動	
1. 日中活動系サービス	66
2. 稲城市障害者地域活動支援センター	66
3. 稲城七つの子	66
4. 通所訓練交通費の助成	66

13. 社会参加

1. ひきこもりサロン「とまりぎ」	68
2. 生きづらさを抱えている女性の居場所・交流会「さくらんぼ」	68
3. ボランティアセンター	68
4. 東京都障害者休養ホーム	69
5. 東京都多摩障害者スポーツセンター	69
6. 稲城市立図書館の障害者サービス	70
7. 点字図書について	71
8. 視覚障害者への支援施設	72
9. 聴覚障害者への支援施設	74
10. 選挙に関する情報提供	74
11. 郵便等による投票	74
12. 代理・点字投票	75
13. コミュニケーションボード・投票支援カード	75
14. 自動車運転免許取得費の助成	76
15. 自動車運転訓練（通所）	76
16. 自動車改造費の助成（運転補助装置の取付）	77
17. オストメイト対応トイレの位置情報検索サービス	77

14. ボランティア

1. ボランティアセンター	78
2. 手話講習会（手話奉仕員養成事業）	78
3. 点字奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成	78
4. 朗読奉仕員指導者の養成	78

15. 就労

1. 稲城市障害者就労支援センター マルシェいなぎ	79
2. ハローワーク（公共職業安定所）	79
3. 東京障害者職業センター	80
4. 東京障害者職業能力開発校	80
5. （公財）東京しごと財団 総合支援部障害者就業支援課	81
6. 国立職業リハビリテーションセンター	81
7. 障害者就業・生活支援センター TALANT（タラント）	82
障害者就業・生活支援センター オープナー	82
8. 精神科デイケア	82
9. 重度障害者等就労支援特別事業	83

16. 教育・学校

1. 特別支援教育	84
2. 特別支援学校	84
3. 特別支援学級	85
4. 特別支援教室「すまいるルーム」（小学校及び中学校）	85
5. 就学相談・転学相談	86

17. 緊急・災害

1. 救急医療届出制度	87
2. 緊急通報カードの配布	87
3. 重度身体障害者緊急通報システム	87
4. 稲城市メール配信サービス	87
5. Net119 緊急通報システム	88
6. 避難行動要支援者登録カード	88

7.	ヘルプカード	88
8.	障害者災害時支援用バンダナ	89
9.	ちょこっと共済（交通災害共済）	89
10.	災害時の対応について	90
11.	在宅人工呼吸器使用者災害支援事業	91

18. 法律相談・権利擁護

1.	法テラス（日本司法支援センター）	92
2.	稲城市消費生活センター	92
3.	稲城市福祉権利擁護センター（あんしん・いなぎ）	92
4.	成年後見制度	93
5.	障害者差別解消	93

19. 18歳から20歳の方の手続きについて 94～95

20. 65歳以上の方へ 96

21. 当事者・家族の会 97

22. 障害のある方に関するシンボルマーク 98～99

23. 施設案内（地図）

1.	稲城市社会福祉協議会	100
2.	稲城市障害者総合相談センター マルシェいなぎ	100
	稲城市障害者就労支援センター マルシェいなぎ	
3.	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	100
4.	稲城市発達支援センター レスポーいなぎ平尾	101
5.	稲城市発達支援センター分室 レスポーいなぎ大丸	101
6.	東京都心身障害者福祉センター本所・多摩支所	102
7.	南多摩保健所・多摩児童相談所	103

24. 身体障害者手帳判定基準 105～107

25. 障害福祉のしおりに関する電話番号一覧（抜粋） 108～109

障害等級別サービス一覧表(抜粋)

サービス 障害等級		手当・年金												医療			交通			
		手当								年金等										
		心身障害者福祉手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	東京都重度心身障害者手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	児童育成手当（障害）	児童育成手当（育成）	生活保護の障害者加算	東京都心身障害者扶養共済	障害基礎年金	障害厚生年金・障害手当金	特別障害給付金	心身障害者医療費助成	更生医療（自立支援医療） 療	精神通院医療（自立支援医療）	心身障害者自動車燃料費・ タクシー料金給付事業	タクシー運賃の割引	
掲載ページ		9	9	10	10	11	12	12	13	13	14	15	15	15	16	17	18	23	24	
身体障害者・障害程度等級	視覚障害	1	○	△	△	△	○	△	○	○	○	△	△	△	○	△		○	○	
		2	○	△	△	△	○	△	○	△	○	○	△	△	△	○	△		○	○
		3	○				△	△			○	○	△	△	△		△			○
		4	○				△	△					△	△	△		△			○
		5					△	△					△	△	△		△			○
		6					△	△					△	△	△		△			○
	聴覚又は平衡機能障害	2	○	△	△	△	○	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△		○	○
		3	○				○	△			○	○	△	△	△		△			○
		4	○				△	△					△	△	△		△			○
		5					△	△					△	△	△		△			○
		6					△	△					△	△	△		△			○
		3	○				○	△			○	○	△	△	△		△			○
	音声言語機能障害	4	○				△	△					△	△	△		△			○
		1	○	△	△	△	○	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△		○	○
		2	○	△	△	△	○	△	○	△	○	○	△	△	△	○	△		○	○
		3	○	△	△		○	△		△	○	○	△	△	△		△		○	○
		4	○				△	△					△	△	△		△			○
		5					△	△					△	△	△		△			○
	下肢・体幹・移動）	6					△	△					△	△	△		△			○
		1、2	○	△	△	△	△	△		○	○	○	△	△	△	○	△		○	○
		3	○				△	△		△	○	○	△	△	△	○	△		○	○
		4	○				△	△		△			△	△	△		△			○
	知的障害者等級・ 障害程度等級	1度	○	△	△	△	○	△	○		○	○	△	△	△	○			○	○
		2度	○	△	△	△	△	△	○		○	○	△	△	△	○			○	○
		3度	○				△	△	○		○	○	△	△	△					○
		4度	○				△	△				○	△	△	△					○
	精神障害者・ 障害程度等級	1		△	△		△	△		△	○	△	△	△	△	○		○		△
		2		△	△		△	△		△	○	△	△	△	△			○		△
		3		△	△		△	△		△		△	△	△	△			○		△
年齢制限		有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り		有り	有り	有り	有り	有り	有り				
所得制限		有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り			有り			有り	有り	有り			
介護保険優先																				
事前に登録等 が必要なもの		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		

対象となるかどうかは、それぞれに詳細な規定がありますので、
本文参照の上、問い合わせてください。
※一部民間サービス等の変更については最新の情報が反映できていない場合がございます。

○＝対象となる可能性が高い。
△＝対象となる可能性がある。

障害等級別サービス一覧表(抜粋)

[illegible]

対象となるかどうかは、それぞれに詳細な規定がありますので、
本文参照の上、問い合わせください。
※一部民間サービス等の変更については最新の情報が反映できていない場合がございます。

○＝対象となる可能性が高い。
△＝対象となる可能性がある。

障害等級別サービス一覧表(抜粋)

サービス 障害等級			各種軽減					障害者総合支援 法等のサービス	ヘルパー等の派遣・ショートステイ等									
			各種料金						訪問系サ ービス	移動支 援事業	身体障 害者入 浴サー ビス	いなぎ ほつと サービ ス (有償家 事援助)	緊急一時 保護 (在宅保 護)陽だ まりヘル プ	重度脳性 麻痺者 介護事業 (在宅保 護)陽だ まりヘル プ	意思疎 通支援 事業	短期入 所	日中一時 支援事業	緊急一時 保護 (施設保 護)
			体育施設 使用料の 減免	自転車等 駐車場利 用料の減 免	オーエ ンス健康 プラザ施 設利用料 の減免	駐車場利 用料の減 免(公園)	駐車場利 用料の減 免(公共 施設)											
掲載ページ			37	37	37	37	38	40～45	46	46	47	47	47	48	49	50	50	51
身体障害者・障害程度等級	視覚障害	1	○	○	○	○	○	△	△			○	△			△	○	△
		2	○	○	○	○	○	△	△			○	△			△	○	△
		3	○	○	○	○	○	△	△			○				△	○	
		4	○	○	○	○	○	△	△			○				△	○	
		5	○	○	○	○	○	△	△			○				△	○	
		6	○	○	○	○	○	△	△			○				△	○	
	聴覚又は 平衡機能 障害	2	○	○	○	○	○	△	△			○	△		○	△	○	△
		3	○	○	○	○	○	△	△			○			○	△	○	
		4	○	○	○	○	○	△	△			○			○	△	○	
		5	○	○	○	○	○	△	△			○			○	△	○	
		6	○	○	○	○	○	△	△			○			○	△	○	
		3	○	○	○	○	○	△	△			○			○	△	○	
	音声言語 機能障害	4	○	○	○	○	○	△	△			○			○	△	○	
		1	○	○	○	○	○	△	△		△	○	△	△		△	○	△
		2	○	○	○	○	○	△	△		△	○	△			△	○	△
		3	○	○	○	○	○	△	△			○				△	○	
		4	○	○	○	○	○	△	△			○				△	○	
		5	○	○	○	○	○	△	△			○				△	○	
	肢体不自由 (上肢・ 下肢・体幹)	6	○	○	○	○	○	△	△			○				△	○	
		1、2	○	○	○	○	○	△	△			○	△			△	○	△
		3	○	○	○	○	○	△	△			○				△	○	
		4	○	○	○	○	○	△	△			○				△	○	
	知的障害 程度等者 級・	1度	○	○	○	○	○	△	△	○		○	○			△	○	○
		2度	○	○	○	○	○	△	△	○		○	○			△	○	○
		3度	○	○	○	○	○	△	△	○		○	○			△	○	○
		4度	○	○	○	○	○	△	△	○		○	○			△	○	○
	精神障害 程度等者 級	1	○	○	○	○	○	△	△	○		○				△	○	
		2	○	○	○	○	○	△	△	○		○				△	○	
		3	○	○	○	○	○	△	△	○		○				△	○	
年齢制限								有り		有り	有り			有り				
所得制限																		
介護保険優先								有り	優先	優先	優先			優先		優先		
事前に登録等 が必要なもの			△		○		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

対象となるかどうかは、それぞれに詳細な規定がありますので、
本文参照の上、問い合わせてください。
※一部民間サービス等の変更については最新の情報が反映できていない場合がございます。

○＝対象となる可能性が高い。
△＝対象となる可能性がある。

障害等級別サービス一覧表(抜粋)

[illegible]

対象となるかどうかは、それぞれに詳細な規定がありますので、
本文参照の上、問い合わせください。
※一部民間サービス等の変更については最新の情報が反映できていない場合がございます。

○＝対象となる可能性が高い。
△＝対象となる可能性がある。



© K.Okawara • Jet Inoue

inagicity

1 相談窓口

1、障害福祉課 障害福祉係

◆問い合わせ TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

Eメール shou-fuku@city.inagi.lg.jp

障害者（児）の福祉全般についての相談や申請を受け付けます。

- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳に関すること
- ・各種障害福祉サービスの利用に関すること
- ・自立支援医療（精神通院・育成医療・更生医療）や難病医療費助成制度に関すること など

※毎週水・木曜日の9時から16時（正午から13時を除く）、手話通訳者が窓口にあります（都合により不在の場合もあります）。

2、稲城市社会福祉協議会

◆問い合わせ 百村7（福祉センター内） TEL 378-3366 (代表) FAX 378-4999

Eメール soumu@inagishakyo.org ホームページ <https://inagishakyo.org/>

※ 地図はP100をご参照ください。

（障害者相談支援事業）

TEL 378-3318 (直通) FAX 379-3722 Eメール soudan@inagishakyo.org

- ① 福祉サービスを利用するための支援（障害者総合支援法のサービス利用の相談、支援）
- ② 社会資源を活用するための支援（地域活動支援センターと連携、作業所等の紹介）
- ③ 社会生活力を高めるための支援（人間関係、就労に関する支援）
- ④ 権利擁護のために必要な支援（あんしんいなぎとの連携）
- ⑤ 専門機関の紹介（医療機関、精神保健福祉センターなど）

（地域活動支援センター）

TEL 370-2480 (直通) FAX 379-3722 Eメール soudan@inagishakyo.org

障害者等とその家族の地域における生活を支援し、在宅の障害者等の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ります。なお、地域活動支援センターの利用は、登録者を対象としています。

＜対象＞

市内在住の18歳以上で、障害者手帳をお持ちの方または心療内科に通院している方

- ① 日常生活の支援
- ② オープンスペースでの交流
- ③ 電話・面接・訪問による相談
- ④ プログラム（昼食会・体操・パソコン・創作活動等）の実施 など

3. 稲城市障害者総合相談センター マルシェいなぎ

◆問い合わせ 東長沼1559 TEL 379-9234 FAX 379-9240

※ 月～金（祝祭日を除く）9：30～18：00、土曜日（第5を除く）9：30～17：00

※ 地図はP100をご参照ください。令和6年6月、上記に移転しました。

（障害者相談支援事業）

①福祉に関わる様々な相談をお受けします。

- ・家族や友人との人間関係に悩んでいる
- ・障害者手帳を申請したい
- ・グループホームや一人暮らしをしてみたい……など

②福祉サービスをご案内・調整致します。

ヘルパーサービス・通所サービスの案内等、福祉サービスの案内・調整

③高次脳機能障害者に関する相談支援（高次脳機能障害者支援促進事業）

- ・ご本人やそのご家族の相談
- ・病院、福祉施設、行政など関係機関との連携
- ・生活に必要な社会資源について情報提供

（稲城市障害者就労支援センター） 詳細はP79をご参照ください。

（ピアサポートセンター）

当事者同士の活動が進められるように場所の提供と支援をいたします。

- ・仕事の相談、情報交換
- ・生活の相談、情報交換、一息つける場所
- ・各種講座、イベント、茶話会の開催、福祉・障害者関係図書、資料等の貸し出し……など

4. 稲城市発達支援センター レスポーいなぎ平尾・大丸

◆問い合わせ ※ 地図はP101をご参照ください。

●レスポーいなぎ平尾 平尾1-9-1複合施設ふれんど平尾4階

TEL 331-8794 FAX 331-8795 Eメール resupo-inagi@inagi-masayume.com

●レスポーいなぎ大丸 大丸607-2 都営稲城アパート17号棟1階

TEL 401-5138 FAX 401-5140 Eメール resupo-omaru@inagi-masayume.com

稲城市内に在住・在勤の発達に特性のある方についての相談をお受けしております。就学前から成人の方までご利用になれます。ご本人からはもちろん、ご家族や先生、勤務先からのご相談いただけますので、家庭や保育園・幼稚園、学校、職場等で、お困りごとがありましたらご相談ください。ご相談内容によっては専門機関の紹介もしています。

5. 稲城市児童発達支援センター レスポーいなぎ大丸

◆問い合わせ 大丸607-2 都営稲城アパート17号棟1階

TEL 401-5139 FAX 401-5140

Eメール resupo-omaru@inagi-masayume.com

稲城市に住む就学前までの心身の発達に配慮が必要なお子さんが通う療育施設です。施設見学や療育の利用までの流れ等、利用に関する相談をお受けしています。

6、東京都心身障害者福祉センター

◆問い合わせ ○本 所 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12階から15階
TEL 03-3235-2946 FAX 03-3235-2968

○多摩支所 国立市富士見台2-1-1

TEL 042-573-3311 FAX 042-576-5295

※地図はP102をご参照ください。

受付時間 平日午前9時から正午 午後1時から5時（祝日・年始年末を除く）

身体障害者手帳の交付、愛の手帳の判定（18歳以上）及び交付、補装具等の判定のほか、高次脳機能障害者の相談、支援を行っています。

＜利用方法＞ 市役所障害福祉課を通して、来所日時を予約して下さい。

ただし、愛の手帳の判定予約、高次脳機能障害者相談は直接下記に電話してください。

○愛の手帳判定予約 多摩支所 TEL 042-573-3311

本所 TEL 03-3235-2961

○高次脳機能障害専用電話相談 受付時間（平日午前9時から正午 午後1時から4時）
（祝日・年始年末を除く）

TEL 03-3235-2955

高次脳機能障害により日常生活に支障のある方やその家族生活や就労などの様々な相談に応じています。

※高次脳機能障害相談において、電話での相談が難しい場合には、

FAX 03-3235-2957 にてお問い合わせください。

7、南多摩保健所

◆問い合わせ 多摩市永山2-1-5 TEL 371-7661 FAX 375-6697

※地図はP103をご参照ください。

地域住民の相談窓口です。

- ① 精神保健及び難病に関する相談
- ② 障害のあるお子さんに関する相談（重症心身障害児など）
- ③ 結核、エイズ（HIV）等感染症に関する相談

8、多摩児童相談所

◆問い合わせ 多摩市諏訪2-6 TEL 042-372-5600 FAX 042-373-6200

※地図はP103をご参照ください。

18歳未満の心身障害児等の福祉についての相談・指導援助の窓口です。

- ① 愛の手帳の判定、交付
- ② 児童に関するさまざまな問題についての相談
- ③ 児童とその家庭についての必要な調査・診断・治療・障害等に関する相談
- ④ 児童福祉施設への入所、里親などへの委託措置
- ⑤ 緊急に保護を要する場合などの児童への一時保護

9. 東京都立多摩総合精神保健福祉センター

◆問い合わせ 多摩市中沢2-1-3 TEL 042-376-1111 (代表)

※地図はP 100をご参照ください。

多摩地域における精神保健福祉活動の中心的施設として地域の特性を踏まえ、都民の精神的健康の保持を図るとともに、こころの病の予防や相談、精神障害者の社会的自立に向けての課題などに、総合的かつ専門的に対応する施設です。

(精神保健福祉相談)

対人関係やこころの悩みでお困りの方の相談を受け付けています。対象は多摩地域の方です。

電話でお話を伺ってから、必要に応じて面接相談(無料)を行います。

『こころの電話相談』

TEL 042-371-5560

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・休日及び年末年始を除く)

(思春期・青年期デイケア・ショートケア)

・当デイケアは、主に若年者層を中心として自立および就労へのステップアップ等を目指す各種のプログラムを提供しています。

・社会性とコミュニケーションの向上をめざし、多様な心理教育や就労準備等のためのプログラムを設けており、個別相談と地域への定着にも力を注いでいます。

＜対 象＞

- ・精神科の診療を受け、ご本人に自立と社会参加への意欲があり、主治医が利用申込に同意している方
多摩地域を所管し、思春期・青年期向けデイケアを実施しているため、多摩地域にお住まいで、申込時

に中学卒業以降から概ね 40 歳程度の方が多く利用されています。

※詳しくはお問い合わせください。

＜利用期限＞

6か月更新で、原則 1 年 6 か月間です。

なお、当デイケアの継続・併用が望ましいと判断される場合は通算最長 2 年間までのご利用となります。

＜費用＞

初診・再診料、デイケア・ショートケア料等が必要になります。

各種健康保険・自立支援医療制度が利用できます。また、生活保護の指定医療機関です。

＜開催日時＞

毎週、月・火・木・金曜日の 4 日間です。

水・土・日・祝日・年末年始はお休みです。

＜利用方法＞

①まず、デイケア施設見学会にご参加ください。

- ・原則として毎週水曜日 午後 1 時から開催しています。
- ・予約が必要です。電話でお問い合わせください。

申込直通電話 042-373-7711 (月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 祝日・休日及び年末年始除く)

- ・プログラムのご案内、デイケアの施設見学、申込方法等をご案内いたします。

②申込は見学会参加後にお願いします。

③スタッフとの面接相談を行った上で手続きを経て、利用が決まります。

④ その他、当デイケアに関する最新の情報については、当センターホームページをご覧ください。

10、東京都発達障害者支援センター TOSCA・トスカ

(ご本人が18歳以上の方 おとなTOSCA)

◆問い合わせ 新宿区弁天町91番地 TEL 03-5579-8207 Eメール otona-tosca@ionp.or.jp

ホームページ <http://www.otona-tosca.org>

(ご本人が18歳未満の方 こどもTOSCA)

◆問い合わせ 世田谷区船橋1-30-9 TEL 03-6413-0231 Eメール tosca@kisenfukushi.com

ホームページ <http://www.tosca-net.com>

東京都在住の発達障害のある本人とその家族、関係機関・施設からの発達障害に関わる様々な相談をお受けしています。ご利用にあたっては予約が必要です。

必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション、研修講師の派遣なども行います。

11、障害者相談員

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

稲城市長から委託された民間の協力者で、障害者の相談に応じ、必要な助言・指導を行います。

身体障害者相談員	荒川 健一	(FAX) 331-0017
知的障害者相談員	杉野 知子	(TEL) 377-1724 *留守番電話の場合もご用件をおっしゃってください。

(任期は2027年3月31日までです。)

12、民生委員・児童委員

◆問い合わせ 生活福祉課 地域福祉係 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支払いはなくボランティアとして活動しています。また民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。障害者、高齢者、子育て世帯などの訪問や見守り相談対応を行っています。

<相談方法>

お住まいの地区の民生委員・児童委員にご相談いただくほか、第1・第3水曜日の10:00～12:00には、福祉センターで「心配ごと相談」を行っています。(※年末年始を除く。水曜日が祝日の場合は、翌平日に行います。)

なお、お住まいの地区の民生委員・児童委員がどなたなのかわからない場合は、上記担当にお問い合わせください。

13、障害者団体等

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

会員相互の親睦と、障害者福祉の向上を目的とした団体です。お気軽にご相談ください。

詳細はP97をご参照ください。

14、障害者虐待防止

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

障害者虐待防止法に基づき、障害のある方に対する家庭内、施設内、職場内で行われる虐待の通報・届出の受付や相談を行っています。

＜障害者虐待の定義＞

障害者虐待防止法では、障害者虐待を次のように定義しています。

- ・養護者による障害者虐待（主に家庭内での虐待）
- ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（主に施設内での虐待）
- ・使用者による障害者虐待（主に職場内での虐待）

＜障害者虐待の例＞

- ・身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

- ・性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること、又は障害者にわいせつな行為をさせること。

- ・心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は拒絶的な対応、その他障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ・放棄・放置

長時間の放置、その他必要な食事や排せつ、入浴等の世話や介助をしない等により、障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること。

- ・経済的虐待

障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

15、成年後見制度

詳細はP93 をご参照ください。

16、医療情報ネット「ナビイ」（旧：東京都医療機関案内サービス「ひまわり」※）

「東京都医療機関案内サービス『ひまわり』」は、「医療情報ネット『ナビイ』」に変わりました。医療情報ネット「ナビイ」は、診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなど、さまざまな情報から、全国の医療機関・薬局を検索することのできるシステムです。今すぐ診療を受けたい、地域を問わず希望する医療機関を探したい場合等に活用できます。

◆ホームページアドレス

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>



※＜東京都医療機関案内サービス ひまわり＞

電話・FAX による都内の医療機関案内は、引き続きご利用いただけます。

電話：03-5272-0303 FAX：03-5285-8080 年中無休・24時間対応

2 手帳

※ 現在手帳をお持ちの方で次の事項に該当する場合は、必ず障害福祉課に届け出をして下さい。

- ① 住所が変更となった場合
- ② 氏名が変更となった場合
- ③ お亡くなりになった場合
- ④ 手帳を紛失、破損した場合（再交付）
- ⑤ 障害の程度が変更となった場合（再交付）

1、身体障害者手帳

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた方が、日常生活上、社会生活上の様々な援護制度を受けるために必要な手帳です。障害の種類（視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語機能・そしゃく、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、直腸・ぼうこう、小腸機能障害、免疫、肝臓の機能障害）や程度により1級から6級まで交付されます。また、既に手帳をお持ちの方で障害の程度が変わったと認められる方は等級変更をすることができます。

※ 判定基準はP 105～107 をご参照ください。

＜手続き＞下記のものを持って申請してください（新規手帳申請、等級変更申請とも同じ）。

- ① 身体障害者手帳交付等申請（届出）書（障害福祉課窓口にあります）
- ② 身体障害者福祉法に定める指定医が記載した身体障害者診断書（障害福祉課窓口にあります）
- ③ 写真（タテ4cm×ヨコ3cm） 1枚
- ④ マイナンバーに関する書類

※手帳が交付されるまで1か月半程度かかります。

※15歳未満の方は、保護者が代わって申請してください。

2、愛の手帳

◆判定予約窓口

- ・ 18歳未満の方

多摩児童相談所 多摩市諏訪2-6 TEL 372-5600 FAX 373-6200

- ・ 18歳以上の方

東京都心身障害者福祉センター多摩支所 国立市富士見台2-1-1

TEL 042-573-3311 FAX 042-576-5295

東京都心身障害者福祉センター本所 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14階

TEL 03-3235-2961 FAX 03-3235-2959

東京都独自の制度で、知的障害の方がいろいろな援護制度を受けるために必要な手帳です。障害の程度は、知能測定値・社会性・意思疎通・身体的健康・基本的生活などの各要素を総合的に判断し、1度（最重度）から4度（軽度）まで交付されます。国の「療育手帳」に相当するものです。

<手続き>

・新規交付

手帳の交付を受けるためには、18歳未満の方は多摩児童相談所で、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターで判定を受ける必要があります。直接、電話で判定の予約をしてください。

・更新（再判定）

本人が満3歳、6歳、12歳、18歳（成人更新）になった時、及び障害程度が著しく変化した時は、18歳未満の方は多摩児童相談所で、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターで再度判定を受けてください。直接、電話で判定の予約をしてください。

・変更等

判定以外の諸手続き（氏名・住所等の変更、再交付、返還）の申請は障害福祉課でもできます。

3. 精神障害者保健福祉手帳

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表）FAX 378-5677

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害の状態に該当すると認められた方が、日常生活上、社会生活上の様々な援護制度を受けるために必要な手帳です。精神疾患（精神障害）の状態や能力障害の状態により1級から3級まで交付されます。また、既に手帳をお持ちの方で障害の程度が変わったと認められる方は等級変更をすることができます。

<手続き> 下記のものを持って申請してください。

① 申請書（障害福祉課窓口にあります。）

② 診断書（精神障害に係る初診日から6ヶ月以上（診断書作成の時点で）を経過した診断書に限ります。様式は、障害福祉課窓口又は東京都立中部総合精神保健福祉センターホームページにあります。）

※ 精神障害に基づく障害年金を受給している方は、以下の書類のいずれかを添付したうえで、同意書を提出していただいた場合は、診断書は不要です。（同意書は窓口にあります。）

・ 障害年金証書の写し ・ 障害年金裁定通知書の写し ・ 障害年金の振込通知書

③ 写真（タテ4cm×ヨコ3cm） 1枚

④ お持ちの手帳の写し（更新の場合）

⑤ マイナンバーに関する書類

⑥ 110円切手を貼付した返信用封筒（郵送申請の場合に限る）

※郵便事故による責任は一切負いかねますのでご了承ください。

<その他>

・申請に基づき審査を行い、等級が決定されれば手帳が交付されます。審査結果によっては、手帳が交付されないことや、更新前とは異なる等級が決定されることがあります。

・手帳が交付されるまで3～4ヶ月程度かかります。

・有効期間は、原則として2年です。（有効期間満了の3ヶ月前より更新申請可能です。）

・手帳と自立支援医療（精神通院医療）を同時に申請するときは、手帳用診断書のみで申請が可能な場合があります。※自立支援医療については、P18をご参照ください。

・更新時期のお知らせは実施していません。更新に必要な書類の送付を希望する方はご連絡ください。

3 手当・年金

1. 手当

心身障害者福祉手当について

制度の見直しにより、下記の「新規受付」は令和8年9月30日までとなります。

- ・身体障害者手帳3級（12,500円）
- ・身体障害者手帳4級（5,000円）
- ・愛の手帳4度（12,500円）

1、心身障害者福祉手当(都・市制度)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

<対象者>

種別	等級	手当額（月額）
身体障害者手帳	1・2級	15,500円
	3級	12,500円
	4級	5,000円
愛の手帳	1～3度	15,500円
	4度	12,500円
脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方		15,500円

<手続き> 身体障害者手帳・愛の手帳、本人名義の預金口座のわかるものを持って申請してください。

※所得が基準を超えていたため対象外となった方は毎年8月以降に再申請が可能です。

<支給方法> 4月・8月・12月の10日前後に前月までの4か月分を、本人名義の預金口座に振り込みます。
（認定された月の分から）

<支給制限> 次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ① 受給者本人の所得が限度額を超える方
- ② 施設に入所している方
- ③ 65歳以上で新たに上表の障害等級になった方
- ④ 20歳未満の方
- ⑤ 保護者が受給者本人に関する児童育成手当（障害手当）を受給中の方

2、特別障害者手当(国制度)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

対 象 者	手当額（月額）
精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方 ※認定可否は指定の診断書をご提出いただき専門医による判定を行います。 ※各種手帳を取得していなくても申請可	30,450円 ※令和8年4月時点 ※手当額は毎年見直されます。

<手続き> 特別障害者手当認定診断書、年金証書（受給者本人のもの）、本人名義の預金口座のわかるもの、マイナンバーに関する書類を持って申請してください。

＜支給方法＞ 5月・8月・11月・2月の10日前後に前月までの3か月分を、本人名義の預金口座に振り込みます。（申請のあった翌月分から）

＜支給制限＞ 次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ① 受給者や配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超えているとき
- ② 施設に入所しているとき
- ③ 病院など（介護老人保健施設等含む）に3か月を超えて入院しているとき
- ④ 20歳未満の方

3、障害児福祉手当（国制度）

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

対 象 者	手当額（月額）
精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において <u>常時の介護</u> を必要とする状態にある <u>在宅</u> の20歳未満の方 ※認定可否は指定の診断書をご提出いただき専門医による判定を行います。 ※各種手帳を取得していなくても申請可	16,560円 ※令和8年4月時点 ※手当額は毎年見直されます。

＜手続き＞ 障害児福祉手当認定診断書、本人名義の預金口座のわかるもの、マイナンバーに関する書類を持って申請してください。

＜支給方法＞ 5月・8月・11月・2月の10日前後に前月までの3か月分を障害児本人名義の預金口座に振り込みます。（申請のあった翌月分から）

＜支給制限＞ 次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ① 受給者や配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超えているとき
- ② 施設に入所しているとき
- ③ 障害を支給事由とする公的年金を受けているとき
- ④ 20歳以上の方

4、東京都重度心身障害者手当（都制度）

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

次のいずれかに該当する心身障害者（児）の方に支給されます。ただし、65歳以上でこの手当を新規に申請される方には支給されません。

対 象 者	手当額（月額）
① 重度の知的障害者で、著しい精神状態などのため、介護者が常に目を離せず、特別な配慮を必要とする方 ② 重度の知的障害と重度の身体障害の重複している方 ③ 重度の肢体不自由者で、両上肢、両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障害のある方	60,000円

＜手続き＞ 身体障害者手帳・愛の手帳、印鑑、本人の住民票記載事項証明書（又は住民票）、課税証明書、マイナンバーに関する書類を持って申請してください。

※東京都心身障害者福祉センター又は多摩支所で直接判定を受ける必要があります。また障害状況等により来所が困難な場合は、自宅で判定を受けることもできます。

＜支給方法＞ 毎月本人名義の預金口座に振り込みます。（申請のあった月の分から）

＜支給制限＞ 次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ① 所得が所得制限基準額を超えているとき
（20歳以上は本人の所得、20歳未満は扶養義務者の所得）

- ② 施設に入所しているとき
- ③ 病院等に継続して3か月を超えて入院しているとき
- ④ 65歳以上で新規申請の方

5. 特殊疾病患者見舞金(市制度)

特殊疾病患者見舞金について

制度の見直しにより、令和8年10月1日以降に「新規受付」の方から、所得・年齢・施設入所の支給制限が追加されます。

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

特殊疾病患者見舞金は、特殊疾病に罹患した方に対し、見舞金を支給することで福祉の増進を図ることを目的としています。

＜対象者＞ ①市内に住所がある方。

②特定医療費（指定難病）受給者証又は市が定める疾病の東京都難病医療費助成の医療券（**都**医療券）をお持ちの方で、市が定める受給資格を満たす方。

＜手続き＞ 下記のものを持って申請してください。

- ①特定医療費（指定難病）受給者証又は東京都難病医療費助成の医療券（**都**医療券）
- ②振込先となる口座の分かるもの（本人名義）

＜支給月額＞ 5,000 円

＜支給方法＞ 6月・10月・2月に前月までの4か月分を、本人名義の預金口座に振り込みます。（認定された月の分から）

＜支給制限＞ 次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ① 心身障害者福祉手当の受給者
- ② 保護者が受給者本人に関する児童育成手当（障害手当）を受給中の方
- ③ 生活保護を受けている方

6. 特別児童扶養手当(国制度)

◆問い合わせ 子育て支援課手当助成係 TEL 378-2111 (代表)

20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している父、母、又は養育者に支給されます。（児童扶養手当と併給できます。）

対 象 児 童	手当額（月額） ※令和8年4月時点
① 愛の手帳・身体障害者手帳：おおむね1～3度級程度の児童	児童1人につき
② 精神障害：上記と同程度の障害を有する児童	特児等級1級 58,450 円
③ 重複障害：複数の障害がある場合、個々の障害の程度が上記より軽度でも該当となる場合があります。	特児等級2級 38,930 円
	※手当額は毎年見直されます。

＜手続き＞ 診断書（身体障害者手帳・愛の手帳の写しで省略できる場合があります）、振込先の確認できる通帳（申請者が名義のものに限ります）のコピー、マイナンバーに関する書類を持って申請してください。
※特別児童扶養手当は主生計者が申請者となります。

＜支給方法＞ 4月・8月・11月に前月（11月は当月）までの4か月分を、銀行等の指定口座に振り込みます。（申請のあった翌月分から）

＜支給制限＞ 次のいずれかに該当する方は支給対象になりません。

- ① 申請者・配偶者又は申請者と同居している扶養義務者の所得が基準額以上のとき
- ② 施設に入所しているとき ※入所形態等によっては支給が受けられる場合があります。
- ③ 障害児が障害を支給事由とする公的年金を受給しているとき
- ④ 日本国内に住所を有しないとき

＜年度更新月＞ 8月 毎年8月に年度更新の手続きが必要です。子育て支援課より案内文書を送付します。

7. 児童扶養手当(国制度)

◆問い合わせ 子育て支援課手当助成係 TEL 378-2111 (代表)

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(20歳未満で中度以上の障害をもつ方も含む)で、次のいずれかの状態にある児童を養育している父、母、又は養育者に支給されます。

対 象 児 童	手当額(月額) ※令和8年4月時点
① 父母が婚姻を解消した児童	児童1人の場合 全部支給：48,050円 一部支給：11,340円～48,040円
② 父又は母が死亡した児童	
③ 父又は母が重度の障害を有する児童 (身体障害者手帳1～2級程度)	児童2人以降 全部支給：11,350円 一部支給：5,680円～11,340円
④ 父又は母が生死不明である児童	
⑤ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童	※手当額は毎年見直されます。 ※手当の支給を受ける方または対象児童に公的年金等の 受給・加算がある場合は、手当との差額支給となります。
⑥ 父又は母が法令により1年以上拘束されている児童	
⑦ 婚姻によらないで生まれた児童	

＜手続き＞ 戸籍の全部事項証明、印鑑、振込先の確認できる書類(申請者が名義のものに限ります)、マイナンバーに関する書類等、その他各支給事由による所定の証明書を持って申請してください。

※児童扶養手当は子を扶養している父又は母に障害がある場合、①障害のない父又は母②父又は母のいずれにも障害がある場合、軽度な方が申請者となります。

＜支給方法＞ 1月・3月・5月・7月・9月・11月に前月までの2か月分を、銀行等の指定口座に振り込みます。
(申請のあった翌月分から)

＜支給制限＞ 次のいずれかに該当する方は支給対象になりません。

- ① 所得制限額を超える方
- ② 配偶者や同居している扶養義務者の所得が基準額を超えるとき
- ③ 児童が施設に入所しているとき

※ こちらの手当の受給資格のある方は「ひとり親家庭等医療費助成制度」を利用できる可能性があります。
詳細はP21をご参照ください。

＜年度更新月＞ 11月 毎年8月に年度更新の手続きが必要です。子育て支援課より案内文書を送付します。

8. 児童育成手当(障害手当)

◆問い合わせ 子育て支援課手当助成係 TEL 378-2111 (代表)

20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している父、母、又は養育者に支給されます。

対 象 児 童	手当額(月額)
① 身体障害者手帳1～2級の児童	児童1人につき 15,500円
② 愛の手帳1～3度の児童	
③ 脳性麻痺・進行性筋萎縮症の児童	

＜手続き＞ 身体障害者手帳、愛の手帳の写し又は診断書、印鑑、振込先の確認できる書類(申請者が名義のもの

に限ります）、マイナンバーに関する書類を持って申請してください。

＜支給方法＞ 6月・10月・2月に前月までの4か月分を、銀行等の指定口座、に振り込みます。
(申請のあった翌月分から)

＜支給制限＞ 次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ① 所得が基準額を超えるとき
- ② 施設に入所しているとき

＜年度更新月＞ 6月 毎年6月に年度更新の手続きが必要です。子育て支援課より案内文書を送付します。

9、児童育成手当(育成手当)

◆問い合わせ 子育て支援課手当助成係 TEL 378-2111 (代表)

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、次のいずれかの状態にある児童を養育している父、母、又は養育者に支給されます。

対 象 児 童	手当額 (月額)
① 父又は母が死亡した児童 ② 父又は母が重度の障害を有する児童 (身体障害者手帳1～2級程度) ③ 父母が婚姻を解消した児童 ④ 父又は母が生死不明である児童 ⑤ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童	児童1人につき 13,500円

＜手続き＞ 戸籍の全部事項証明、印鑑、その他各支給事由による所定の証明書、振込先の確認できる書類(申請者名義のものに限ります)、マイナンバーに関する書類を持って申請してください。

＜支給方法＞ 児童育成手当(障害手当)と同じ

＜支給制限＞ 次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ① 所得が基準額を超えるとき
- ② 施設に入所しているとき

＜年度更新月＞ 6月 毎年6月に年度更新の手続きが必要です。子育て支援課より案内文書を送付します。

10、生活保護の障害者加算

◆問い合わせ 生活福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

生活保護を受給されている方は、障害者加算がつく場合があります。詳しくはお問い合わせください。

＜対象者＞ 身体障害者手帳(1～3級)、愛の手帳(1～3度)、精神障害者保健福祉手帳(1級及び2級)

2. 年金等

11、東京都心身障害者扶養共済制度

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

障害のある方を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めていただくことで、保護者に万が一の事があったとき（死亡・重度障害）障害のある方へ、終身年金を支給する制度です。

<加入要件>

加 入 資 格	障 害 者 範 囲
① 障害者の保護者であること ② 都内に住所があること ③ 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④ 年度初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること	① 知的障害者 ② 身体障害者（1級～3級） ③ 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が上記①②と同程度の方（たとえば、精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

<掛金>

加入者の加入時年齢	月額掛金（1口）
35歳未満	9,300円
35歳～40歳未満	11,400円
40歳～45歳未満	14,300円
45歳～50歳未満	17,300円
50歳～55歳未満	18,800円
55歳～60歳未満	20,700円
60歳～65歳未満	23,300円

※ 加入期間が20年以上となり加入者の年度当初の年齢が65歳となった以後の加入月から、掛金を納める必要はありません。

※ 掛金は変動することがあります。

<掛金減免> 次の要件に当てはまるときは、申請により1口目の掛金が1/2減額されます。

- ① 生活保護を受けている方
- ② 住民税が非課税の方又は免除されている場合
- ③ 都知事が特に減額を必要と認める場合（罹災）

<年金の支給> 加入者が死亡又は重度障害者になった場合に支給されます。

- ① 支給額 月額 20,000円（2口加入の場合は40,000円。2口が加入の上限。）
- ② 支給期間 加入者が死亡した（又は重度障害となった）月から終身支給開始
- ③ その他 この制度に加入できるのは障害者1人に対して1人の保護者のみです。
障害者が加入者より先に亡くなった時、加入期間に応じて弔慰金を支給します。
加入者が支払う掛金は所得控除の対象になります。

<手続き> 障害福祉課にお問い合わせください。

12. 障害基礎年金

◆問い合わせ 保険年金課年金係 TEL 378-2111 (代表)

国民年金の加入中に病気やケガで障害の状態になり、次のような要件を満たしていれば年金が受けられます。身体障害者手帳等とは別に国民年金法で定める障害の認定を受けることが必要となります。

受 給 要 件	年 金 額 (令和7年度・年額)
① 国民年金の加入中に初診日のある傷病により国が定める程度の障害の状態にある方、又は被保険者であった方で国内に住所のある60歳以上65歳未満の方 ※ 保険料の納付要件があります。 ② 20歳前に初診日のある傷病により国が定める程度の障害の状態にある方は、20歳から年金が受けられます。(ただし、所得制限があります)	国民年金法で定める1級障害 1,039,625円(昭和31年4月1日以前生まれの方は1,036,625円) 国民年金法で定める2級障害 831,700円(昭和31年4月1日以前生まれの方は829,300円) ※ 障害基礎年金を受ける人に18歳未満(1級、2級の障害の状態にある子の場合は20歳未満)の子がいるときは、子の加算があります。

13. 障害厚生年金・障害手当金

◆問い合わせ 府中年金事務所

所在地 府中市府中町2-12-2 TEL 042-361-1011 FAX 042-361-2649

厚生年金の加入中に障害の原因となった病気やケガの初診日があり、次のような要件を満たしていれば年金が受けられます。身体障害者手帳等とは別に定める障害の認定を受けることが必要となります。詳しい内容は、年金事務所にお問い合わせください。

受 給 要 件
① 障害認定日に法令で定める障害等級(1級～3級)に該当すること ② 障害厚生年金を受けるために必要な納付要件を満たしていること ※ 障害認定日に障害の状態が軽くても、その後、重くなったときには、障害厚生年金又は障害手当金が支給される場合があります。 ※ 障害基礎年金に該当しないような軽い障害の場合でも、3級の障害厚生年金又は障害手当金が支給される場合があります。

14. 特別障害給付金

◆問い合わせ 保険年金課年金係 TEL 378-2111 (代表)

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金が給付されます。

受 給 要 件
① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった、厚生年金等の加入者の配偶者 ※ 上記①または②に該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障害の状態にある方が対象となります。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当し、請求された方に限られます。

4 医療

1、心身障害者医療費助成制度（障：マルショウ）

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表）FAX 378-5677

＜対象者＞ 東京都内に住所がある身体障害者手帳１・２級（内部障害は１～３級）、
愛の手帳１・２度、精神障害者保健福祉手帳１級の方
ただし、次のいずれかに該当する方は受けられません。

- ① 所得制限基準額を超える方
- ② 健康保険未加入の方
- ③ 生活保護を受給されている方及び中国残留邦人等支援給付を受けている方
- ④ 公費により医療費が賄われる施設に入所している方
- ⑤ 後期高齢者医療制度に加入しており住民税が課税されている方
- ⑥ 新規６５歳以上の方（注釈）

注釈：６４歳までに、対象となる等級の障害者手帳を取得した方で、次のいずれかの事由により障の申請をすることができなかった場合は対象となります。

- ① 東京都の区域内に住所を有することがなかった場合
- ② 生活保護や中国残留邦人等支援給付を受けていた場合
- ③ 公費により医療費が賄われる施設に入所していた場合

※ 乳幼児医療費助成（乳）受給者証、義務教育就学児医療費助成（子）受給者証、高校生等医療費助成（青）受給者証、ひとり親家庭等医療費助成（親）受給者証をお持ちの方は、使用する医療証の優先順位がありますのでご相談ください。

＜助成内容＞ 国民健康保険やその他の健康保険を扱う医療機関等で、診療や薬剤を受けたときに支払った保険診療分の自己負担額を一部助成します。

- ・ 住民税課税の方・・・保険診療分の自己負担額から一部負担金等相当額（入院時の食事代は対象外）を除いた金額。
- ・ 非課税の方・・・保険診療分の自己負担額。

＜手 続 き＞ ① 申請・変更

障害者手帳と保険情報確認書類（保険証、マイナポータルから確認できる資格情報画面、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか）の写しを持参して申請してください。
患者氏名、住所、保険証等の変更があった場合には、変更届の提出が必要です。

- ② 償還払い（都外で受診した場合等、窓口で立て替え払いをした分を払い戻すこと）
医療機関の領収書、障受給者証、保険情報確認書類（保険証、マイナポータルから確認できる資格情報画面、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか）の写し、本人名義の振込先口座のわかるものを持参して申請してください。

＜有効期間＞ 申請をした月の初日より直近の８月３１日まで

（ただし精神手帳による申請で、申請日から直近の８月３１日までに手帳の有効期限が到来する場合は、手帳の有効期限の満了日まで）

※ 原則自動更新となりますが、障受給者証の有効期限が精神手帳の有効期限までになっている方は、精神手帳の更新申請を行った結果、引き続き精神手帳１級の交付をされた場合、再度障申請を行っていただきます。なお、障受給者証の有効期限が切れてから６か月以内に障申請をした場合、前回の受給者証の有効期限に引き続く期間の受給者証を交付することができます。

2、更生医療(自立支援医療)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

＜対象者＞ 身体障害者手帳を持つ満18歳以上の方

＜助成内容＞ 手帳に記載されている障害について、指定更生医療機関において、その障害を除去・軽減するための手術や治療を行うことで、その効果が確実に期待できる場合、それに係る医療費の一部を助成します。

自己負担は原則1割となります。また、市民税所得割額や本人収入等に応じて月額自己負担上限額が設定される場合があります。なお、保険世帯における所得が一定以上の方は制度の対象外です（「重度かつ継続」に該当する場合は除く）。

＜手続き＞ 身体障害者手帳の写し、申請書、更生医療意見書（指定医が作成したもの）及び見積明細書、保険情報確認書類（保険証、マイナポータルから確認できる資格情報画面、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか）の写し、マイナンバーに関する書類を持って事前に申請してください。

＜有効期間＞ 6月末まで（毎年更新申請が必要です）

＜その他＞ 腎臓・小腸・免疫以外の障害は東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です。

3、育成医療(自立支援医療)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

対 象 者	助 成 内 容
18歳未満の児童で、身体障害を有する者又は現存する疾患が、当該障害又は疾患にかかる治療を行わない時は、将来において障害を残すと認められる者で、手術等によって確実な治療効果の期待できる方。 ※ 障害者手帳を有するか否かは問いません。 ※ 所得制限があります。生活保護世帯も対象です。 ＜対象障害＞ ① 肢体不自由 ② 視覚障害 ③ 聴覚・平衡機能障害 ④ 音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤ 心臓障害 ⑥ 腎臓障害（慢性透析療法および腎移植） ⑦ その他の内臓（呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓等）障害 ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	指定育成医療機関において、医療費の自己負担が原則として医療費の1割に軽減されます。 ※世帯の所得水準により、ひと月あたりの負担上限額があります。入院時の食事代は助成対象外です。 ＜対象医療＞ ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ④ 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護 ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑥ 移送（医療保険による給付を受けることができない者の移送に限る。）

＜手続き＞ 申請書、指定医療機関による育成医療意見書、市民税（非）課税証明書（該当者のみ）、保険情報確認書類（保険証、マイナポータルから確認できる資格情報画面、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか）の写し、身体障害者手帳の写し（所持者のみ）、マイナンバーに関する書類を持って申請してください。

4. 精神通院医療(自立支援医療)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

精神疾患のため通院による継続的な治療を受ける場合の医療費を助成する制度です。自己負担は原則1割となります。ただし、本人の収入、保険世帯の所得、疾患等に応じて月額自己負担上限額が設定されたり、自己負担額全額が免除になることもあります。

精神通院医療にかかる往診・デイケア・訪問看護・てんかんの診療及び薬代等も対象となります。入院にかかる医療費は対象外です。

＜対象者＞精神疾患による通院をしている方（年齢の制限はありません）。

＜手続き＞下記のものを持って申請してください。

- ① 申請書（障害福祉課窓口にあります。）
- ② 診断書（障害福祉課窓口又は東京都立中部総合精神保健福祉センターホームページにあります。）
※手帳用の診断書に基づいて交付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、診断書に代えて手帳の写しを添付して申請ができる場合があります（新規または再開申請に限る）。
- ③ 下記いずれかの保険情報確認書類
（加入する健康保険の種類によって世帯員分も必要な場合があります。）
 - ・健康保険証のコピー
 - ・医療保険者から交付された「資格確認書」のコピー
 - ・医療保険者から交付された「資格情報のお知らせ」のコピー
 - ・マイナポータルから確認できる「資格情報画面」のコピー※生活保護受給者、稲城市国民健康保険、後期高齢者医療助成制度の方は除く。
- ④ 世帯所得調書兼同意書（障害福祉課窓口にあります。）
- ⑤ 自立支援医療（精神通院）受給者証（更新の場合）
- ⑥ マイナンバーに関する書類及び身元確認書類
- ⑦ 110円切手を貼付した返信用封筒（郵送申請の場合に限る）
※郵便事故による責任は一切負いかねますのでご了承ください。

＜その他＞

- ・有効期間は、原則として1年です。（有効期間満了の3ヶ月前より更新申請可能です。）
- ・更新時期のお知らせは実施していません。更新に必要な書類の送付を希望する方はご連絡ください。
- ・申請に基づき審査を行い、認定された場合は自立支援医療（精神通院）受給者証が交付されます。
- ・受給者証が交付されるまで3～4ヶ月程度かかります。
- ・受給者証に記載された指定医療機関のみでご利用可能です。
- ・病状及び治療方針の変更がない場合、自立支援医療診断書の提出は2年に1度となります。ただし、有効期間を過ぎてしまっからの申請は再開申請となり、診断書の提出等が必要となります。
- ・自立支援医療（精神通院医療）と精神障害者保健福祉手帳（P8参照）を同時に申請するときは、手帳用診断書のみで申請が可能な場合があります。
- ・更新、医療機関の変更、健康保険の変更、住所の変更、氏名の変更、紛失や破損による再交付等は手続きが必要です。

5. 小児精神障害者入院医療費助成制度

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

18歳未満で精神疾患のために入院治療を必要とされる方に健康保険の自己負担分を助成します。（ただし食事療養費は除きます。）

＜対象者＞都内に住み、精神障害で入院治療を必要とする、満１８歳未満の方（ただし、既認定者で満１８歳に達した時点で引き続き入院している場合は、満２０歳の誕生日の末日まで延長可能です。）

＜手続き＞以下のものを持って申請してください。

- ① 申請書（障害福祉課窓口又は東京都立中部総合精神保健福祉センターホームページにあります。）
- ② 診断書（障害福祉課窓口又は東京都立中部総合精神保健福祉センターホームページにあります。）
- ③ 住民票
- ④ 保険情報確認書類（保険証、マイナポータルから確認できる資格情報画面、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか）の写し
- ⑤ 遅延理由書（必要な場合のみ。障害福祉課窓口又は東京都立中部総合精神保健福祉センターホームページにあります。）

＜その他＞

- ・助成期間は診断書に基づき審査会で決定されます。最長で１年間です。１年を超えて継続入院されるときは、継続申請が必要となります。
- ・遅延理由書の提出があり、審査会で認められた場合は、申請書を受理した日から１ヶ月又は２ヶ月前の日の初日まで助成開始日を遡及することができます。
- ・認定された医療券に記載された助成期間内であっても、退院等の事由により入院加療の必要性が無くなった場合は、退院日をもって助成期間は終了となります。再度入院する際は、申請が必要です。

6、難病医療費等助成制度（**都** 制度等）

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表）FAX 378-5677

国又は都の指定する難病に罹患していて、一定の基準を満たした方にかかる医療費の一部又は全部を助成します。対象となる疾病は３００疾病以上あります。詳細はお問合せ下さい。

＜手続き＞ 申請書類及び必要書類を持って申請してください。申請書類は障害福祉課で配布しています。（特定疾病療養受療証については加入の健康保険組合等が発行）

- ＜その他＞
- ① 毎年更新の手続きが必要となります（更新書類は東京都から通知が届きます）
 - ② 世帯の所得水準に応じて、ひと月あたりの負担に上限額が設定されます。
 - ③ 患者氏名、住所、保険証等の変更があった場合は変更届の提出が必要です。

※本制度の対象者は特殊疾病患者見舞金を受給できる場合があります。詳細はP11 をご参照ください。

7、小児慢性特定疾病医療費助成制度

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表）FAX 378-5677

１８歳未満の児童で、小児慢性特定疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童の医療費の自己負担分の一部又は全部を助成します。

＜対象疾患＞ 東京都福祉保健局ホームページの「小児慢性特定疾病一覧」をご参照ください。

＜手続き＞ 申請書類及び必要書類を持って申請してください。申請書類は障害福祉課で配布しています。（「医療意見書」は受診している指定医療機関に作成を依頼してください）

＜その他＞ ①医療費助成の開始日は、申請受理日からとなります。

- ②世帯の所得水準に応じて、ひと月あたりの負担に上限額が設定されます。
- ③患者氏名、住所、保険証等の変更があった場合は変更届の提出が必要です。
- ④18歳に達した時点で受給者証を有し、引き続き医療を受ける必要がある場合は、受給者証の有効期間が途切れない限り、20歳の誕生日の前日まで更新できます。
- ⑤20歳以上になった場合は、難病医療費助成制度に移行できる疾患もあります。
- ⑥小児慢性特定疾病医療受給者証が交付された方で他の医療証（乳・子・青・障・親の医療証等）もお持ちの方は、必ず同時に医療機関にご提示ください。（乳・子・青・障・親医療証等のみを提示して精算した場合、あとで小児慢性特定疾病医療費助成制度の医療費助成について還付請求を行うことができません。）

8、B・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

根治を目的とするB・C型肝炎の医療費助成の対象となっている治療にかかる保険診療の患者負担額から患者一部負担額を除いた額を助成します。

＜対象者＞ 東京都内に住所があり、東京都が指定する肝臓専門医療機関でB・C型ウイルス肝炎の根治を目的とするインターフェロン治療を要すると診断された方、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療を要すると診断された方又はC型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると診断された方

＜手続き＞ 申請書類及び必要書類を持って申請してください。申請書類は障害福祉課で配布しています。

9、肝がん・重度肝硬変医療費助成制度

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院治療に係る医療費の一部を助成するとともに、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための制度です。

＜対象者＞ 都内に住所があり、次の①～④の条件すべてを満たした場合に、対象となります。

- ① B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断され入院治療（※）を受けている方
- ② 世帯年収が概ね370万円未満の方（ただし、生活保護受給者を除く）
- ③ 肝がん・重度肝硬変での指定医療機関への入院で申請月の前の11か月以内に高額療養費算定基準額を超えた月が3か月以上ある方
- ④ 肝がん・重度肝硬変の治療の研究への協力に同意している方

※都道府県が指定する医療機関（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関）に入院している場合が対象です。

＜手続き＞ 申請書類及び必要書類をもって申請してください。申請書類は障害福祉課で配布しています。

10. ひとり親家庭等医療費助成制度

◆問い合わせ 子育て支援課手当助成係 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

ひとり親家庭等で一定の要件に該当された方に対し医療費の一部を助成する制度です。
対象となる方には医療証が交付されます。

- ＜対象者＞
- ① 児童を監護しているひとり親家庭の母または父、および児童
 - ② 両親がいない児童などを養育している養育者、および児童（両親のいない児童）

※ 本制度におけるひとり親家庭等には、父母が婚姻を解消した家庭あるいは父又は母が死亡した家庭、未婚の母子家庭である場合の他に、父又は母が重度の障害の状態にある家庭も含まれます。

＜支給制限＞ 次のいずれかに該当する方は受けられません。

- ① 所得制限額を超える方（所得基準は児童扶養手当制度に準拠）
- ② 配偶者や同居している扶養義務者の所得が基準額を超えるとき
- ③ 各種健康保険に加入していない方
- ④ 生活保護を受けている方
- ⑤ 児童福祉施設等（母子生活支援施設は除く）に措置により入所している方

＜年度更新月＞ 1月 更新の手続きが必要な方には、子育て支援課より案内文書を送付します。

※ 乳幼児医療費助成（乳）受給者証、義務教育就学児医療費助成（学）受給者証、高校生等医療費助成（青）受給者証、心身障害者医療費助成（障）受給者証をお持ちの方は、使用する医療証の優先順位がありますのでご相談ください。

11. かかりつけ歯科医の紹介

◆問い合わせ 稲城市保健センター TEL 378-3421 FAX 377-4944

障害のある方や在宅で寝たきりの方などが、身近な地域でかかりつけ歯科医を持てるよう稲城歯科医会の歯科医を紹介します。訪問をして治療を行う歯科医やご自宅から通える歯科医を紹介します。

かかりつけの歯科医をもつと、こんなメリットがあります。

- ・ 継続した診療が受けられる。
- ・ 専門的な治療が受けられる。
- ・ 万が一寝たきりになっても、訪問しての歯科治療が受けられる。
- ・ 定期的な健診や、虫歯、歯周病の予防を受けられる。

12、後期高齢者医療制度

◆問い合わせ 保険年金課後期高齢者医療係 TEL 378-2111 (代表)

- ＜対象者＞ 75 歳以上の方、及び一定の障害がある 65 歳以上 75 歳未満の方（要加入申請）
- ＜内 容＞ かかった医療費の 1 割（一定以上所得のある方は 2 割、現役並み所得者の方は 3 割）を窓口で負担していただく制度です。
なお、1 ヶ月の医療費が自己負担額を超えた場合は、超えた額を保険者である東京都後期高齢者医療広域連合が負担します（高額療養費）。
- ＜保険料＞ 対象者すべての方から保険料を徴収します。
- ＜その他＞ 特定の疾病（人工透析が必要な慢性腎不全など）による高額な治療を長期間継続して受ける必要がある方は、「特定疾病療養受療証」の交付を受けることができます。
「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口に表示すると、特定疾病の自己負担限度額が 1 つの医療機関につき、月額 1 万円となります。
なお、特定疾病の認定を受けた場合は、マイナ保険証を利用して受診する際に特定疾病認定情報の提供に同意することで、特定疾病療養受療証の窓口での提示は不要になります。
※担当窓口に申請することで、特定疾病区分を記載した資格確認書の交付を受けることもできます。

13、産科医療補償制度

◆問い合わせ 産科医療補償制度専用コールセンター TEL 0120-330-637

(午前 9 時～午後 5 時 土日祝除く)

ホームページ <http://www.sanka-hp.jcqhcc.or.jp/>

お産に関連して、重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

補償の対象に認定された場合、一時金と分割金をあわせ総額 3,000 万円の補償金が支払われます。

補償の対象等詳細は、上記ホームページ、コールセンターまたはお産した分娩機関へお問合せください。

※生後 6 ヶ月未満で亡くなられた場合は、補償対象となりません。

- ＜対象者＞ 次の①～③の基準すべてを満たした場合に、補償対象となります。
- ① ・2015 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに出生したお子様の場合
出生体重 1,400 g 以上で在胎週数 32 週のお産で生まれていることまたは 28 週以上で所定の要件
 - ・2022 年 1 月 1 日以降に出生したお子様の場合
在胎週数 28 週以上であること
 - ② 先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺
 - ③ 身体障害者障害等級 1 級または 2 級に相当する脳性麻痺
- ＜申請期間＞ お子様の満 1 歳の誕生日から満 5 歳の誕生日まで
(極めて重症であって、診断が可能となる場合は、生後 6 ヶ月から補償申請可)

5 交通

1、心身障害者自動車燃料費(ガソリン等)・タクシー料金の給付

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

電車やバス等の公共交通機関を利用することが困難な方に、自動車燃料費又はタクシー料金を給付します。

＜対象者＞ 手帳の等級が次のいずれかの方

- ① 視覚障害 1・2 級
- ② 上肢・下肢または体幹機能障害 1～3 級
- ③ 内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸） 1・3 級
- ④ 内部障害（免疫・肝臓） 1～3 級
- ⑤ 聴覚障害 2 級
- ⑥ 愛の手帳 1・2 度
- ⑦ 脳性麻痺または進行性筋萎縮症

＜認定手続き＞ 身体障害者手帳または愛の手帳と、本人名義の預金口座のわかるものを持って申請してください。認定後は、年 3 回に分けて状況報告を行ってください。

＜助成内容＞ 月単位でタクシー、ガソリン・軽油の料金助成のいずれかを選択していただきます。

各期最高 10,000 円（ガソリン使用の場合は 200 ㍓）となります。

※ 第 1 期（4～7 月）、第 2 期（8～11 月）、第 3 期（12 月～3 月）

- ① タクシー料金は使用した料金（運賃のみ助成）
- ② ガソリン料金は 1 リットルにつき 50 円
- ③ 軽油料金は 1 リットルにつき 30 円

※ 各期の途中での申請や受給資格を喪失された場合、期間内の対象月数×2,500 円が支給上限額となります。

＜助成制限＞ 次の場合は対象となりません。

- ① 施設に入所されている場合
- ② 通勤・通学・営業にご利用される場合

＜対象期間及び支払い予定＞

各期間ごとに状況報告を行ってください。（報告方法については市ウェブサイトでご確認ください。）

	対象期間（領収書の日付）	提出期限	支払い予定
第 1 期	4 月～7 月分	8 月 10 日	9 月末頃
第 2 期	8 月～11 月分	12 月 10 日	1 月末頃
第 3 期	12 月～3 月分	4 月 10 日	5 月末頃

※タクシー料金は障害者手帳提示による運賃割引制度（1 割引き）を利用した料金の領収書（日付が記入されているもの）が助成対象となります。

※状況報告は市ウェブサイトより案内及び受付を行っております。



◀◀市ウェブサイト QR コード

2、タクシー運賃の割引

◆問い合わせ 東京ハイヤー・タクシー協会 TEL 03-3264-8080 FAX 03-3221-7665

東京都個人タクシー協会 TEL 03-3947-1461 FAX 03-3947-9167

障害者がタクシーを利用する場合、手帳に貼付された写真の提示により本人確認が行われた場合、運賃が1割引となります。

※ 精神障害者保健福祉手帳による割引は一部適用していない会社があります。また、都外については現地タクシー会社にお問い合わせください。

＜対象者＞ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

＜割引率＞ メーター表示額の1割引（割引後の10円未満は切捨て）



3、都営交通の無料パス(身体障害者・知的障害者等)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

都営交通（都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）を無料又は割引で利用できます。

（70歳以上の方はシルバーパスかどちらかお選び下さい）

＜対象者＞ 都内に居住する身体障害者手帳または愛の手帳を所持する本人と介護者

※戦傷病者、原爆被爆者、生活保護受給世帯、中国残留邦人、児童扶養手当受給世帯、被擁護者も対象となりますが、割引率、有効期間、手続きの方法が下記とは異なる場合がありますのでお問い合わせください。

＜割引率＞ ① 本人は無料。

② 介護者が同乗する場合、手帳と無料パスを提示し乗車券を購入すると普通乗車券、定期券とも5割引（ただし、バスの定期券は3割引）となります。

＜有効期間＞ 発行日から3年の範囲内で最後の誕生日月末まで。

＜手続き＞ 身体障害者手帳または愛の手帳を持って申請して下さい。

更新申請は、有効期限誕生日の初日からお手続き可能です。

＜PASMO＞

- ・ 磁気式の無料乗車券をPASMO（ICカード式）と交換することができます。
- ・ 交換場所は都営地下鉄の定期券発売所（本八幡駅を除く）、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所（日暮里駅）です。
- ・ PASMOをお持ちでない場合はデポジットとして500円が必要です。

（第一種身体障害者又は第一種知的障害者の大人と、介護者1名に対して障害者PASMO2枚1組が購入できます。詳しくは、都営交通お客様センター 電話 03-3816-5700、FAX03-3812-7640 までお問い合わせください。）

4. 都営交通乗車証の発行(精神障害者)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

都営交通(都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー)に無料で乗車できます。

ただし、シルバーパス、その他の無料乗車券の所持者は対象外です。

＜対象者＞ 都内に居住する精神障害者保健福祉手帳を所持する方

＜申請・発行窓口＞ 障害福祉課又は23区内の都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所(本八幡駅を除く)で申請してください。

発行窓口は乗車証の種別により以下のとおりです。

○紙券・・・障害福祉課及び都電・都営バス定期券発売所

○磁気券及びICカード・・・都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所

＜手続き＞ 申請窓口で精神障害者保健福祉手帳を提示し、申込書に必要事項を記入してください。その場で発行します。なお、有効期限が過ぎた手帳や手帳申請書の控えでは発行できませんのでご注意ください。

＜有効期間＞ 発行日から2年間です。有効期限の13日前から継続手続きができます。

5. 国内航空運賃、旅客船・フェリー運賃の割引

身体障害者手帳や愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、運賃が割引になる場合があります。

割引率、割引対象者につきましては各会社にお問い合わせください。

6. 民営バス運賃の割引(身体障害者・知的障害者)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

＜対象者＞ ① 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者
② 上記の手帳所持者と同乗する介護人
(1名まで。第2種身体障害者は、福祉事務所長が介護の必要性を認めた場合のみ)

＜割引方法＞ ・普通乗車券

① 手帳所持者本人は、運賃支払の際に乗務員に各手帳を提示

② 介護人は、手帳所持者と同乗し、運賃支払の際に乗務員に割引証を提示

※割引証は、手帳所持者に交付されます。あらかじめ手続きが必要です。

※PASMO・Suica等をご利用になる場合は、運賃支払の際、事前に乗務員にお申出ください。

・定期券

「定期券割引購入申込書」の交付を受け、定期券売り場窓口に提出してください。ただし、バス会社によっては、継続定期の購入時は手帳の提示のみでよい場合があります。

＜割引率＞ ① 普通乗車券 5割引
② 定期乗車券 3割引

＜割引証の交付＞障害者手帳を持って下記の場所で申請してください。

- ① 身体障害者（児） 稲城市役所障害福祉課
- ② 知的障害者（児） 愛の手帳交付時に割引証は同封されています。

※第一種身体障害者又は第一種知的障害者の大人と、介護者1名に対して障害者PASMO2枚1組が購入できます。詳しくは、東京都交通局電車部営業課 電話 03-5320-6046 まで問い合わせください。

＜利用路線＞東京都の区域内に路線（他県に乗り入れをしている路線を含む。）を有する民営バス。
ただし、一部コミュニティバスは対象外です。

7. 民営バス運賃の割引(精神障害者)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

＜対象者＞ 東京都が発行する、写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（ご本人のみ）

＜割引方法＞運賃支払の際に、手帳の写真が見えるように乗務員に提示してください。PASMO・Suica 等をご利用になる場合は、運賃支払の際、事前に乗務員にお申出ください。

＜割引率＞ 運賃が半額になります。定期券は割引になりません。

＜適用範囲＞東京都内を運行する一般路線バスの都内区間です。東京都内で乗車し、かつ東京都内で降車（下車）する場合のみ適用になります。

8. i(あい)バスの割引

◆問い合わせ

●A コース（南多摩駅～稲城・府中メモリアルパーク路線）

：南観光交通多摩営業所 TEL042-374-7220

●B コース（はるひ野駅～南多摩駅路線）・C コース（平尾循環路線）

：小田急バス新百合ヶ丘営業所 TEL042-299-9196

稲城市コミュニティバス（愛称：iバス）は、路線バスを補完する交通サービスとして、交通弱者の社会参加や、交通不便の解消等を主な目的としています。



＜提示することにより半額割引になります＞

（障害者手帳アプリ（ミライロID）の提示でも可）

- ・身体障害者手帳 ・愛の手帳(療育手帳)
- ・精神障害者保健福祉手帳

小児運賃は割引により、現金払いの場合は30円、交通系ICカード払いの場合は25円となります（小学生以上が同伴する幼児（小学生未満）2人までは無料）。

※Aコースは現金払いのみです。

※iバスについての詳細は市役所1階総合案内のほか、市内公共施設、バス車内で配布している『路線図・時刻表』をご覧ください。

9、JR等の運賃の割引

＜対象者＞ 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちで、運賃減額欄に、第1種または第2種と記載されている方とその介護者（介護者は第1種のみ）

＜手続き＞ 乗車券等を購入するときに、該当手帳を持って発売窓口に提示します。

＜割引内容＞ 詳しくは駅の窓口へお願いします。

利用区分		割引対象乗車券	割引率	割引取扱い区間
介護者付添いの利用	第1種	普通乗車券 定期券（小児を除く） 回数券（バスを除く） 急行券（JR線のみ）	5割（バスの定期は3割） ※介護者も同率	JR線（航路・バスを含む）、及び連絡社線の各駅相互間
	12歳未満の第2種	定期券 （介護者は通勤定期のみ）		
単独利用	第1種 第2種	普通乗車券	5割	同上 ※ ただし、鉄道・航路は片道100kmを超える区間に限ります

※私鉄等他鉄道会社でも割引を行っている場合があります。詳しくは各鉄道会社のホームページや駅の窓口でご確認ください。

10、ハンディキャプ事業（福祉有償運送）

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会 TEL 378-8426（直通） FAX 379-3722

Eメール：zaitaku@inagishakyo.org

身体障害者や介助の必要な高齢者で、単独で公共交通機関の利用が困難な方を対象として、ハンディキャプ車両による移送サービスを提供します（会員制）。なお、移送は有償ボランティアが行います（介助は不可）。

＜対象者＞ 稲城市在住・在宅で、車いすを利用されている方、又は単独でタクシー等公共交通機関の利用が困難な方。

＜会員登録＞ ハンディキャプ事業の会員登録が必要です。（年会費 500 円）

＜利用時間＞ 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（祝日・年末年始を除く）

＜利用方法＞ 事前に予約が必要です。

＜利用範囲＞ 発着地のいずれかが稲城市で、福祉センターを中心として直線距離 25km 以内。

＜利用料金＞ 市内片道 500 円 市外 10Km 圏内片道 800 円 市外 10Km 圏外片道 1,500 円

※ご利用に際しては担当職員が訪問し、事業内容と利用説明をいたします。

11、有料道路通行料金の割引

◆問い合わせ 有料道路ETC割引登録係 045-477-1233

オンライン申請窓口 <https://www.expressway-discount.jp>

障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

- ＜対象者＞
- ① 障害者ご本人が運転される場合
身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
 - ② 障害者ご本人以外が運転され、障害者ご本人が同乗される場合
身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている方のうち「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」と記載されている方
- ※自動車を保有されていない場合でも申請は可能です。
- ＜割引率＞ 通常料金の5割引
- ＜有効期間＞ 新規申請の方は申請をした日から2回目の誕生日まで
更新申請の方は申請をした日から3回目の誕生日まで
※更新申請は、割引有効期限の2ヶ月前からできます。
- ＜手続き＞ 次の必要書類を持って申請してください。（事前申請が必要です。）
※障害者手帳とマイナンバーを紐づけされている方は、オンラインで手続きができます。
オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

手帳をみせて通行される方	① 身体障害者手帳、愛の手帳 ② 運転免許証（本人運転のみ）
ETCを利用して通行される方 （登録は障害者1人につき1台まで）	① 身体障害者手帳、愛の手帳 ② 自動車車検証（電子化に伴い自動車検査証記録事項もしくは車検閲覧アプリを持参してください） ③ 運転免許証（本人運転のみ） ④ ETCカード（原則障害者本人様名義のもの） ⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書

※有料道路通行の際は、料金所で収納員に障害者手帳の必要事項が記載された箇所を提示してください。ETCをご利用の方は、高速道路株式会社より「登録結果のご案内」の通知が届いた後に、ETCが割引となります。

12、交通事故の被害者救済対策

◆問い合わせ 独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ） 東京主管支所 03-3621-9941

国土交通省では、交通事故に遭われた方や交通事故により障害が残った方を対象に各種制度や手続きの周知・ご案内をしており、その業務を独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）が行っています。

13、自動車運転免許取得費、自動車改造費の助成

18歳以上で基準に該当する方は自動車教習費及び自動車改造費の助成を受けることができます。
詳細はP76～77をご参照ください。

14、駐車禁止等除外標章の交付

◆問い合わせ 多摩中央警察署 交通総務係 TEL 375-0110

警視庁ホームページアドレス <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

標章の交付を受けた障害者本人が、現に使用中の車両であり、かつ標章を車両の前面ガラスの見やすい箇所に正しく掲出することにより、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の一部から除外されます。詳しくは多摩中央警察署までお問い合わせください。

<対象者>

都内に住所を有し、下表に記載する手帳の種別、障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

手帳の種別	障害の区分		障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害		1～3級、4級の1	
	聴覚障害		2級又は3級	
	平衡機能障害		3級	
	肢体不自由	上肢機能障害		1級、2級の1又は2級の2 (両上肢に著しい障害がある方)
		下肢機能障害		1～4級
		体幹機能障害		1～3級
		害運動機能障	上肢機能	1級又は2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能		1～4級	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害		1級又は3級	
	免疫、肝臓機能障害		1～3級	
(再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方)				
愛の手帳	1度又は2度（3・6・12・18歳到達時の更新申請が終了している方）			
精神障害者保健福祉手帳	1級の方でかつ精神通院医療にかかる自立支援医療費の支給を受けている方			
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓機能障害		特別項症から第3項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害		特別項症から第4項症までの各項症	
小児慢性特定疾病医療受給者証	色素性乾皮症に係る医療費支給認定を受けた方			

6 各種軽減

1. 税金

1、所得税の控除

◆問い合わせ 日野税務署 所在地 日野市万願寺6-36-2 TEL 042-585-5661

本人または控除の対象である配偶者や扶養親族（年少扶養を含む）が障害者の場合、勤務先における年末調整または税務署へ確定申告をする際に障害者控除が受けられます。

- ＜対象者＞ ①身体障害者手帳所持者
②愛の手帳所持者
③精神障害者保健福祉手帳所持者

＜控除額＞ 特別障害者控除額：40万円

該当の方：身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度、精神障害者保健福祉手帳1級
障害者控除額：27万円

該当の方：その他の障害者

- ※ なお、配偶者控除・扶養控除（年少扶養を含む）の対象者が特別障害者に該当し、申告者と同じくしている場合は、控除額が異なります。詳しくは勤務先の給与担当者か国税庁ホームページをご確認ください。

2、市・都民税障害者控除及び非課税等

◆問い合わせ 課税課市民税係 TEL 378-2111（代表） FAX 378-2207

本人または控除の対象である配偶者や扶養親族（年少扶養を含む）が障害者の場合、所得税で障害者控除を受けた方、及び、市・都民税の申告をする際に課税課に申告すると障害者控除が受けられます。

- ＜対象者＞ ①身体障害者手帳所持者
②愛の手帳所持者
③精神障害者保健福祉手帳所持者

＜控除額＞ 特別障害者控除額：30万円

該当の方：身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度、精神障害者保健福祉手帳1級
障害者控除額：26万円

該当の方：その他の障害者

- ※ 障害者本人の合計所得金額が135万円以下の方は、市・都民税が課税されません。
※ 配偶者控除・扶養控除（年少扶養を含む）の対象者が特別障害者に該当し、申告者と同じくしている場合は、控除額が異なります。詳しくは上記課税課へお問い合わせください。

3. 相続税の控除

◆問い合わせ 日野税務署 所在地 日野市万願寺 6-36-2 TEL 042-585-5661

- ＜対象者＞ 相続人が身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、その他一定の障害者である場合
- ＜内容＞ 相続又は遺贈によって財産を得た障害者が、民法でいう相続人に該当する場合には、障害程度及び年齢に応じた税額の控除があります。

4. 贈与税の非課税

◆問い合わせ 関係金融機関
または日野税務署 所在地 日野市万願寺 6-36-2 TEL 042-585-5661

- ＜対象者＞ 受贈者が特定障害者（身体障害者手帳 1、2 級所持者、愛の手帳 1、2 度所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、その他一定の障害者）である場合
- ＜内容＞ 信託銀行等において、特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、一定の額まで贈与税がかかりません。

5. 利子等の非課税

◆問い合わせ 関係金融機関

- ＜対象者＞ 身体障害者手帳の交付を受けている人や障害年金を受けている人など、一定の要件を満たす「障害者」
- ＜内容＞
- ・少額預金の利子所得等の非課税（元本の合計額が 350 万円まで）
 - ・少額公債の利子の非課税（額面の合計額が 350 万円まで）

6. 個人事業税の軽減

◆問い合わせ 八王子都税事務所

所在地 八王子市明神町 3-19-2 東京都八王子合同庁舎 6 階 TEL 042-644-1114

- ＜対象者＞ 身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳等所持者で下記のいずれかに該当する方
- ＜内容＞
- ①視力障害の方で視力の喪失者又は万国式試視力表により測定した両眼の視力（屈折異常のある者については矯正視力）が 0.06 以下で、あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧、柔道整復その他医業に類する事業を個人で営む場合には課税対象とならない。
 - ②前年中における事業所得（他の所得があるときは合算）額が、370 万円以下であって本人又は扶養親族が障害を有す場合、税額が 1 人につき 5,000 円（特別障害者は 10,000 円）減免されます。

7、福祉車両の非課税(消費税)

家庭で使われる福祉車両のうち、譲渡、貸与、製作の請負、修理などに関して消費税が非課税の対象になるものがあります。詳しくは各販売店にお問い合わせください。

福祉車両の種類

- 自操式 運転補助装置を取り付けて、障害者自らが運転するもの。
手動装置、左足用アクセル、足踏式方向指示器、
右駐車ブレーキレバー、足動装置、運転用改造座席等
- 介護式
 - 昇降シート車・・・助手席や後部座席が外側に回転した後、低い位置まで下げることのできる車。
車いすの乗り降りが楽にできます。
 - 車いす移動車・・・車いすに座ったまま車内に乗り込める車。
 - ◇ スロープ付・・・スロープを使って乗り込むタイプ
 - ◇ リフト付・・・電動式のリフトが搭載されたタイプ
 - ストレッチャー移動車・・・身体を寝かせた状態のまま乗り降りができ、身体の不自由な人の移動をスムーズに行えます。



8、軽自動車税種別割・自動車税軽自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免

◆問い合わせ <軽自動車税種別割> 課税課市民税係 TEL 378-2111 (代表)

<自動車税軽自動車税環境性能割・自動車税種別割> 東京都自動車税コールセンター

TEL 03-3525-4066

東京都主税局ホームページ <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳)等の交付を受けている方が使用する自動車で一定の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税種別割・自動車税軽自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免を受けることができます。基準については、各申請先にお問い合わせください。

※ 軽自動車税種別割と自動車税軽自動車税環境性能割・自動車税種別割では、申請先が異なりますのでご注意ください。

<手続き>〔軽自動車税種別割〕

納期限(通常は5月31日)までに市役所の課税課市民税係へ

〔自動車税軽自動車税環境性能割・自動車税種別割〕

新規及び移転により自動車を取得したときは登録の日から1ヶ月以内、すでに自動車を所有しているときは自動車税種別割の納期限(通常は5月31日)までに都税事務所・自動車税事務所等へ

<必要書類>〔軽自動車税種別割〕

軽自動車税種別割納税通知書、減免申請書、障害者手帳等、運転免許証

〔自動車税/軽自動車税環境性能割・自動車税種別割〕

減免申請書、障害者手帳等、運転者の運転免許証、その他、必要に応じて申請内容(住所、使用状況等)を確認できる書類等

＜減免の対象となる障害の区分と程度＞

障害の区分			障害の程度 ※ 1
身体障害者手帳	下肢機能障害		1 ～ 6 級
	体幹機能障害		1 ～ 3 ・ 5 級
	上肢機能障害		1 ・ 2 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障害	上肢機能	1 ・ 2 級
		移動機能	1 ～ 6 級
	視覚障害（視力障害・視野障害）		1 ～ 3 級
			4 級の 1（視力障害：両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下）
	聴覚障害		2 ・ 3 級
	平衡機能障害		3 ・ 5 級
	音声機能または言語機能障害		3 級（こう頭摘出に係るものに限ります。）
	心臓、じん臓及び呼吸器の機能障害		1 ・ 3 ・ 4 級
	ぼうこう、直腸及び小腸の機能障害		1 ・ 3 ・ 4 級
	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能 障害		1 ～ 3 級
	肝臓機能障害		1 ～ 4 級
戦傷病者手帳			※ 2
愛の手帳			総合判定 1 度～3 度
療育手帳(道府県発行)			※ 2
精神障害者保健福祉手帳			1 級 (精神通院医療に係る自立支援医療費受給者(※ 3)に限ります。)

※1 身体障害者手帳をお持ちの方で、2つ以上の障害の区分(障害名)がある場合は、障害の区分ごとの障害等級により判断します。

※2 減免の対象となる障害の程度については、上記にお問い合わせください。

※3 精神障害者保健福祉手帳に加え、自立支援医療受給者証を提示していただきます。

＜対象となる車両＞

納税義務者(所有者または取得者※)		運転者	使用目的
①	障害者の方	障害者の方	特に問いません。
②		障害者以外の方	専ら障害者の方の通院、通学等のために使用する。
③	生計を同じくする方	障害者の方	
④		障害者以外の方	

※1 割賦販売の場合は使用者のことです。

※2 個人名義の自家用自動車（車検証に「自家用」と記載されている自動車）に限りします。

※3 「生計を同じくする方」とは、次の3ついずれかに該当する方をいいます。

①障害者の方と同居されている方

②障害者の方の住所地近隣(2km以内)にお住まいの親族の方

③障害者の方の住所地近隣(2km以内)にお住まいの東京都パートナーシップ宣誓制度または地方公共団体の同等の制度により証明を受けたパートナーシップ関係の相手の方

※4 運転免許証に条件が付されている場合は、条件に合った自動車でなければなりません。

(例「総重量 1.5t 以下の車両に限る」、「オートマチック車に限る」、「手動式ブレーキの車両に限る」等)

2. 各種料金

9. 稲城市下水道使用料減免制度

◆問い合わせ 下水道課業務係 TEL 378-2111 (代表)

下水道使用料の一部（基本使用料）を減免します。

＜対象者＞ 市内に住所を有し、下水道使用料を納めている方で、当該世帯全員の市民税が非課税であり、下記のいずれかに該当する方を構成員とする世帯に属する方

①身体障害者手帳 1 級または 2 級の交付を受けている方

②愛の手帳 1 度または 2 度の交付を受けている方

③精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方

ただし、すでに下水道料金の減免（生活扶助、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の該当に基づく減免）を受けている方は除きます。

＜減免される使用料＞ 1 ヶ月の基本使用料 560 円

＜申請方法＞ 市役所 3 階下水道課窓口にある「下水道使用料免除申請書」をご記入の上、下水道課に提出してください。提出は出張所や郵送でもお受けしており、申請書は市ホームページからも印刷ができます。また、市ホームページでは LoGo フォームによる電子申請も行っております。なお、減免の可否については、申請書を提出後に通知いたします。

10. 廃棄物処理手数料減免制度(指定ごみ収集袋・粗大ごみ処理券)

◆問い合わせ 生活環境課ごみ・リサイクル係 TEL 378-2111 (代表)

指定ごみ収集袋（一定枚数）と粗大ごみ処理券を無料交付いたします。

＜対象者＞ 下記のいずれかに該当する方を含む世帯の構成員全員が市民税非課税である世帯

① 身体障害者手帳の交付を受けている方で、その程度が 1 級又は 2 級の方

② 愛の手帳の交付を受けている方で、その程度が 1 度又は 2 度の方

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、その程度が 1 級の方

ただし、すでに減免を受けている方は除きます。(生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯及び特別児童扶養手当受給世帯)

※ 該当される方は生活環境課に申請して下さい。

11、粗大ごみの運び出しサービス・障害者等のゴミ出し支援サポートシール

◆問い合わせ 生活環境課ごみ・リサイクル係 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-3310

① 粗大ごみの運び出しサービス

粗大ごみを排出場所に出すことが困難な身体障害者手帳（１級～４級）をお持ちの方のみの世帯を対象に、お部屋からの運び出しを行います。

② 障害者等のごみ出し支援サポートシール

障害等により、自身でゴミ出しが困難な方々を支援している、ホームヘルパーや同居していない親族の方へ、「ゴミ出し支援サポートシール」をお渡しします。ご自身で用意した収納容器（ポリバケツ等）に、シールが表示してあるごみは、決められた収集日以外にゴミ出しが可能です。

＜対象者＞ 障害をお持ちの方の生活を支援している方、同居していない親族又はそれに準ずる方

＜利用方法＞ ごみが散乱しないよう、ご自身で用意した収納容器（ポリバケツ等）に、直接シールを貼って使用してください。

＜対象となるごみ・資源物＞ 燃えるごみ、燃えないごみ、古紙・古布、有害物・金属物

＜手続き＞ 市役所３階生活環境課窓口に申請してください。申請は上記対象者からのものに限りです。

12、おむつ専用袋(ごみ袋)

◆問い合わせ 生活環境課ごみ・リサイクル係 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-3310

おむつを使用している障害者に、おむつ専用袋（ごみ袋）を無料で支給しています。

＜対象者＞ おむつを必要としている方

＜使用方法＞ 汚物を取り除いた紙おむつのみをおむつ専用袋に入れ、燃えるごみの日に排出（他のごみが混ざっていると収集できません。）

※紙おむつは指定収集袋でも出すことができます。

＜配布枚数＞ １回の申請につき、１人３組（３０枚）まで

＜申請・配布場所＞ 市役所総合案内・生活環境課（休日開庁日は市民課）、平尾・若葉台出張所、子ども家庭支援センター（向陽台小学校敷地内）、保健センター

※生活環境課への電話申込により、第二文化センター、第四文化センターでの受け取りも出来ます。

13、電話番号の無料案内(NTT104番)

◆問い合わせ NTTふれあい案内 TEL 0120-104174 0120-104565 (利用者専用)
FAX 0120-104134 (午前9時～午後5時 年中無休)

視覚・聴覚・肢体などの不自由な方、知的障害や精神障害のある方を対象に、事前に登録をすることで、番号案内（104番）を無料で受けることができます。

＜対象者・利用方法＞ 上記のお問い合わせ先にご確認ください。



14、携帯電話料金の割引

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、携帯電話の基本料金等が割引になる場合があります。対象者や割引内容は各携帯会社によって異なりますので、各携帯会社やお客様センターにお問い合わせください。

15、テレビ受信料の減免

◆問い合わせ NHK 首都圏局 視聴者リレーションセンター 東京西オフィス
TEL042-528-6000 FAX 045-527-7026

＜対象者＞ 【全額免除】身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯の
構成員全員が市民税非課税である世帯

【半額免除】契約者である世帯主本人が次の障害である場合

- ① 視覚・聴覚障害１～６級
- ② ①以外の身体障害の１・２級
- ③ 愛の手帳１・２度
- ④ 精神障害者保健福祉手帳１級

＜手続き＞ 各手帳を持って障害福祉課で証明書の交付を受け、NHKの営業センターに郵送するか、受信料の訪問人に提出してください。証明書到着月より減免となります。

16、多摩テレビ基本サービス利用料金の減免

◆問い合わせ (株)多摩テレビ 多摩市鶴牧１－２４－１新都市センタービル１Ｆ
TEL 0120-118-493

＜対象者＞下記のいずれにも当てはまる方

- ① 世帯主で身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度、精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方
- ② 集合・戸建住宅にお住まいで多摩テレビの「個別契約」加入者
※ 集合住宅一括加入の方、オーナー一括加入の賃貸住宅居住者は対象外

＜手続き＞ 上記手帳のコピーを多摩テレビ（上記住所）にご提出下さい。

17、都立公園等の無料入場

◆問い合わせ

【都立公園（動物園・植物園・庭園）の無料入場について】

詳しくは「有料公園・施設の休園日、開園時間、入園料のご案内」（東京都建設局運営ページ）
東京都 建設局 公園緑地部 公園課 TEL 03-5320-5376～7

【都立公園駐車場の料金免除について】

詳しくは「都立公園駐車場一覧」（東京都建設局運営ページ）
公益財団法人東京都公園協会営業課 TEL 03-3232-3138

有料の都立公園等は、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を提示すると本

人および付添の方（原則１名）は無料で入場できます。また、公園駐車場の料金免除や、車いすの貸し出しも行っておりますので、事前にホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

18、市立公園に設置する体育施設使用料の減免

◆問い合わせ みんなで彩る稲城のまち共同事業体 TEL 331-7151 FAX 331-7181

体育施設（野村不動産いなぎアリーナ・総合グラウンド・市民プール等）を使用する場合は、使用料金が免除されます。

＜対象者＞ 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

＜手続き＞ 該当手帳またはミライロＩＤを持って利用施設窓口に提示してください。

19、自転車等駐車場施設利用料の減免

◆（公財）自転車駐車場整備センター TEL 03-6262-5322 FAX 03-6262-5331

市内在住の方で矢野口駅西自転車等駐車場、稲城長沼駅東・西自転車等駐車場、南多摩駅東・西自転車等駐車場、稲城駅北口自転車駐車場、稲城駅北口バイク駐車場、若葉台駅前自転車駐車場、（いずれも管理運営は（公財）自転車駐車場整備センター）を定期利用する場合は、利用料金の免除を受けることができます。

その他の民営自転車等駐車場につきましては、各施設にお問い合わせ下さい。

＜対象者＞ 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・生活保護受給者

＜手続き＞ 障害者手帳もしくはミライロＩＤ、または生活保護受給証明書を持って各駐車場管理室に提示してください。

20、オーエンス健康プラザ施設利用料の減免

◆問い合わせ オーエンス健康プラザ TEL 370-2280（代表） FAX 370-2283

障害者手帳を持っている方は無料で施設の利用ができます。

＜対象者＞ 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

＜手続き＞ 該当手帳またはミライロＩＤをフロントに提示してください。本人確認後、無料券を交付します。

※施設を利用する場合は利用者登録が必要となります。詳細は上記へお問い合わせください。

21、市内公共施設利用にかかる駐車場利用料の減免

障害者手帳をお持ちの方は、市内の各公共施設（市立病院、オーエンス健康プラザ、稲城長峰ヴェルディフィールド等）を利用する際の駐車場利用料金の免除を受けることができます。

＜対象者＞ 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者

＜手続き＞ 障害者手帳またはミライロＩＤと駐車券を、各施設の駐車場管理の窓口（フロント等）に提示してください。

※駐車場によって手続方法が異なる場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

22、市立公園利用にかかる駐車場利用料の減免

◆問い合わせ 緑と環境課 緑と公園係 TEL378-2111（代表） FAX 378-9717

障害者手帳をお持ちの方は、市立の公園駐車場の利用料金が免除になります。

＜対象者＞ 障害者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者

＜手続き＞

（１）ミライロ ID をお持ちの方

精算時、ご自身の車両を選択後、精算機にミライロ ID をかざしてください。

（２）ミライロ ID をお持ちでない方

① 城山公園中央図書館駐車場をご利用の場合

障害者手帳をお持ちの上、稲城市立中央図書館カウンターへお越しください。

（中央図書館が閉館の際は、「②その他の市立公園駐車場をご利用の場合」と同様の手続きになります。）

② その他の市立公園駐車場をご利用の場合

備え付けのインターホン（受話器）又は、お持ちの携帯電話から精算機に表示してあるコールセンターへご連絡ください。

③ 聴覚障害、音声・言語障害等により

備付インターホン・携帯電話での通話が困難な方

市立公園駐車場をご利用する前に、身体障害者手帳、運転免許証、車検証の写しを持って、指定箇所にて市立公園駐車場利用申請の手続きを行ってください。

申請窓口 ①市役所３階 緑と環境課（平日 8:30～12:00、13:00～17:00）

②稲城中央公園内総合体育館１階グリーンコミュニティルーム（稲城市長峰 1-1）

（休館日を除く平日・休日・祝日 9:00～17:00）

※休館日：年末年始

持 ち 物 身体障害者手帳、運転免許証、車検証の写し

※ 運転免許証をお持ちではない方、聴覚障害、音声・言語障害等の方が一人で車に乗らない場合は、申請の必要はありません。

※ 申請窓口へは必ずご本人様がお越し下さい。

※ 郵送、ファックス、代理の方のみの申請はお受け出来ません。

23、郵便料金の減免

◆ 問い合わせ 日本郵便株式会社 多摩郵便局 TEL 0570-943-446

対象となる郵便物及び荷物と料金（運賃）など、詳しくは上記へお問い合わせください。

24、青い鳥郵便葉書の無償配布

◆ 問い合わせ 日本郵便株式会社 多摩郵便局 TEL 0570-943-446

日本郵便株式会社は、重度の身体障害者及び重度の知的障害者で、受付期間内にご希望いただいた方に、「青い鳥郵便葉書」を無償で配布いたします。

＜受付期間＞ 4月1日から5月31日まで

（土日又は休日に当たる場合は、翌営業日となります。）

＜配布葉書＞ 通常郵便葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り）

＜配布枚数＞ お一人につき上記配布葉書の中からいずれか1種類を20枚

＜配布の対象＞ 重度の身体障害者（1級又は2級の方）

重度の知的障害者（療育手帳に「A」又は「1度、2度」と表記されている方）

＜お申出方法＞ ① 窓口でのお申出方法

最寄りの郵便局に身体障害者手帳又は愛の手帳をご提示いただいた上、「青い鳥郵便葉書配布申込書」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。なお、代人の方によるご提出も可能です。（代人の場合は、代人の項目もご記入ください）

お申込みに必要な用紙は、郵便局の窓口にあります。

② 郵送でのお申出方法

青い鳥郵便葉書配布申込書（整理票）に必要事項をご記入（代人の場合は、代人の項目も記入）の上、最寄りの郵便局へ送付してください。

なお、郵送で青い鳥郵便葉書配布申込書（整理票）を送付する際は、手帳の写しも必要になりますので同封してください。

7 障害者総合支援法・児童福祉法のサービス

障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービスは、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費)、地域生活支援事業及び障害児通所給付となります。P42 にサービス一覧が掲載されていますのでご参照ください。

・自立支援医療 詳細はP17～18 をご参照ください ・補装具費 詳細はP52 をご参照ください

1、介護給付、訓練等給付、障害児通所給付

申請書類のダウンロードや、
オンライン申請についての詳細はこちらから(※)

【成人】

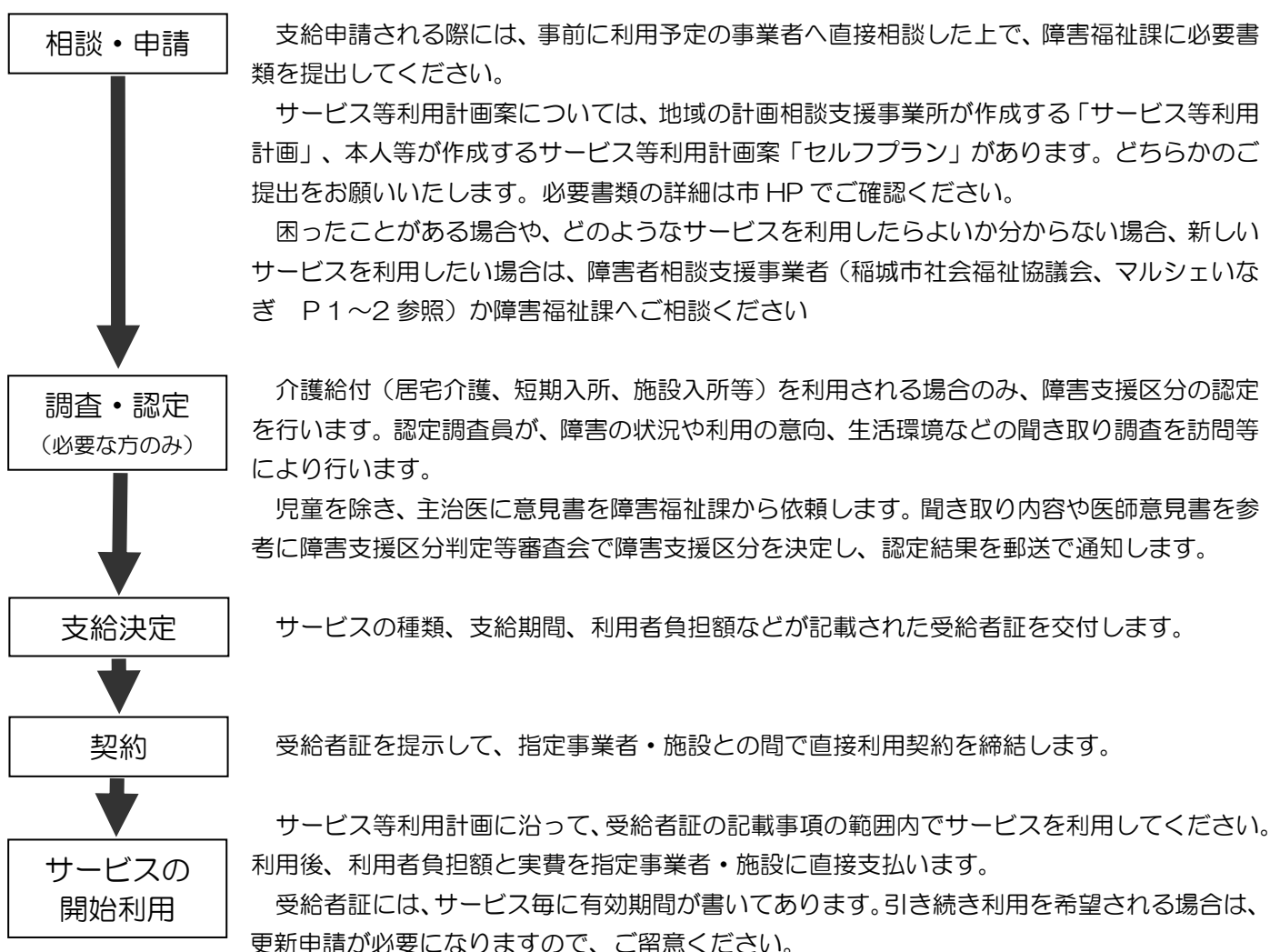


【児童】



◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

～申請からサービス開始まで～



原則としてサービス費用の1割を自己負担していただくこととなりますが、所得に応じて利用者負担月額上限額が設定されるため、ひと月のサービス利用量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。また、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方の利用者負担はありません。

※更新申請、再交付申請、住所・氏名等の変更申請はオンライン申請（LoGo フォーム）も可能です。
詳しくは上記 QR コードより、ウェブサイトをご覧ください。

2. 就学前の障害児通所支援に係る利用者負担について

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

- ・無償化 就学前までは障害児通所利用者負担額は無償化されます。
- ・多子軽減 兄または姉がいて、一定の要件に該当する場合、障害児通所支援を利用している就学前児童の利用者負担額が軽減されます。

3. 高額(新高額)障害福祉サービス費(高額償還)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

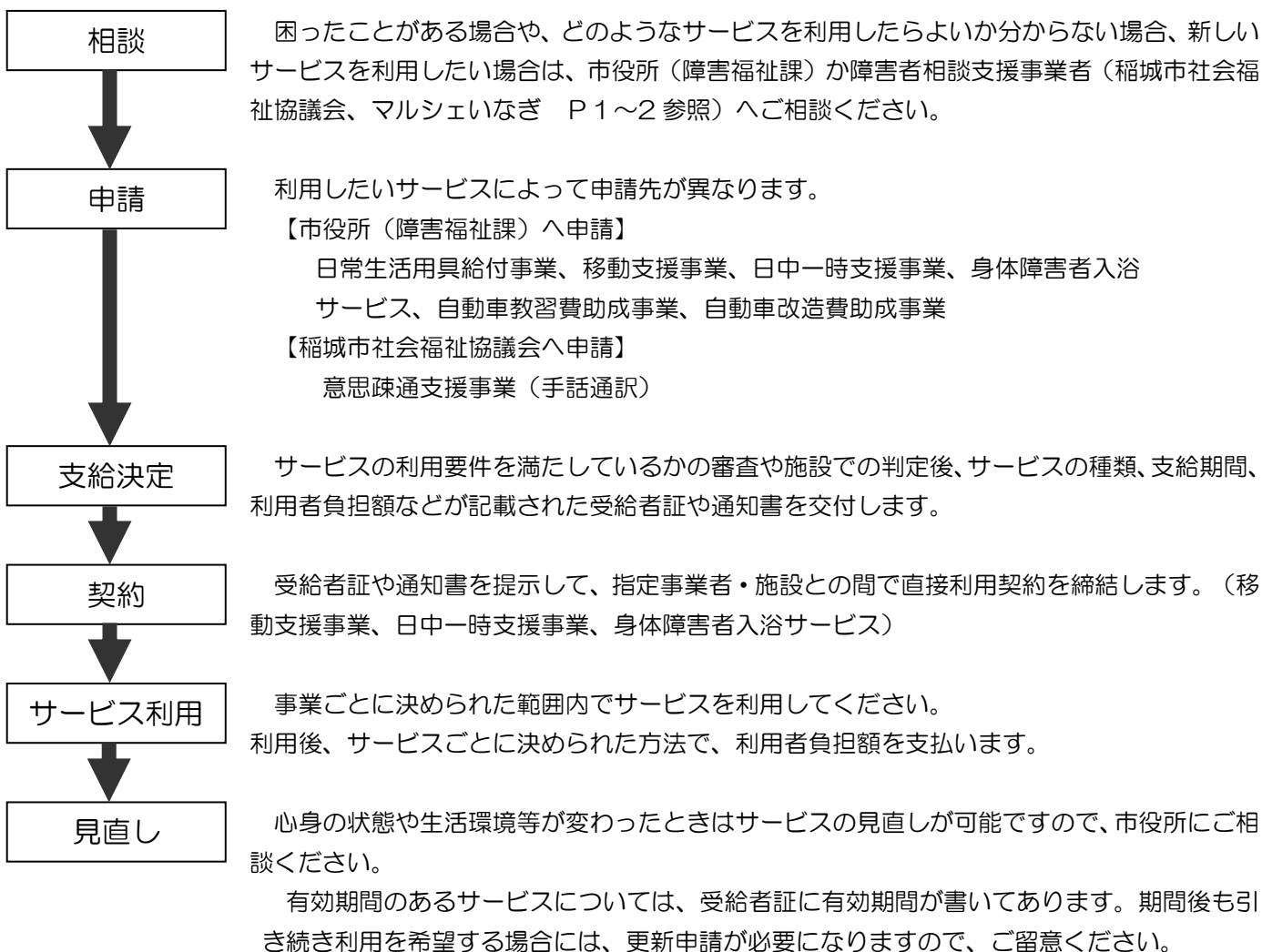
同じ世帯で複数の方あるいは 1 人の方が障害福祉サービス、介護保険サービスや補装具費支給等を受けたこと等により 1 か月の自己負担額の合計が世帯の基準額を超えたときに、ある一定の条件を満たした場合、基準額を超えた分が高額障害福祉サービス費として償還払いにより支給されます。対象者には障害福祉課より通知いたします。

4. 地域生活支援事業

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

障害のある方が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施する事業です。市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態により、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定します。サービスによって、自己負担の有無や金額、申請方法が異なります。

～申請からサービス開始まで～



5. 主なサービス一覧

サービス名		対象	サービス内容	掲載
居宅における生活支援のためのサービス	居宅介護	障害支援区分1以上の障害者等	自宅で入浴や食事等の介護などを行います	P46
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であり、常時介護を要する障害者（条件あり）	身体介護や家事援助、コミュニケーション支援、移動支援など総合的にを行います	P46
	行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難があるために常時介護が必要な障害者等（条件あり）	自傷、異食、徘徊などの危険等を回避するための援護の一部（移動を含む）を行います	P46
	同行援護	視覚障害者等	視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います（代筆・代読を含む）	P46
	移動支援	愛の手帳・精神保健福祉手帳所持者（条件あり）	社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います	P46
	短期入所	障害支援区分1以上の障害者等	介護者の疾病その他の理由で在宅生活が困難な場合に障害者支援施設に短期入所し介護サービスを行います	P50
	児童発達支援	個別あるいは集団療育を行う必要がある就学前の児童	施設等に通り、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います	
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた障害児	児童発達支援及び治療を行います	
	放課後等デイサービス	学校に就学しており授業終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います	
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児であって専門的な支援が必要と認められた障害児	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います	
	日中一時支援	一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者等	介護者等の就労支援やレスパイトその他の理由で、日中の介護が困難な場合、施設で活動場の提供を行います	P50
	身体障害者入浴サービス	6歳以上65歳未満の方で下肢または体幹機能障害1・2級の方	自宅での入浴が著しく困難な方に移動入浴車等による入浴サービスを提供します	P47
	日常生活用具購入費の支給	身体障害者または愛の手帳所持者、給付項目によって条件あり	自立生活支援用具などの購入費の助成をします	P53
	自立生活援助	障害者支援施設もしくは共同生活援助を利用していた障害者等（条件あり）	居宅における自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います	
	意思疎通支援事業	聴覚機能、言語機能、音声機能等の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等	手話通訳者、要約筆記者等の派遣をします	P47
夜間の居住を支援するためのサービス	施設入所支援	右記の支援を必要とする障害者等（条件あり）	障害者支援施設等へ入所している人に、夜間や休日の日常生活上の介護等を行います	P63
	共同生活援助（グループホーム）	右記の支援を必要とする障害者等（条件あり）	共同生活の場において、夜間や休日の日常生活上の介護等を行います	P63
日中活動を支援するためのサービス	生活介護	地域や入所施設において安定した生活を営むため常時介護等の支援が必要な障害者等（条件あり）	主として昼間に障害者支援施設等で介護や創作活動、生産活動の機会を提供します	P66
	自立訓練	機能訓練	身体障害者（条件あり）	P66
		生活訓練	知的・精神障害者等（条件あり）	P66
	就労選択支援	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する障害者等及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している障害者等	働き方を考えることをサポートするとともに、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供します	P66
	就労移行支援	65歳未満の就労を希望する障害者等（条件あり）	有期限のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上に向けた訓練等を行います	P66
	就労継続支援	A型	利用開始時に65歳未満で雇用契約に基づく就労が可能な障害者等（条件あり）	P66
		B型	就労の機会等を通じて生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者等（条件あり）	P66
	就労定着支援	就労移行支援等を利用後、通常の事業所に新たに雇用された障害者等（条件あり）	雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での相談、指導及び助言等を行います	P66
	地域活動支援センター	障害者等やその介護者等	創作的活動の機会の提供、社会との交流等を行います	P1/66

6、稲城市内の障害福祉サービス事業所一覧

※多機能型事業所は各事業の中に掲載しています。

【令和8年8月時点】

【居宅介護】

事業所名	所在地	電話番号
ニチイケアセンター稲城	稲城市百村1623-1 パストラルハイム稲城2階	042-370-3171
社会福祉法人稲城市社会福祉協議会	稲城市百村7	042-378-8211
ヘルパーステーションUP	稲城市大丸320-2 ラ・フォンティーン403	042-401-5087
ヘルパーステーションあんさんぶる稲城	稲城市大丸1395-6	042-401-5923
ぴーすふる／ぴーすふる稲城支所	稲城市矢野口1660 FYハイア110	042-378-5017
やさしい手 平尾訪問介護事業所	稲城市平尾3-7-4	050-1751-8373
ヘルパーステーションつばさ	稲城市平尾4-60-7	042-331-4027

【重度訪問介護】

ニチイケアセンター稲城	稲城市百村1623-1 パストラルハイム稲城2階	042-370-3171
社会福祉法人稲城市社会福祉協議会	稲城市百村7	042-378-8211
ヘルパーステーションUP	稲城市大丸320-2 ラ・フォンティーン403	042-401-5087
ヘルパーステーションあんさんぶる稲城	稲城市大丸1395-6	042-401-5923
ぴーすふる／ぴーすふる稲城支所	稲城市矢野口1660 FYハイア110	042-378-5017
やさしい手 平尾訪問介護事業所	稲城市平尾3-7-4	050-1751-8373
ヘルパーステーションつばさ	稲城市平尾4-60-7	042-331-4027

【行動援護】

ぴーすふる／ぴーすふる稲城支所	稲城市矢野口1660 FYハイア110	042-378-5017
-----------------	---------------------	--------------

【移動支援】

社会福祉法人稲城市社会福祉協議会	稲城市百村7	042-378-8211
ニチイケアセンター稲城	稲城市百村1623-1 パストラルハイム稲城2階	042-370-3171
ヘルパーステーションあんさんぶる稲城	稲城市大丸1395-6	042-401-5923
ぴーすふる／ぴーすふる稲城支所	稲城市矢野口1660 FYハイア110	042-378-5017
ヘルパーステーションつばさ	稲城市平尾4-60-7	042-331-4027

【同行援護】

社会福祉法人稲城市社会福祉協議会	稲城市百村7	042-378-8211
ぴーすふる／ぴーすふる稲城支所	稲城市矢野口1660 FYハイア110	042-378-5017
ヘルパーステーションつばさ	稲城市平尾4-60-7	042-331-4027

【自立訓練（生活訓練）】

障害者就労支援センターなえぎ	稲城市東長沼2109-7 マンションオリーザ102・103	042-401-7857
----------------	-------------------------------	--------------

【生活介護】

稲城市重症心身障害児（者）等通所施設 +laughイナギ	稲城市大丸607-2	042-316-9700
パサージュいなぎ	稲城市若葉台4-3 2-3	042-331-4930
社会福祉法人稲城市社会福祉協議会 通所訓練室	稲城市百村7 稲城市福祉センター内	042-379-3201
ラヴィいなぎ	稲城市東長沼1 5 5 9	042-379-8461
ウイング稲城長沼Believe ※多機能型事業所（生活介護・就労継続支援（B型））	稲城市東長沼1469-3	042-401-5237

【短期入所】

パサージュいなぎ	稲城市若葉台4-3 2-3	042-331-4930
ラポールいなぎ	稲城市若葉台4-3 2-2	042-316-6100
ルミーナINAGIショートステイ	稲城市平尾1-16-8 いちょうの丘1階	042-350-3522

【施設入所支援】

パサージュいなぎ	稲城市若葉台4-3 2-3	042-331-4930
----------	---------------	--------------

【共同生活援助（GH）】

ラポールいなぎ RUE大丸	稲城市大丸7 0 4-8	042-316-6200
ラポールいなぎ RUE東長沼	稲城市東長沼4 2-1	042-401-6066
ラポールいなぎ RUE矢野口	稲城市矢野口1 5 5 1-1	042-316-6300
ラポールいなぎ RUE若葉台1・2・3	稲城市若葉台4-3 2-2	042-316-6100
グループホーム ハウス梨里	稲城市***	042-379-4445
ソーシャルインクルーホーム稲城坂浜Ⅰ・Ⅱ	稲城市坂浜2 3 7 5-2	042-401-3326
ソーシャルインクルーホーム稲城坂浜Ⅲ・Ⅳ	稲城市坂浜2 9 2 6-1	042-401-3152
あんさんぶるHOUSE／グループホームあおぞら	稲城市大丸1 3 9 2	080-7233-1822
ハウス・ウィン稲城／ハウス・ウィン稲城Ⅰ・Ⅱ	稲城市東長沼1469-3	042-401-5300
ルミーナINAGI	〈ひかり菰番館〉稲城市平尾1-16-8 いちょうの丘1階	042-350-3522
	〈ひかり菰番館〉稲城市平尾1-16-8 いちょうの丘2階	042-350-3523

【就労継続支援（A型）】

ベネッセソシアス稲城センター	稲城市押立1 0 3 3-1	042-379-2001
----------------	----------------	--------------

【就労継続支援（B型）】

コラボいなぎ いなぎワークセンター	稲城市坂浜3-1-1 5	042-313-5001
わくわく	稲城市大丸6 0-1 1 サンパレス2階	042-378-1514
社会福祉法人稲城市社会福祉協議会 エイトピア工房	稲城市平尾1-9-1 複合施設ふれんど平尾内	042-350-1891
リノール	稲城市東長沼2106-5 マスヤビルディング306	042-401-6960
リノールⅡ	稲城市東長沼9 9 9-1 ステージ・Ⅰ 1F-A号室	042-401-6971
リノールⅢ	稲城市坂浜3 9 2-1	042-401-4550
やくだち	稲城市平尾1-4 3-1 5 アブニール新百合1階	042-350-3020
障害者就労支援センターなえぎ	稲城市東長沼2109-7 マンションオリーザ 102・103	042-401-7857
ウイング稲城長沼Believe ※多機能型事業所（生活介護・就労継続支援（B型））	稲城市東長沼1469-3	042-401-5237

【就労選択支援】

障害者就労支援センターなえぎ	稲城市百村1604-9	042-401-7857
----------------	-------------	--------------

【計画相談支援】

稲城市障害者総合相談センター マルシェいなぎ	稲城市東長沼1559	042-379-9234
社会福祉法人稲城市社会福祉協議会	稲城市百村7	042-378-3318
わくわく	稲城市大丸60-11 サンパレス3階	042-378-1514
ケアセンターあんさんぶる稲城	稲城市大丸1395-6	042-401-5923
発達支援Smile On 相談支援Smile On	稲城市矢野口1745-12 ツリーハウス2階201	042-379-9739
ソイル なえぎ	稲城市東長沼2109-7 マンションオリーザ103	042-401-7857
むつみ	稲城市平尾1-9-1 複合施設ふれんど平尾1階	042-350-3316

【障害児相談支援】

稲城市発達支援センター分室 レスポーいなぎ大丸	稲城市大丸607-2 都営稲城アパート17号棟1階	042-401-5138
稲城市障害者総合相談センター マルシェいなぎ	稲城市東長沼1559	042-379-9234
社会福祉法人稲城市社会福祉協議会	稲城市百村7	042-378-3318
ケアセンターあんさんぶる稲城	稲城市大丸1395-6	042-401-5923
発達支援 Smile On 相談支援Smile On	稲城市矢野口1745-12 ツリーハウス2階201	042-379-9739

【児童発達支援】

稲城市重症心身障害児（者）等通所施設 +laughイナギ	稲城市大丸607-2	042-316-9700
稲城市児童発達支援センター分室 レスポーいなぎ大丸	稲城市大丸607-2 都営稲城アパート17号棟1階	042-401-5139
発達支援 Smile On	稲城市矢野口2240-1 2階	042-401-5552
ルフレいなぎ 児童発達支援事業所	稲城市矢野口883-2	042-401-6701
スパーク稲城オレンジ	稲城市東長沼2113-9	042-401-5537
生活クラブあのおの家 (重症心身障害児（者）・医療的ケア児)	稲城市東長沼1741-1	042-401-5556

【放課後等デイサービス】

稲城市重症心身障害児（者）等通所施設 +laughイナギ	稲城市大丸607-2	042-316-9700
友遊クラブ I 合	稲城市大丸951-14	042-378-8896
コラボいなぎ放課後等デイサービス	稲城市坂浜3-1-15	042-313-5001
ウイング稲城	稲城市百村1623-1 パストラルハイム稲城E-2	042-401-6840
リアン稲城	稲城市大丸1037-1 グリスィヌ101号	042-401-7133
生活クラブあのおの家	稲城市東長沼1741-1	042-401-5556
発達支援 Smile On	稲城市矢野口2240-1 2階	042-401-5557
スパーク稲城オレンジ	稲城市東長沼2113-9	042-401-5537
ウイング稲城長沼Dream	稲城市東長沼1469-3	042-401-5235

【保育所等訪問支援】

稲城市発達支援センター分室 レスポーいなぎ大丸	稲城市大丸607-2 都営稲城アパート17号棟1階	042-401-5139
発達支援 Smile On	稲城市矢野口2240-1 2階	042-401-5552
ルフレいなぎ 児童発達支援事業所	稲城市矢野口883-2	042-401-6701

※最新情報や他市施設は、障害福祉サービス情報ホームページで検索できます。
(東京都障害者サービス情報 <http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/>)

8 ヘルパー等の派遣

(介護保険対象者の方は介護保険制度が優先となります。)

1、訪問系サービス

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX378-5677

障害者総合支援法に基づく、ヘルパー派遣サービスです。対象者の状態や希望する支援内容によって受けられるサービスが異なります。サービスの利用の方法についてはP40をご参照ください。

居宅介護（ホームヘルプ）

＜対象者＞ 自宅で生活していて介護を必要としている障害者

＜内容＞ 入浴や排泄、食事の介護や家事援助など、自宅での生活全般にわたる介護を行います。

重度訪問介護

＜対象者＞ 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であり、常時介護を要する障害者（条件あり）

＜内容＞ 自宅での入浴、排泄、食事の介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。

行動援護

＜対象者＞ 行動に著しい困難があって常に介護を必要とする知的障害者、精神障害者

＜内容＞ 外出時の移動支援や行動する際に生じる危険回避のための援護を行います。

同行援護

＜対象者＞ 視覚障害により移動に著しい困難を有する者

＜内容＞ 外出時において移動に必要な情報を提供します（代筆・代読を含む）。

2、移動支援事業

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX378-5677

公的機関での手続きなど、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動支援（ガイドヘルパーの派遣）を行います。サービスの利用の方法についてはP41をご参照ください。

＜対象者＞ 愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

＜利用制限＞ 次に該当する場合は利用できません。

- ① 通勤等の通年かつ長期にわたる外出のとき（通学は利用可）。
- ② 営業等の経済活動に係る外出のとき。
- ③ 介護保険法第8条第2項に規定するサービスによる外出のとき。
- ④ 通院のための外出のとき。
- ⑤ その他社会通念上不適当と認められる外出のとき。

3. 身体障害者入浴サービス

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

身体に障害があるため家庭での入浴が著しく困難な方のために、入浴設備を備えた移動入浴車による入浴サービスを行っています。

- ＜対象者＞ 6歳以上65歳未満の方で、下肢または体幹機能障害1・2級の方
ただし、6歳以上12歳未満の者については、ホームヘルパーの派遣による入浴介助が困難な場合に限りです。
- ＜入浴回数＞ 1週当たり1回まで（6～9月の夏場は1週当たり2回まで）
- ＜費用＞ 1回600円
※機械入浴設備を備えた施設へ通所する場合には、別途費用が発生する場合もあるため事前に事業者を確認をした上で申請をお願いいたします。

4. いなぎほっとサービス(有償家事援助)

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会在宅支援係 TEL 378-8211 (直通) FAX 379-3722
Eメール zaitaku@inagishakyo.org

高齢や障害、病気などの事情により、日常生活の援助を必要としている方へ、有償で家事援助等のサービスを提供します。なお、援助は地域の有償ボランティアが行います。

- ＜主なサービス内容＞ 掃除、洗濯、買い物、食事作り、通院の付き添い等（介助は不可）
- ＜利用料＞ 1時間900円
※ほっとサービスの会員登録が必要です。（年会費500円）
ご利用に際しては担当職員がご自宅を訪問し、ご要望を伺うとともにサービス内容の説明をいたします。

5. 緊急一時保護(在宅保護・市制度)陽だまりヘルプ

問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

障害のある方の保護者等の休息、病気、冠婚葬祭等で、家庭における養育が一時的に困難となった場合、ご自宅で介護人が介護します。

【利用者について】

- ＜対象者＞ 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～4度をお持ちの方、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の診断を受けた方が対象です。
- ＜利用制限＞ 次に該当する方は利用できません。
① 病院または施設に入院又は入所している方
② 感染症等で医療機関に収容する必要のある方
③ 専門医療機関等での医療を必要とする方
- ＜手続き＞ ご利用には事前登録が必要です。申請書は障害福祉課で配布しています。
- ＜実施方法＞ 事前に介護人と十分打合せをして下さい。原則、利用者宅でのみ保護が可能です。

- ＜ 期 間 等 ＞ 日数は月5日以内（1日8時間まで）、原則として時間は午前6時～午後10時
- ＜ 利 用 料 ＞ 介護人委託料の1割を、介護人に直接お支払いください。
（非課税世帯・生活保護世帯は免除）
 2時間以内・・・・・・・・・・160円
 2時間を超えて4時間以内・・・320円
 4時間を超えて6時間以内・・・480円
 6時間を超えた場合・・・・・・・・640円

【介護人について】

- ＜ 対 象 者 ＞ ※特別な資格は必要ありません。
 ・障害者（児）の養育の経験を有すること、又は障害に理解をもち、熱意と豊かな愛情を持って保護をしていただけること。
 ・原則、20歳以上75歳未満の民間人であること。
 ・保護をしようとする障害者（児）の直系血族又は同居親族でないこと。
- ＜ 手 続 き ＞ 事前登録が必要です。申請書は障害福祉課で配布しています。
- ＜ 委 託 料 ＞ 介護人に対し、市から委託料をお支払いします。
 2時間以内・・・1,600円（このうち、利用料がある方からは1割領収ください）
 2時間を超えて4時間以内・・・3,200円（ // ）
 4時間を超えて6時間以内・・・4,800円（ // ）
 6時間を超えた場合・・・・・・・・6,400円（ // ）
- ＜ 請 求 方 法 ＞ 利用者から利用料を領収後、介護報告書の領収欄に記入し押印いただき、所定の請求書と併せ、市に提出ください。なお、利用者の利用料についての有無は毎年6月ごろ利用者様に通知しますのでご確認ください。

6、重度脳性麻痺者介護事業

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

20歳以上の重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行います。

- ＜ 対 象 者 ＞ 20歳以上の身体障害者手帳（1級）を所持する重度の脳性麻痺者で、独立して屋外活動が困難な方。ただし、障害者総合支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）、並びに介護保険制度における訪問介護もしくは通所サービスを受けている場合には対象になりません。
- ＜ 内 容 ＞ 屋外への付添い等必要な用務
- ＜ 回 数 ＞ 月12回以内（1回を1日とする）
- ＜ 介 護 人 ＞ 対象者の推薦によるものとしますが、やむを得ない場合は家族（親・子・兄弟姉妹・配偶者）を介護人とすることができます。

7. 意思疎通支援事業、遠隔手話通訳サービス事業

◆問い合わせ <意思疎通支援事業> 稲城市社会福祉協議会在宅支援係

TEL 370-2480 (直通) FAX 379-3722 Eメール soudan@inagishakyo.org

<遠隔手話通訳サービス事業> 障害福祉課

TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677 Eメール shou-fuku@city.inagi.lg.jp

(意思疎通支援事業)

聴覚機能、言語機能、音声機能等に障害のある方が、医療機関、官公署への手続きや社会参加等のためにコミュニケーションを必要とする際に手話通訳者等を派遣します。

<対象者> ①市内に居住する聴覚障害者等で、手話を意思疎通の手段としている方

②聴覚障害者等を主たる構成員とする団体

③聴覚障害者等が参加する事業を主催する団体

<費用> 原則として無料（派遣先が市外の場合は通訳者の交通費を負担）

<利用方法> 社会福祉協議会へFAX・Eメールまたは直接訪問でお問い合わせください。

(稲城市遠隔手話通訳サービス事業)

手話を主言語とする聴覚等に障害のある方が、スマートフォンなどを使用して、24時間365日どこでも手話通訳によるコミュニケーションを取ることができます。

<対象者> 下記の要件をすべて満たす方

①稲城市援護の身体障害者手帳（聴覚障害、音声言語機能障害）を所持している方

②手話を意思疎通の主な手段としている方

③高校生年齢以上の方

<費用> 月額550円（日割り計算は適用されません）※非課税世帯・生活保護世帯は免除

<利用方法> 下記のフォームから申請ください。

フォームはこちらから ▶



<https://logoform.jp/f/57F2G>



9 ショートステイ等

1、短期入所

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

障害のある方の保護者等が、病気などの理由で在宅での介護が困難な場合に、短期間、施設で入浴、排泄、食事等の介護を行います。日帰りでの利用はできませんので、ご注意ください。

＜対象者＞ 自宅で生活していて一時的に施設での介護を必要としている障害者

＜利用施設＞ 短期入所のサービスを実施している施設であれば、全国どちらの施設でも利用できます。
※利用の前に施設での面接が必要な場合があります。

サービスの利用方法についてはP40をご参照ください。

2、日中一時支援事業

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

障害のある方の保護者等の就労支援や休息のために、施設での日中一時預かりを行います。

＜対象者＞ 日中に介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者（児）
（障害者手帳所持者のほか、発達障害者（児）を含みます）

＜利用単位＞ 原則月14単位（1単位＝4時間とし、原則として1日あたり2単位まで）

＜費用負担＞ 重度心身障害者（児）等＝1単位600円、その他＝1単位300円

＜利用手続＞ ① 障害福祉課へ利用申請書を提出した後、施設で施設利用判定を受けていただきます。
※障害者手帳をお持ちでない方は、医師の診断書が必要です。
② 利用可能な場合は受給者証を交付しますので、施設と利用契約を結んでください。
③ 契約後は、施設へ直接利用申込みをします。

＜利用施設＞

	事業所名	所在地	電話番号
①	ウイング稲城	稲城市百村1623-1パストラムハイムE-2	042-401-6840
②	友遊クラブダイナマイツ	稲城市大丸951-14	042-378-8896
③	ブレイルームゆづり葉の家	多摩市連光寺2-31-23	042-311-4322
④	モーツアルトPLUS・新百合	神奈川県川崎市麻生区王禅寺西1-29-2 1階	044-455-7424
⑤	JOY	多摩市諏訪2-2ブリリア多摩ニュータウンB棟2号室	042-316-9229
⑥	フェネル	多摩市落合1-3-7ハルシオンコート202	042-338-1919
⑦	ビバーチェ越野スペース	八王子市越野21-28	042-682-3910
⑧	啓光学園	多摩市和田1717	042-375-7303
⑨	啓光えがお	多摩市南野3-15-1多摩市総合福祉センター1階	042-376-5044
⑩	ウイング稲城長沼Dream	稲城市東長沼1469-3	042-401-5235

※他施設の利用希望の場合はご相談ください。

3、緊急一時保護(在宅保護・市制度)陽だまりヘルプ

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

障害のある方の保護者等の休息、病気、冠婚葬祭等で家庭における養育が一時的に困難となった場合、ご自宅で介護人が介護します。

詳細はP48をご参照ください。

4、緊急一時保護(施設保護・市制度)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

障害のある方の保護者等が、緊急の場合や、その他やむを得ない理由により家庭における介護が一時的に困難となった場合、稲城市が独自に確保している市枠ベッドで保護します。

＜対象者＞ 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～4度をお持ちの方。脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の診断を受けた方が対象です。なお、事前に施設利用判定を受けたうえでの登録が必要です。

＜利用制限＞ 次に該当する方は利用できません。

- ① 病院または施設に入院・入所している方
- ② 感染症等で医療機関に収容する必要のある方
- ③ 専門医療機関等での医療を必要とする方

＜利用手続＞ 登録後は、利用の都度、障害福祉課に申込みをします。

＜利用施設等＞

① 島田療育センター 多摩市中沢 1-31-1 TEL 374-2638

対象：重症心身障害児（者）

予約：毎月20日午前9時以降に、翌々々月分の1日から月末までの利用申し込みを受付けます。

申込みフォーム

➡ <https://logoform.jp/f/G9uRD>

期間：月7日以内

費用：利用時は食事代や医療費等の負担があります。

※事前の施設利用判定には、判定料の負担があります。 送迎：なし



② パサーージュいなぎ 若葉台 4-32-3 TEL 331-4930

対象：心身障害者（児）

予約：毎月10日午前9時以降に、翌月の1日から月末までの利用申し込みを受付けます。

申込みフォーム

➡ <https://logoform.jp/f/nnjqx>

期間：月7日以内

費用：利用料や食事代の負担があります（生活保護受給世帯は無料）。

※金額は毎年見直されます。 送迎：あり（施設と要相談）



＜その他＞

緊急性の高いケースが発生した場合には、市で利用調整をさせていただくことを条件に、予約受付しています。

10 福祉用具・生活用具

1、補装具費(購入費・修理費)の支給

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

Eメール shou-fuku@city.inagi.lg.jp

※補装具の種類や申請種別(購入または修理等)により、手続きの方法や必要な書類が異なります。まずは、下記のフォームから 又は お電話等でお問い合わせください。

障害者補装具・日常生活用具ご相談フォームはこちらから ▶

▼
<https://logoform.jp/form/KPTZ/317232>



身体障害のある方の就労やその他日常生活の能率向上を図るために、補装具費の支給を行います。

＜対象者＞ 身体障害者手帳の所持者

※所得が基準を超える場合は支給対象外となります。

※介護保険の対象となる方は、介護保険対象種目については介護保険制度が優先となります。

※治療等のため一時的に必要な装具については、健康保険による制度が優先となります。

※難病患者のうち、必要と認められる方については給付の対象となる場合があります。

＜費用＞ 原則として購入・修理する補装具の基準額(基準額は補装具ごとに異なります。)の1割が利用者負担となり、世帯の所得に応じて一定の負担上限額があります。また、基準額を超過した金額は、全額自己負担となります。

＜手続き＞ 補装具を購入・修理した後に助成することはできません。必ず、購入・修理をする前にご相談ください。

手続き		種目	障害別
申請 ↓ 判定・審査 ↓ 決定・製作 ↓ 適合判定 ↓ 請求・支払	ご相談内容に応じて、申請書の他に「装具の見積書」や「医師の意見書(指定様式)」等が必要になります。 判定→種目に応じて、「医師の意見書」による書類判定又は東京都心身障害者福祉センターへの来所による直接判定があります。 審査→世帯の所得に応じて、自己負担の上限額が設定されます。 決定→補装具を給付することが決定した場合は、「決定通知書」及び「支給券」が発行されます。 製作→「決定通知書」を受け取った後、業者との契約により補装具を製作・修理します。 種目に応じて、補装具が処方どおりに製作されているか、医師又は東京都心身障害者福祉センターによる適合判定があります(必要のない場合もあります)。 「償還払い」又は「代理受領」(後述参照)方式により助成を行います。	・ 視覚障害者安全つえ ・ 義眼 ・ 矯正眼鏡 ・ コンタクトレンズ ・ 遮光眼鏡 ・ 弱視眼鏡	視覚障害
		・ 補聴器	聴覚障害
		・ 義手 ・ 義足 ・ 装具 ・ 姿勢保持装置 ・ 車いす ・ 電動車いす ・ 歩行器 ・ 歩行補助つえ ・ 重度障害者用意思伝達装置 【児童のみ】 ・ 座位保持いす ・ 起立保持具 ・ 頭部保持具 ・ 排便補助具	肢体不自由

<支給方法> 「償還払い」又は「代理受領」のいずれかの方法で費用を支給します。

「償還払い」・・・全額を一旦業者に支払い、後から助成額を市から受け取る方法

「代理受領」・・・自己負担額のみ業者に支払い、残りの金額（助成額）は市が業者へ支払う方法

※ 代理受領方式は市と業者が契約を結ばなければならないため、償還払い方式より時間がかかる場合があります。

2、住宅設備改善費の助成

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

在宅で生活する重度の身体障害のある方（学齢児以上）に対し、日常生活の利便を図るために玄関等の改修費を助成します。ただし、介護保険から住宅改修に関する給付が受けられる場合は、介護保険制度が優先となります。

<内容> 中規模改修、屋内移動設備など。

※ 所得が基準をこえる場合は助成対象外となります。

※ 原則として1割の自己負担があります。

※ 改修した後に助成することはできません。必ず、改修前にご相談ください。

詳細は P59 をご参照ください。

3、日常生活用具購入費の支給

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

Eメール shou-fuku@city.inagi.lg.jp

障害のある方に必要な、日常生活の利便向上を図る福祉用具の購入費の支給を行います。

<対象者> 原則、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者で、在宅生活をする重度の障害者

※所得が基準を超える場合は支給対象外となります。

※種目によってそれぞれ対象者が異なります。

※介護保険の対象となる方は、介護保険対象種目については介護保険制度をご利用ください。

※難病患者のうち、必要と認められる方については給付の対象となる場合があります。

<費用>

<手続き>

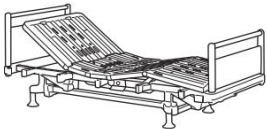
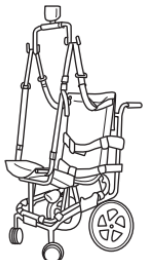
<支給方法>

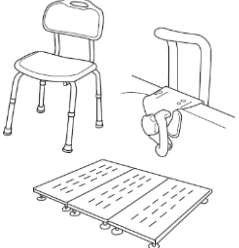
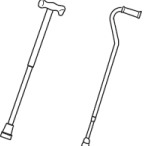
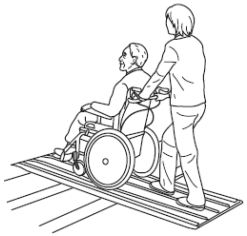
補装具費申請と同様です。詳細は P52 をご参照ください。

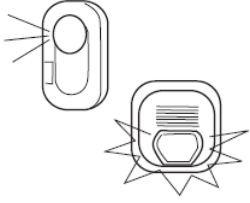
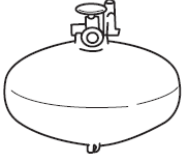
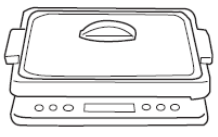
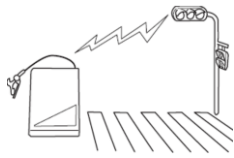
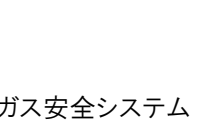
※ただし、修理費は支給対象外です。

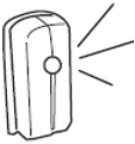
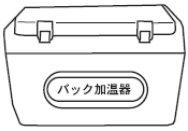
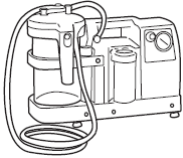
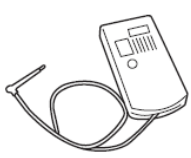
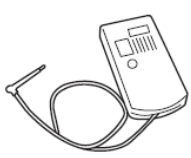
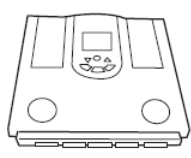
<種目について> 詳細は P54～61 をご参照ください。

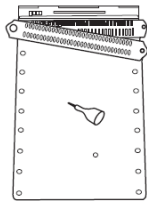
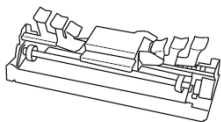
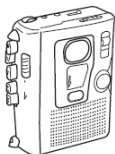
4、日常生活用具費給付種目等（令和5年7月1日時点）

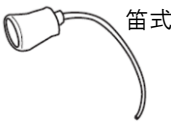
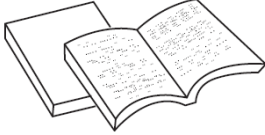
種別	NO.	種目名	用具説明等	対象者	基準額
介護・訓練支援用具	1	特殊寝台 	背上げ機能、脚上げ機能、昇降機能を有する介護ベッド	原則として学齢児以上で ①身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹機能障害 1級又は2級の方 ②難病患者で、①と同様の状態にある方	162,800 円
	2	特殊マット 	失禁による汚染や損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等を加工したもの	①原則として3歳以上で、愛の手帳の交付を受け、障害の程度が1度又は2度の方 ②原則として3歳以上 18 歳未満で、身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹機能障害1級又は2級の方	19,600 円
			じょくそう予防のため体圧分散等の機能を有するマット(寝具) ※自力で体位変換できない方に限る	③18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹機能障害1級の方(常時介護を要する方に限る) ④難病患者で、3歳以上 18 歳未満の者にあつては②と、18 歳以上の者にあつては③と同様の状態にある方	50,000 円
	3	特殊尿器 	自動的にモーターで尿を吸引する機器	原則として学齢児以上で、 ①身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹機能障害1級の方(常時介護を要する方に限る) ②難病患者で、①と同様の状態にある方	154,500 円
	4	入浴担架 	障害者等を担架にのせたままリフト装置により入浴させるもの	原則として3歳以上で、身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹機能障害1級又は2級の者(入浴にあたって、家族等他人の介助を要する方に限る)	133,900 円
	5	体位変換器 	空気パッドや滑りのよい布等により、体位を容易に変換できるもの(体位保持のみを目的とするものを除く)	原則として学齢児以上で、 ①身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹機能障害1級又は2級の者(下着交換等にあたって、家族等他人の介護が必要な方に限る) ②難病患者で、①と同様の状態にある方	15,000 円

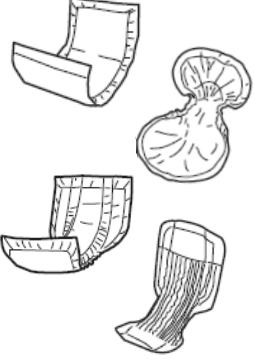
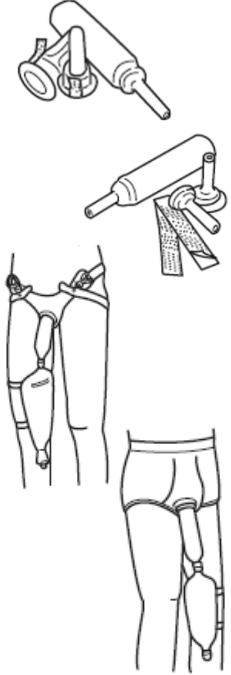
種別	NO.	種目名	用具説明等	対象者	基準額
介護・訓練支援用具	6	移動用リフト 	据え置き式、機器設置式、床走行式リフトなど(天井走行型など住宅改修を伴うものを除く)	原則として3歳以上で、 ①身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹機能障害1級又は2級の方 ②難病患者で、①と同様の状態にある方	257,500 円
	7	訓練いす 	付属のテーブルがあり、座位保持機能のある椅子(オーダーメイドを除く)	原則として3歳以上 18 歳未満で、身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹機能障害1級又は2級の方	33,100 円
自立生活支援用具	8	入浴補助用具 	入浴時の移動、座位保持、浴槽への出入り等を補助する用具(住宅改修を伴うものを除く)	原則として3歳以上で、 ①身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹機能障害者(児)で入浴に介助を必要とする方 ②難病患者で、①と同様の状態にある方	90,000 円
	9	便器 	和式便器に取り付ける洋式の簡易便器、補高便座、立上り補助機能付便座、ポータブルトイレ(住宅改修を伴うものを除く)	原則として学齢児以上で、 ①身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹機能障害が1級又は2級の方 ②難病患者で、①と同様の状態にある方	16,500 円
	10	T字状・棒状のつえ 	障害者等の歩行を補助できるもの(多脚つえ等の補装具にある種目を除く)	身体障害者手帳の交付を受け、平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害があり、比較的障害の程度が軽度で、杖の使用により歩行機能が補完される方	3,000 円
	11	移動・移乗支援用具 	手すり、スロープ、スライディングボードやマットなど(住宅改修を伴うものを除く。)	原則として3歳以上で、 ①身体障害者手帳の交付を受け、平衡機能障害又は下肢もしくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする方 ② 難病患者で①と同様の状態にある方	60,000 円
	12	頭部保護帽 	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの A: スポンジ、革 B: スポンジ、革、プラスチック	原則として学齢児以上で、 ①身体障害者手帳の交付を受け、平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害により頻繁に転倒する方 ②知的障害・精神障害でてんかん発作により頻繁に転倒する方	A:15,200 円 B:36,750 円

種別	NO.	種目名	用具説明等	対象者	基準額
自立生活支援用具	13	特殊便器 	排泄後の後始末が困難な場合など、動作を簡略化する温水洗浄便座（住宅改修を伴うものを除く）	原則として学齢児以上で、 ①愛の手帳の交付を受け、1 度又は 2 度で自ら排便の処理が困難な方 ②身体障害者手帳の交付を受け、上肢機能障害1級又は2級の方 ③難病患者で、②と同様の状態にある方	151,200 円
	14	火災警報器 	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る） ①身体障害者手帳の交付を受け、1級又は2級の方 ②愛の手帳の交付を受け 1 度又は 2 度の者	31,000 円
	15	自動消火器 	自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの（原則として火災警報器と一体的に設置する。）	（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る） ①身体障害者手帳の交付を受け、1級又は2級の方 ②愛の手帳の交付を受け 1 度又は 2 度の方 ③難病患者で火災発生の感知・避難が著しく困難な方	28,700 円
	16	電磁調理器 	音・音声等により操作ボタンが知覚・認識できるもの	18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害1級又は2級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	14,000 円
	17	音響案内装置 	送信機は、「歩行時間延長信号用小型送信機」のこと	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害1級又は2級の方（2級の方は送信機のみ）	1級 44,000 円 2級 7,000 円
	18	聴覚障害者用屋内信号装置 	乳児の泣き声・来客・FAXの着信・時計のアラーム等を光又は振動で知らせる	18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受け、聴覚障害2級の方（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要性が認められる世帯に限る）	87,400 円
	19	ガス安全システム 	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受け、 ①咽頭摘出等により臭覚機能を喪失した方のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方 ②下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	42,200 円

種別	NO.	種目名	用具説明等	対象者	基準額
自立生活支援用具	20	フラッシュベル 	来客、電話やファクスの着信を光で知らせる装置	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受け、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上の方	12,400 円
在宅療養等支援用具	21	透析液加温器 	人工透析液を一定温度に保つもの	原則として3歳以上で、身体障害者手帳の交付を受け、人工透析を必要とする方（自己連続携帯式腹膜灌流法を行う方に限る）	72,100 円
	22	ネブライザー（吸入器） 	障害者等及び障害者等を介護している方が容易に使用し得るもの	①身体障害者手帳の交付を受け、呼吸器機能障害の程度が3級以上又は同程度で、必要と認められる方 ②難病患者で、呼吸器機能障害の程度が身体障害者手帳3級と同程度の状態にある方	36,000 円
	23	電気式たん吸引器 	障害者等及び障害者等を介護している方が容易に使用し得るもの		56,400 円
	24	動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター） 	障害者等及び障害者等を介護している方が容易に使用し得るもの	①身体障害者手帳の交付を受け、呼吸器機能障害の程度が3級以上又は同程度で、必要と認められる方 ②愛の手帳または精神障害者手帳の交付を受け、てんかん発作等により頻繁に無呼吸の状態になる方 ③難病患者で、呼吸器機能障害の程度が身体障害者手帳3級と同程度の状態にある方	40,000 円
			呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの	①身体障害者手帳の交付を受け、呼吸器機能障害の程度が重度で人工呼吸器の装着が必要な方 ②難病患者で人工呼吸器の装着が必要な方	157,500 円
	25	視覚障害者用体温計 	計測した体温を音声で知らせる機器	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害1級又は2級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	9,000 円
	26	視覚障害者用体重計 	計測した体重を音声式や触読式で知らせる機器	18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害1級又は2級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	18,000 円
	27	視覚障害者用血圧計	計測した血圧を音声で知らせる機器		15,000 円

種別	NO.	種目名	用具説明等	対象者	基準額
情報・意思疎通支援用具	28	携帯用会話補助装置 	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有するもの	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受け、音声もしくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)で音声言語の著しい障害を有する方	150,000 円
	29	情報・通信支援用具 	画面音声化ソフト、画面拡大ソフト、視覚障害者用ワンプロソフト、インテリ-(大型キーボード)、ジョイスティック(操作棒)など	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受け、 ①上肢機能障害1級もしくは2級の方 ②視覚障害1級もしくは2級の方	100,000 円
	30	点字ディスプレイ 	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害1級又は2級の方(就労等で必要と認められる者)	383,500 円
	31	点字器 	障害者等が容易に使用し得るもの	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者(児)	10,400 円
	32	点字タイプライター 	障害者等が容易に使用し得るもの	身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害1級又は2級の者(本人が就労もしくは就学しているか、見込まれている者に限る)	63,100 円
	33	視覚障害者用ポータブルレコーダー 録音再生機  再生専用機  ICレコーダー 	A:録音再生機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音・再生が可能な製品 B:再生専用機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による再生が可能な製品 C:ICレコーダー 視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害1級又は2級の方	録音再生機 85,000 円 再生専用機 48,000 円 ICレコーダー 9,000 円

種別	NO.	種目名	用具説明等	対象者	基準額
情報・意思疎通支援用具	34	視覚障害者用 活字文書読上げ装置 	文字情報と同一紙面上に 記載された当該文字情報 を暗号化した情報を読み 取り、音声信号に変換して 出力する機能を有するも ので、視覚障害者(児)が 容易に使用し得るもの	原則として学齢児以上で、身体障 害者手帳の交付を受け、視覚障害 1級又は2級の方	99,800 円
	35	視覚障害者用 拡大読書器 	画像入力装置を読みたい もの(印刷物等)の上に置 くことで簡単に拡大された 画像(文字等)をモニター に写し出せるもの	原則として学齢児以上の身体障害 者手帳の交付を受けた視覚障害者 (児)で、本装置により文字等を読む ことが可能になる方	198,000 円
	36	視覚障害者用時計 	音声により時刻を読み上 げるもの又は触読式時計	18歳以上で、身体障害者手帳の交 付を受け、視覚障害1級又は2級の 者	13,300 円
	37	聴覚障害者用 通信装置 	一般の電話に接続するこ とができ、音声の代わりに 文字等により通信が可能 な機器(ファクス等)	原則として学齢児以上で、身体障 害者手帳の交付を受け、聴覚又は 音声、言語機能に著しい障害を有 し、コミュニケーション、緊急連絡等 の手段として必要と認められる方	30,000 円
	38	聴覚障害者用 情報受信装置 	字幕及び手話通訳付きの 聴覚障害者(児)用番組並 びにテレビ番組に字幕及 び手話通訳の映像を合成 したものを画面に出力する 機能を有し、かつ、災害時 の聴覚障害者(児)向け緊 急信号を受信するもので、 聴覚障害者(児)が容易に 使用し得るもの	身体障害者手帳の交付を受けた聴 覚障害者(児)で、本装置によりテレ ビの視聴が可能になる方	88,900 円
	39	人工喉頭  笛式  電動式	障害者等が容易に使用し 得るもの	身体障害者手帳の交付を受けた喉 頭摘出者。	笛式 5,000 円 電動 70,100 円
	40	点字図書 	月刊や週刊等で発行され る雑誌を除く点字図書	原則として学齢児以上で、身体障 害者手帳の交付を受けた視覚障害 者(児)で主に情報の入手を点字に よっている方。別に定める「点字図 書給付事業実施運営要綱」に基づ き実施するものとする	点訳実費 (年間6タイトル 又は24巻を限 度とする。)

種別	NO.	種目名	用具説明等	対象者	基準額
情報・意思疎通支援用具	41	携帯用信号装置	送信機による合図を視覚、触覚等により知覚できるもの	身体障害者手帳の交付を受け、聴覚又は音声、言語機能障害3級以上の方	20,200 円
	42	会議用拡聴器	障害者等が容易に使用し得るもの	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害4級以上の方	38,200
排泄管理支援用具	43	ストマ装具 	大腸の切除等により人工肛門又は人工膀胱を造設した方が身体に装着して排泄物を溜める用具・用品	身体障害者手帳の交付を受け、小腸機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害があり、永続的に人工肛門又は人工膀胱を設け排泄を行っている方	蓄便袋 8,900 円/月 蓄尿袋 11,700 円/月
	44	紙おむつ 	紙おむつ、パッド等衛生用品	4歳以上 65 歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた方で、次のいずれかに該当する方 ① 脳性麻痺等の脳原生運動機能障害を有し、排尿または排便の意思表示が困難な者 ② 二分脊椎による排尿または排便機能障害を有する者	12,400 円/月
	45	収尿器 	排尿コントロールができず、常時失禁状態にある方の集尿のための用具 男性用：採尿器と蓄尿器で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製またはゴム製。 女子用普通型：耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 女子用簡易型：ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	身体障害者手帳の交付を受け、脊髄損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）により、収尿器を必要とする方	男子用 普通型 7,700 円 簡易型 5,700 円 女子用 普通型 8,500 円 簡易型 5,900 円

種別	NO.	種目名	用具説明等	対象者	基準額
住宅改修費	46	居宅生活動作補助用具 	手すりの取付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、それらに付帯して必要となる住宅の改修	学齢児以上 65 歳未満で、 ①身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹機能障害3級以上の方（特殊便器への取替えについては、上肢に係る障害の程度が2級以上の方） ②難病患者で①と同様の状態にある方	200,000 円
	47	中規模改修	玄関等の現在の住宅の設備の改修を伴うものとして市長が認める用具の購入費及び改修工事費	学齢児以上 65 歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が 2 級以上の方及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	641,000 円
	48	屋内移動設備	簡易設置型及び天井走行型リフト、階段昇降機（機器本体及び附属器具費並びに設置費）	学齢児以上で、歩行ができない状態で、上肢・下肢又は体幹に係る障害の程度が 1 級の方及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	機器本体 979,000 円 設置費 353,000 円

・種目毎のイラストはテクノエイド協会「補装具・日常生活用具給付等ガイドブック（2009.8.21）」参照

5. 紙おむつ支給事業

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会（在宅支援係） TEL 370-2480（直通） FAX 379-3722
Eメール：soudan@inagishakyo.org

- ＜対象者＞ ①市内在住、在宅の満 65 歳以上または介護保険第二号被保険者で臥床等の状態にあるため、常時おむつを必要としている要介護認定 1～5 の方、または障害者手帳をお持ちの方。
②市内在住、在宅の満 4 歳以上 64 歳以下で常時おむつの必要な状態にある障害者手帳をお持ちの方。（日常生活用具費給付事業の該当者を除く）
- ＜利用料＞ 生計の中心となる方の所得等に応じて、利用料負担割合が定められています。
※当事業指定の支給品目一覧表から選択し、合計金額が 1 カ月 5,000 円を限度とする現物支給です。
支給限度額を超える場合は、その差額は全額負担となります。
- ＜手続き＞ 支給条件や必要書類について等のご説明のため、まずは事前に稲城市社会福祉協議会までお問い合わせください。なお、所得確認のため課税証明書等の提出が必要です。

6. 中等度難聴児補聴器購入費の助成

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

身体障害者手帳に該当しない、軽・中等度難聴児の言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上促進を図るため、補聴器購入費を助成します。

- ＜対象者＞ 18 歳未満の児童で、両耳の聴力がおおむね 30dB 以上の身体障害者手帳交付の対象とならない方。
なお、小児の難聴に関する専門外来・補聴器外来にかかっている必要があります。詳しくはお問い合わせください。
- ＜費用＞ } 補装具費申請と同様です。詳細は P52 をご参照ください。
＜手続き＞ } ※ただし、修理費は支給対象外です。
＜支給方法＞ }

7、補助犬の給付

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

<対象者>

都内に居住する満 18 歳以上で在宅の身体障害者

盲導犬・・・視覚障害 1 級

介助犬・・・肢体不自由 1・2 級

聴導犬・・・聴覚障害 2 級

上記の方で次のいずれにも当てはまる方

- ① 都内におおむね 1 年以上住んでいること。
- ② 世帯の所得税額が平均月額 7 万 7 千円未満であること。
- ③ 自己の所有する家屋以外の場合は、補助犬を利用することについて、その家屋の所有者や管理者の承諾を得られること。
- ④ 所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること。
- ⑤ 社会活動への参加に効果があると認められること。

<費用>

無料。ただし、飼育費等は自己負担です。



11 くらし・住まいの場

1、居住系サービス

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

サービス種別：共同生活援助、施設入所支援

居住系サービスの利用の方法についてはP40をご参照ください。

市内の事業所一覧はP44をご参照ください。

2、グループホーム家賃助成

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

都内にある身体障害者、知的障害者、難病患者等のグループホームに入居している方に対し、家賃を助成します。

＜助成額＞

対 象 者 の 所 得 額	手 当 額
月額 73,000 円未満	月額 24,000 円を限度
月額 73,000 円以上 97,000 円未満	月額 12,000 円を限度

※特定障害者特別給付費の支給を受けている場合は、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とします。

3、住宅設備改善費の助成

詳細はP53・61をご参照ください。

4、都営住宅の入居者募集

入居者の募集は、「広報いなぎ」、市ホームページでお知らせします。また、募集期間中は、市民課窓口、市内各出張所、市内各文化センターで募集案内・申請書を配布しています。

※ 詳細は募集の際に配布される募集案内で必ず確認してください。

・ 都営住宅の優遇抽せん(家族向)

◆問い合わせ 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター TEL 03-3498-8894
テレホンサービス TEL 03-6418-5571

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯に対して、障害の程度等によっては、都営住宅の申込みが一般の方より有利な優遇抽せんが受けられます。

＜募集時期＞ 5月・11月(各月上旬)

・都営住宅の入居申込み(家族向・単身者向・車いす使用者向)

◆問い合わせ 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター TEL 03-3498-8894
テレホンサービス TEL 03-6418-5571

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯及び車いす使用者向の募集があります。

＜募集時期等＞ 家族向・単身者向 5月・8月・11月・2月（各月上旬）
車いす使用者向 8月・2月（各月上旬）

5、都営住宅使用料の減免

◆問い合わせ JKK 東京（東京都住宅供給公社）お客さまセンター TEL 0570-03-0071（ナビダイヤル）または TEL 03-6279-2652（一般電話）

※ナビダイヤルは、各通信事業者が提供している無料通話や通話料定額プランの対象外となります。

都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の場合に使用料が減額されます。

＜対象＞ ①身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）の方がいる世帯
②難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病にかかっている方、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する疾病にかかっている方、児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病にかかっている方、公害医療手帳の交付を受けている方がいる世帯等

6、夕食の配食サービス

◆問い合わせ NPO 法人 支え合う会 みどり TEL 378-8757 FAX 379-1234

食事作りが困難な家庭へ、月曜日から金曜日まで週5日間、高齢者に限らず、栄養バランスのとれた手作りの夕食を必要とする方に、1食700円でお届けします。

食費以外に年会費が必要となりますので、詳細はお問い合わせください。

7、生活福祉資金貸付制度

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会 貸付担当 TEL 401-5294 (直通) FAX 378-4999

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定と経済的自立を図ることを目的とする制度です。

具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度で、原則として、未払い・未契約の費用が貸付対象です。

申込から資金交付までは通常 1 ヶ月程度かかります。対象となる世帯や手続きの方法等、詳しくはお問い合わせください。

＜対象となる費用の例＞

- 学校の授業料、入学の際に必要な費用
- 出産、葬祭に必要な費用
- 住居の移転、住宅の増改築、補修などに必要な費用
- 療養に必要な費用（療養期間の見込みが 1 年以内の場合に限る。）
- 障害者用自動車、福祉用具等の購入に必要な費用
- 就職の支度、技能習得、生業を営むために必要な経費

12 日中活動

1、日中活動系サービス

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

サービス種別：生活介護、療養介護、自立生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援
※利用方法はP40を、市内事業者一覧はP43～44をご参照ください。

2、稲城市障害者地域活動支援センター

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会在宅支援係 TEL 370-2480 FAX 379-3722
Eメール soudan@inagishakyo.org

地域で生活している障害者やその家族の方に対して下記の活動を行っています。

- ・ 日常生活のご相談や支援
- ・ オープンスペースでの交流
- ・ 地域交流
- ・ 昼食会やスポーツなどのプログラム等

※原則利用登録が必要です。

3、稲城七つの子

◆問い合わせ 稲城七つの子事務局 TEL 080-5387-0748
Eメール nanatsunoko1984@gmail.com

専門講師による療育（言語聴覚療法、音楽療法、静的弛緩誘導法、ダンス、創作など）の実施、会員相互交流、情報交換、体験学習会等のプログラムを実施しています。

4、通所訓練交通費の助成

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

市外の児童発達支援センターに通所して指導訓練を受けている障害児の保護者に対し、通所に要する交通費を助成します。

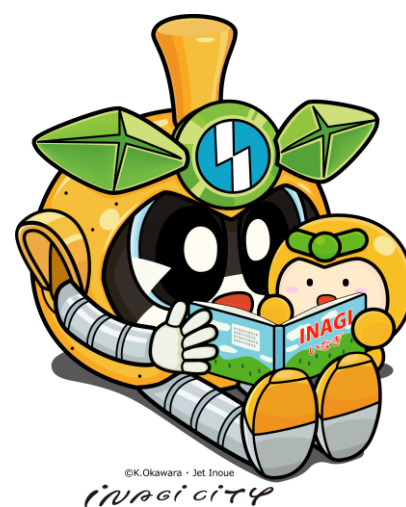
＜対象者＞ 以下のすべてに該当する障害児の父母又は養育者

- ① 市内に住所を有し、かつ、居住していること
- ② 児童発達支援等に関する支給決定を受けていること
- ③ 児童発達支援センターで児童発達支援等の指導訓練を受けていること
- ④ 児童発達支援等の実施主体が管理する自動車による送迎を受けていないこと
- ⑤ 生活保護法による保護を受けていないこと

＜助成額＞ 1回 1,000円、月額 15,000円以内

＜手続き＞ 通所の証明等が必要です。お問い合わせください。





13 社会参加

1、ひきこもりサロン「とまいぎ」

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会在宅支援係 TEL 370-2480 FAX 379-3722
Eメール soudan@inagishakyo.org

ひきこもり当事者同士で交流ができる居場所です。おしゃべりをしたり、卓上ゲームをしたり、一人で読書や絵を書いたり、自由に過ごしています。

- ＜対象者＞ 市内在住のひきこもり等の当事者（障害の有無は問わない）
＜日時＞ 毎月第2火曜日・第4木曜日 午後2時～4時 ※時間内は出入り自由
＜会場＞ 稲城市福祉センター

※詳しくはP1及び上記問い合わせ先までおたずねください。

2、生きづらさを抱えている女性の居場所・交流会「さくらんぼ」

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会地域福祉係 TEL 378-3800
Eメール vc@inagishakyo.org

ひきこもり気味の女性、生きづらさを感じている女性同士で、おしゃべりや季節のイベントなどを楽しみ、ゆっくり過ごしています。

- ＜対象者＞ 市内在住のひきこもりや生きづらさを感じている女性
＜開催日＞ 毎月第3火曜日 13:30～15:00
※開催日は変更となる可能性もあるため、詳しくは上記問い合わせ先までおたずねください。
＜開催場所＞ 稲城市福祉センター

3、ボランティアセンター

詳細はP78をご参照ください。

4、東京都障害者休養ホーム

◆問い合わせ 公益財団法人 日本チャリティ協会 TEL 03-3353-5942
FAX 03-3359-7964

指定された保養施設の宿泊利用料の一部を東京都が助成します。パンフレット、利用申込書は障害福祉課にあります。申し込み方法はパンフレットをお読みください。

- ＜対象者＞ ① 都内に住所を有する、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の所持者
② 上記①に同行する付添い（大人）の方（障害者（児）1人につき1人）
- ＜助成回数＞ 1人につき一年度2泊まで
ただし本事業は、予算の範囲内で助成することとし、利用状況によっては助成を制限させていただくことがあります。
- ＜助成額＞ 1泊につき次の額が限度
上記①については 大人 6,490円 子ども 5,770円
上記②については 大人 3,250円
- ＜受付締切＞ 個人 利用日の2週間前 ※左記期限を過ぎた利用に関しては、助成の対象となりません。
団体 利用日の3週間前

5、東京都多摩障害者スポーツセンター

◆問い合わせ 多摩障害者スポーツセンター 〒186-0003 国立市富士見台2-1-1
TEL 042-573-3811 FAX 042-574-8579

スポーツ施設の貸し出しをはじめ、宿泊施設、スポーツ教室・相談や講習会、障害者週間記念事業などの行事、スポーツ大会の開催や障害者スポーツ指導員などの養成も行っています。

障害のある方の豊かな交流の場となるよう、ご利用・ご参加を心からお待ちしています。

- ＜対 象＞ ① 障害者手帳をお持ちの方とその介護者
② 障害者の福祉増進を目的とする団体
- ＜利 用 料＞ 無料。宿泊施設は障害者と介護者（1名）は1泊1,500円、それ以外の方は2,000円
- ＜貸出施設＞ 体育館、トレーニング室、卓球室、サウンドテーブルテニス室、室内温水プール、集会室（団体のみ）、印刷室、録音室、宿泊施設
- ＜休 館 日＞ 水曜日（祝日の場合は木曜日）、祝日の翌日（土・日曜日は開館）、年末年始
- ＜利用方法＞ 個人利用は利用登録後、団体利用は事前予約（3カ月前から予約可）



6. 稲城市立図書館の障害者サービス

◆問い合わせ 稲城市立中央図書館 障害者サービス担当 向陽台 4-6-18
TEL 378-7111 FAX 378-7162 Eメール inagilib@library.inagi.tokyo.jp
ホームページ <https://www.library.inagi.tokyo.jp/>

市立図書館では、障害のある方に次のようなサービスを行っています。

※対象は、市内にお住まいの方・在勤・在学の方です。

※サービスにより、登録が必要です（代理の方でも結構です）。お気軽にお問合せください。

中央図書館開館時間：午前9時～午後8時

休館日：毎月第4月曜日、年末年始（12月30日～1月3日）、蔵書点検期間

◇ 通常の印刷文字による読書が困難な方へのサービス

◆ 録音図書・点字図書

■ 録音図書の貸出

中央図書館では、デジター版、テープ版の録音図書を所蔵しています。所蔵のないものは、他の図書館から借りて貸出します。

- ・対象 視覚に障害のある方、重度身体障害の方、寝たきりで高齢な方、学習障害等により読書の困難な方など
- ・貸出点数 期間内に読める数
- ・貸出期間 4週間

■ 音訳リクエストサービス（デジター版）

ご希望の本を稲城市立図書館登録音訳者が音訳します。

■ 読書案内（デジター版）

次のようなお知らせを音訳し、ご希望の方にお送りしています。

- ・新着案内（月1回発行）
- ・新聞月報いなぎ版（月1回発行）
- ・いなぎ図書館だより「ひばり」（月1回発行）
- ・東京都公立図書館の録音・点訳図書、拡大写本新作情報（隔月発行）

■ 点字図書の貸出

ご希望の点字図書を他の図書館から借りて貸出します。

- ・貸出点数 期間内に読める数
- ・貸出期間 4週間

◆ 対面朗読

図書館の資料をお読みします。個人の読書の秘密は守ります。

- ・場 所 中央図書館 録音室またはボランティア室
- ・利用時間 午前9時～午後5時 1回60分
- ・申し込み 前日までに日時と資料名を電話またはファックスでお知らせください。

◆ 点訳パソコン（中央図書館ボランティア室）

電話またはファックスでお申し込みください。点訳者の方もご利用いただけます。

（パソコン点字用紙・文書作成用のUSBメモリ等はご持参ください）

◆ 音声読上げパソコン（中央図書館ボランティア室）

印刷物を読上げるパソコンです。利用される方はカウンターにお越しください。

◆ 拡大読書器（中央図書館）

活字等を拡大して表示する機械です。ご自由にご利用ください。



◆ 大活字本

大きい文字を使った本です。

☆ 聴覚に障害のある方へ

- ◆ 筆談・手話によるご案内をいたします。お気軽にカウンターにお越しください。
- ◆ 調べもののご協力をいたします。（代行検索サービス）
- ◆ ファックス、メール、ホームページでの受付もしています。文書の処理とプライバシー保護には十分配慮します。

☆ 車いすの方へ

- ◆ 車いす援助サービス
 - ・ご利用のお手伝いをいたします。
 - ・「バリアフリースイレ」を設置しています。
 - ・館内スペースに段差はありません。
 - ・屋根のある駐車スペースがあります。（中央図書館）
- ◆ 車椅子優先席（中央図書館）
窓側閲覧席と視聴覚ブースに車いすの優先席があります。



☆ 来館が困難な方へ

- ◆ 図書の宅配サービス
 - ・身体や精神の障害・高齢・病気など、図書館を利用したくても来館できない方に、資料をご自宅までお届けします。
 - ・事前登録が必要です。中央図書館に電話または直接お申し込みください。
代理の方でもかまいません。



☆ 子どもへのサービス

- ◆ 布の絵本・点字つき絵本
障害のある子ども達に、布の絵本・点字つき絵本を貸出しています。
 - ・貸出 期限内に読める数
 - ・貸出期間 4週間

*障害のある子ども達を保育している団体・高齢者の介護施設などでもご利用いただけます。

7. 点字図書について

①おもな点字図書館

◆問い合わせ

日本点字図書館 ☎169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4 TEL 03-3209-0241

◆問い合わせ

日本視覚障害者団体連合点字図書館 ☎169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2

TEL 03-3200-6160

点字図書、録音図書の製作・貸出の他、各図書館により盲人生活用具の研究開発と普及、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成などを行っています。このほか、一部の公立図書館では対面朗読や録音テープの貸出を行っています。

②市内の点訳サービス

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会ボランティアセンター TEL 378-3800 FAX 378-4999

視覚障害者で希望する方に、一般出版物や電化製品などの説明書等をボランティアグループ(六点の会)が点訳をします。また点訳の他、ボランティアセンターでは、音訳ボランティア養成講座などを行っています。希望する方に会議資料・パンフレット・本などの活字情報をボランティアグループ(声のサークルこだま)が音訳し、CDなどで利用できるようにしています。

③声の広報等の配布(市)

◆問い合わせ 秘書広報課 広報広聴係 TEL 378-2111 (代表)
生涯学習課 社会教育・公民館係 TEL 377-2121 (直通)
教育総務課 教育総務係 TEL 378-2111 (代表)
議会事務局 庶務調査係 TEL 378-2111 (代表)

視覚障害者のために、音読版の「広報いなぎ」、「生涯学習だより ひろば」、「稲城市の教育イエール」「いなぎ市議会だより」を作成し配布しています。申込みなど詳しくは上記へお問合せください。

④点字に関する日常生活用具購入費の助成

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表)

詳細は P53 をご参照ください。

8、視覚障害者への支援施設

➤ 東京視覚障害者生活支援センター

〒162-0054 新宿区河田町 10-10 TEL 03-3353-1277 FAX 03-3353-1279

- 障害者総合支援法の訓練事業を提供する通所の事業所です。視覚障害のある方の日常生活における不便などを軽減・解消するための機能訓練と、一般事務職として企業等での就労を目指したり、あん摩マッサージ指圧師の有資格者がヘルスキーパー等で就職することを目指す就労移行支援の2つのサービスを提供しています。

➤ 日本点字図書館

〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4

TEL 03-3209-0241 FAX 03-3204-5641

- 点字・録音図書の貸出・配信、中途視覚障害者のための点字教室、IT教室、用具の斡旋販売、点字案内板・触知案内図の製作、個人の希望による点字資料・録音資料の製作、対面朗読、点字名刺・点字メニュー・その他各種点字文書の製作、自立訓練(生活訓練)、「ふれる博物館」の運営

➤ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合

〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2

TEL 03-3200-0011 (代表) FAX 03-3200-7755

- 点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員・朗読奉仕員指導者の養成、全国の視覚障害者団体に対する連絡及び助成事業、点字図書の貸出、点字出版所・総合相談室・録音製作所の設置経営、点字情報ネットワーク、福祉用具の販売斡旋等事業、福祉一般に関する調査研究、情報宣伝及び文化活動、あん摩・指圧・はり・きゅう等の生業の安定及び職域拡大のための調査研究並びに健康保険取り扱い等の経営指導、国内外の関係団体との相互交流、協力事業

➤ 公益社団法人東京都盲人福祉協会

〒169-0075 新宿区高田馬場 1-9-23

TEL 03-3208-9001 FAX 03-3208-9005 Eメール info@tomoukyo.or.jp

- 中途失明者緊急生活訓練(歩行訓練、点字訓練、日常生活訓練、スマートフォン、PC 訓練についてマンツーマンで指導)、家庭生活訓練(調理・生花・手芸などの科目について講習)、刊行物作成配布(毎月1点、原則として都政刊行物等のうち、特に視覚障害者に必要な情報を点字本及び録音物として作成し配布)、盲青年等社会生活教室(視覚障害者の青年及び高齢者層に対する社会生活に必要な知識習得のための講習)

※ 対象者、詳細はお問い合わせください。



➤ 東京ヘレン・ケラー協会

- ヘレン・ケラー学院 ガイドヘルパー養成事業

〒169-0072 新宿区大久保 3-14-20 TEL 03-3200-0525 FAX 03-3200-0608

- 点字図書館

〒169-0072 新宿区大久保 3-14-20 TEL 03-3200-0987 FAX 03-3200-0982

- 点字出版、盲人用具センター

〒169-0072 新宿区大久保 3-14-4 TEL 03-3200-1310 FAX 03-3200-2582

➤ 社会福祉法人視覚障害者支援総合センター

〒167-0034 杉並区桃井 4-4-3 スカイコート西荻窪 2

TEL 03-5310-5051 FAX 03-5310-5053

- 月刊誌「視覚障害」(活字・点字・デジター・CD版)、点字教科書、杉並区等の広報(点字・CD・カセット版を受託)等の出版、点字通信教育等々および就労継続支援B型「チャレンジ」の運営

➤ 国立障害者リハビリテーションセンター

〒359-8555 埼玉県所沢市並木 4-1 自立支援局 総合相談課

TEL 04-2995-3100 (代表) FAX 04-2992-4525 (総合相談課直通)

- 視覚障害者に対する自立訓練(機能訓練): 移動訓練、日常生活訓練、コミュニケーション訓練(パソコン、スマートフォン、点字など)、ロービジョン訓練
- 視覚障害者に対する就労移行支援(養成施設): あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の国家試験受験資格を取得するための訓練

➤ 日本視覚障害者職能開発センター

〒160-0003 新宿区四谷本塩町 2-5 TEL 03-3341-0900 FAX 03-3341-0967

- 視覚障害者に職業相談・職業訓練を行うとともに、生活全般にわたる各種相談等を行っています。また、センター内に就労支援施設「東京ワークショップ(就労継続支援B型)定員24名」(テーブル起こし作業等)、「東京ワークショップ(就労移行支援)定員30名(就労定着支援)」(パソコン等の訓練)、視覚障害者の事務職への就労に向けた支援・訓練の場として「事務処理科(OA事務科/ビジネス・ワーク科)」、生活全般にわたる訓練として「自立訓練(生活訓練)定員6名」が設置されています。募集期間等はお問い合わせください。

9、聴覚障害者への支援施設

- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター（東京都の聴覚障害者情報提供施設）

〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3 TEL 03-6833-5004 FAX 03-6833-5005

Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp ホームページ <https://www.jyoubun-center.or.jp/>

- 生活相談、聞こえの相談、字幕付・手話付のビデオ・DVDの貸出、字幕付 16 ミリフィルムの貸出、聴覚障害者関係図書の貸出、文化教養講座の実施、手話・聴覚障害に関する情報提供（詳細はお問合せ下さい）

- 東京聴覚障害者支援事業所

〒150-0011 渋谷区東 1-23-3

TEL 03-5464-6058 FAX 03-5464-6059

Eメール（相談予約） soudan@ap.wakwak.com

※利用するためには、地域の障害福祉担当窓口での手続きが必要となります。

- 指定特定相談支援事業 RONA プラン

聴覚障害者（児）の方から相談を受け、日常生活全般に関する相談やサービス利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価を行います。

- ・対象：都内および関東近郊の聴覚障害者（児）や聴覚障害を併せ持った重複障害者（児）
- ・事前に予約が必要です。

- 就労移行支援事業 RONA スクール

一般就労を目指す聴覚障害者を対象に、就労するためのスキル（パソコン技能、マナー、コミュニケーション力習得など）の訓練を実施しています。リワーク支援としての利用も可能です。就職した後も、就労定着支援事業 RONA サポートで引き続き支援できます。

- ・見学または体験可能ですので、希望者は直接お問合せください。



10、選挙に関する情報提供

◆問い合わせ 選挙管理委員会事務局 TEL 378-2111（代表）

選挙管理委員会では、選挙公報の音読版を「選挙のお知らせ」として郵送しています。ご希望の方は選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

11、郵便等による投票

◆問い合わせ 選挙管理委員会事務局 TEL 378-2111（代表）

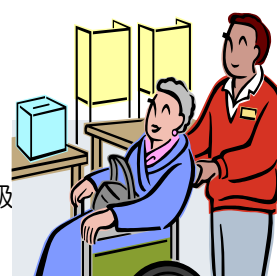
重度の障害があり、投票所に行くことが困難な方が郵便等により投票ができる制度です。

＜対象者＞

【自分で字を書くことができる方】

- ①身体障害者手帳をお持ちの方で次の等級の方

- ・両下肢、体幹移動機能の障害の１級又は２級
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の１級又は３級
- ・免疫、肝臓の障害の１級から３級



②戦傷病者手帳をお持ちの方

- ・ 両下肢、体幹の障害の特別項症から第2項症
- ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の特別項症から第3項症

③介護保険の被保険者証が要介護5に認定されている方

【自分で字を書くことが困難な方】・・・代理記載制度

- ・ 上記の①～③のいずれかに該当し、身体障害者手帳に上肢又は視覚障害1級と記載されている方
- ・ 戦傷病者手帳に上肢又は視覚障害が特別項症から第2項症までであると記載されている方

＜申込方法＞

いつでも申請できます。「郵便等投票証明書交付申請書」に記入のうえ、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証のうち、上記いずれかの要件を満たすことが確認できるものを添えて申請してください。該当となる方に「郵便等投票証明書」を郵送にて交付いたします。

代理記載制度についても届出書により、あらかじめ手続きが必要となります。

※申込書類は、選挙管理委員会事務局にありますので、上記にお問い合わせください。

＜投票手続＞

「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、「投票用紙等交付申請書」により、投票日前4日までに投票用紙を郵便で請求し、自宅等で投票を記入して投票日までに届くよう郵便で返送してください。

12、代理・点字投票

◆問い合わせ 選挙管理委員会事務局 TEL 378-2111（代表）

投票所では、字を書くことが不自由な方に、係員が投票の秘密を侵すことなく投票のお手伝いをします。また、目の不自由な方のために点字投票の用意をしています。事前の手続は不要ですので、投票所受付にお申し出ください。

13、コミュニケーションボード・投票支援カード

◆問い合わせ 選挙管理委員会事務局 TEL 378-2111（代表）

ホームページ <https://city.inagi.tokyo.jp/shisei/senkan/1009484/1009491.html>

選挙の際に、障害のある方が円滑に投票することができるようコミュニケーションボードや投票支援カードを投票所（期日前投票所を含む）に用意しています。選挙管理委員会事務局のウェブサイトにてデータを掲載しています。

＜投票支援カード＞

投票支援カードは、投票所（期日前投票所を含む）で代理投票や他の支援（お手伝い）が必要な方が、係員に口頭で伝えることが難しい場合に、書面により伝えるためのカードです。投票支援カードを利用される場合は、選挙管理委員会事務局のウェブサイトから様式をダウンロードしてから印刷し、希望する内容を記載して、投票所にいる係員に提示してください。その際、投票所入整理券と一緒に持ちいただければ、受付がスムーズに行えます。

14、自動車運転免許取得費の助成

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

自動車教習費を下記のとおり助成します。

＜対象者＞ 18歳以上の身体障害者又は知的障害者で、次のすべてに該当する方

- ① 身体障害者手帳1～3級、又は愛の手帳4度以上の方。運転免許適性試験の合格が必要な場合があります。
※内部障害4級、下肢又は体幹機能障害4～5級の方で、歩行が困難な方も対象になります。
- ② 引き続き3か月以上市内に居住している方
- ③ 本人の前年の所得税の年額が40万円以下の方
- ④ 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない方

＜助成額＞ 第一種普通自動車運転免許の場合、教習所などの入所料、教習料などの助成対象経費の2/3の額です。ただし次の額を限度とします。

前年の所得税額	助成限度額
0円	164,800円
1円～42,000円	144,200円
42,001円～400,000円	123,600円

＜手続き＞ 必ず免許取得前に身体障害者手帳または愛の手帳、入所中（又は入所予定）の教習所の教習費の概算がわかる資料（領収書やパンフレット等）をもって、相談・申請してください。

※身体障害者又は知的障害者が運転免許を取得する場合、障害の程度により、補装具類を着用したり、車種を限定することにより合格基準に達する場合がありますので、詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

◆問い合わせ 警視庁府中運転免許試験場 所在地 府中市多磨町3-1-1 TEL 042-362-3591

15、自動車運転訓練(通所)

◆問い合わせ 国立障害者リハビリテーションセンター 自動車訓練室 TEL 04-2995-3100 (代表)

運転免許取得後に障害が発生した方、障害状態が変わった方、障害後に長期間自動車運転を中断された方に対して、障害の状態に応じて運転補助装置の装備された自動車を、安全に運転できるよう次の実車訓練を行います。

＜訓練対象者＞ 次のいずれにも該当される方です。

- ① 肢体不自由の方でかつ在宅から通所できる方
- ② 既に普通自動車の運転免許を取得されている方

＜訓練内容＞

- ① 基礎訓練(所内コース)
- ② 応用訓練(路上コース)
- ③ アンチ・スキッド・トレーニング(滑りやすい路面での制動訓練)など

＜その他＞ 訓練費用は、有料となります。

なお、民間の教習所でも、ペーパードライバーに対する教習として改造自動車の訓練を行っている所があります。各教習所にお問い合わせください。

16、自動車改造費の助成(運転補助装置の取付)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

手足に不自由があっても、ハンドルやアクセル・ブレーキ等を改造し、操作方法を替えることで自ら自動車を運転できます。

その改造費を下記のとおり助成します。

- ＜対象者＞ 18歳以上の身体障害者で、次のすべてに該当する方
- ① 上肢、下肢または体幹機能障害1・2級の方
 - ② 専ら本人が運転する自動車の操向装置及び駆動装置などを改造する必要がある方
 - ③ 本人又は扶養義務者等の前年の所得が所得制限限度額の範囲内の方



- ＜助成額＞ 1台につき133,900円を限度に助成します。
ただし、操向装置、駆動装置などの改造経費に限ります。

- ＜手続き＞ 必ず改造前に、身体障害者手帳、運転免許証、改造内容を示した見積書をもって申請してください。

17、オストメイト対応トイレの位置情報検索サービス

◆問い合わせ 運営 ディーエスケープロダクション合同会社 Eメール info@ostomate.jp

人工肛門や人工膀胱造設のため、腹部のストマ装具を着用している方(オストメイト)が利用できるトイレの位置情報を何時でも何処でもインターネットで検索できます。

ホームページ(オストメイトJP) <https://www.ostomate.jp/>

パソコン、スマートフォンから共通でご利用可能



14 ボランティア

1. ボランティアセンター

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会ボランティアセンター

TEL 378-3800 FAX 378-4999

様々な登録団体がボランティア活動を行っています。点訳、音訳、手話、傾聴などのグループがありますので、支援を希望される方はお問い合わせください。

また、ボランティア活動に参加したいという方もお問い合わせください。

2. 手話講習会(手話奉仕員養成事業)

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会在宅支援係 TEL 370-2480 FAX 379-3722

Eメール soudan@inagishakyo.org

聴覚障害者の社会参加促進の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した通訳者(手話奉仕員)を養成する講習会を開催しています。

＜コース＞ 入門、基礎、応用の3レベルで、各コース1年間かけて学びます。

＜費用＞ 無料。ただし、教材費は自己負担。 ※受講者募集は例年4月に行っています。

3. 点字奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成

◆問い合わせ 東京都福祉局障害者施策推進部企画課

TEL 03-5320-4147(直通) FAX 03-5388-1413

点訳に関する知識と点訳奉仕の経験のある人で、視覚障害者の福祉に理解と熱意を持ち、講習終了後、点訳の指導活動又は奉仕活動に参加できる人が対象です。

- ＜講習内容＞
- ① 視覚障害者福祉の概要
 - ② ボランティア論及び地域福祉論
 - ③ 専門図書の点訳実技など

※講習は点訳奉仕員指導者養成と専門点訳奉仕員養成の2コースがあります。

＜費用＞ 無料。ただし、教材費は自己負担。

＜申込み＞ 日本視覚障害者団体連合点字図書館 〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2

TEL 03-3200-6160 FAX 03-3200-7755

4. 朗読奉仕員指導者の養成

◆問い合わせ 東京都福祉局障害者施策推進部企画課

TEL 03-5320-4147(直通) FAX 03-5388-1413

朗読に関する知識と朗読奉仕の経験のある人で、視覚障害者の福祉に理解と熱意を持ち、講習終了後、朗読の指導活動又は奉仕活動に参加できる人が対象です。

- ＜講習内容＞
- ① 視覚障害者福祉の概要
 - ② 録音装置の操作
 - ③ 専門図書の朗読技術など

＜費用＞ 無料。ただし、教材費は自己負担。

＜申込み＞ 日本視覚障害者団体連合点字図書館 〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2

TEL 03-3200-6160 FAX 03-3200-7755

15 就労

1、稲城市障害者就労支援センター マルシェいなぎ

◆問い合わせ マルシェいなぎ TEL 379-9234 FAX 379-9240

障害者手帳の有無に関係なく、「働きたい」、「働けるようになりたい」と考えている障害者に、個別の状況に応じてどのような支援を受けたらよいのか、相談を承ります。

また、障害者を雇用したい、雇用しているが困ったことがある、雇用すべきと考えるがどうしたらよいかわからない等の企業、事業主に、個々の状況に合わせて相談を承ります。

障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供し、障害のある方と雇用する職場の両方を個別にサポートします。

◆ 就労面の支援

- ① 職業相談
- ② 就職準備支援
- ③ 職場開拓
- ④ 職場実習支援
- ⑤ 職場定着支援
- ⑥ 離職時の調整及び離職後の支援

◆ 生活面の支援

- ① 日常生活の支援
- ② 安心して職業生活を続けられるための支援
- ③ 豊かな社会生活を築くための支援
- ④ 将来設計や本人の自己決定支援

【チャレンジ実習】

福祉的就労と一般就労の中間的な位置付けとして、市役所本庁及び協力企業で就労実習を行います。具体的には、依頼された作業を数人のチームで分担して行います。支援スタッフがついて実習を行いますので、安心して実習に臨むことができます。詳細は上記までお問い合わせ下さい。

2、ハローワーク(公共職業安定所)

◆問い合わせ ハローワーク府中 府中市美好町 1-3-1
TEL 042-336-8652(ダイヤルイン) FAX 042-362-8093

ハローワークには、障害のある方専門の職業相談窓口があり、仕事の相談や紹介、専用パソコンによる求人検索、職業訓練等の相談をお受けしています。また、企業の障害者雇用の窓口となる雇用管理コーナーでは、関係法令や制度等に関する相談を承ります。

3、東京障害者職業センター

◆問い合わせ 東京障害者職業センター多摩支所

立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル5階

TEL 042-529-3341 FAX 042-529-3356

就職を目指す障害のある方や障害者のある方の雇用を考えている事業所の皆さまへ、就職や雇入れのほか、職場復帰や職業定着に向けた支援を行っています。

【おもな支援内容】

- ・就職や安定した職業生活に向けた職業相談・職業評価を実施しています。
- ・職場に対応できるようジョブコーチを派遣します。
- ・就職や職業生活の安定に向けて準備を整えるための職業準備支援を実施しています。
- ・休職中の精神障害者を対象に職場復帰支援（リワーク）を行います。
- ・障害者雇用に取り組んでおられる事業主の方を対象とした支援を行います。

【当センターの利用について】

- ・どのような障害の方でも利用できます。手帳の有無は問いません。
- ・主に多摩地域（23 区外）にお住まいの方を担当しています。
- ・利用料は無料です。
- ・受付時間は、平日午前 8 時 45 分から午後 5 時までです。土曜日、日曜日及び祝祭日・年末年始はお休みです。
- ・ハローワークと連携して求職活動の支援を行っています。職業紹介のみをご希望の方は、最寄りのハローワークをご利用ください。
- ・事前に電話等でご予約の上ご利用ください。

4、東京障害者職業能力開発校

◆問い合わせ 東京障害者職業能力開発校

小平市西町 2-34-1（西武線拝島線又は国分寺線小川駅徒歩 3 分）

TEL 042-341-1427 FAX 042-341-1451

身体障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等を対象に 3 か月間、6 か月間、1 年間の職業訓練を実施しており、就職の支援も行っています。授業料、教科書代は無料です。

受講相談や見学申し込み等、上記までお問い合わせください。

【科目、期間、対象】

- | | | |
|--------------------|----------|--------------------------------|
| ● 就業支援科（3 か月） | ・・・・・・・・ | 身体障害者、精神障害者、発達障害者 |
| ● 職域開発科（6 か月） | ・・・・・・・・ | 精神障害者、発達障害者 |
| ● 調理・清掃サービス科（6 か月） | } | 身体障害者、精神障害者、発達障害者 |
| ● オフィスワーク科（6 か月） | | |
| ● ビジネスアプリ開発科 | | |
| ● ビジネス総合事務科 | } | (すべて 1 年)
身体障害者、精神障害者、発達障害者 |
| ● グラフィック DTP 科 | | |
| ● ものづくり技術科 | | |
| ● 建築 CAD 科 | | |
| ● 製パン科 | | |
| ● OA 実務科（1 年） | ・・・・・・・・ | 重度視覚障害者 |
| ● 実務作業科（1 年） | ・・・・・・・・ | 知的障害者 |

5、(公財)東京しごと財団 総合支援部障害者就業支援課

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや相談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

●障害者雇用就業総合推進事業

ハローワークや地域の障害者就労支援機関、企業等の関係機関と連携して、障害のある方の一般就労に向けた普及啓発から就業相談、企業とのマッチング、職場定着までの各種事業を行います。

●東京ジョブコーチ支援事業

障害のある方が就職し、新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また雇用する企業がスムーズに受け入れられるように都独自の「東京ジョブコーチ」が訪問し、障害者の作業適応支援や職場内の環境整備など、職場定着に向けた支援をします。

●障害者委託訓練事業（障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業）

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をするうえで必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等、地域の多様な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

- 知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など）
- 障害者向け日本版デュアルシステム（事務作業に必要なパソコン操作と職場実習など）
- 実践能力習得訓練コース（事務補助作業、清掃など）
- eラーニングコース（都内在住で通所困難な障害者等が対象。Web制作実践講座など）
- 在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど）

●障害者雇用就業サポートデスク

障害者雇用を検討している企業の皆様や就職を希望する障害のある方等に、障害者の雇用就業に関する相談対応を行うとともに、職場体験実習や企業への東京ジョブコーチ支援事業、障害者委託訓練事業等の紹介、その他必要な情報を提供しています。（職業紹介はしていません。事前予約制です。）

「問い合わせ」

(公財) 東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター8階

電話 03-5211-2681

ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

<飯田橋> 月～金曜日 午前9時～午後5時（東京しごとセンター5階）

<多摩> 月～金曜日 午前9時～午後5時（東京しごとセンター多摩3階）

電話 03-5211-5462（飯田橋・多摩共通）

6、国立職業リハビリテーションセンター

◆問い合わせ 国立職業リハビリテーションセンター

埼玉県所沢市並木 4-2（西武新宿線航空公園駅徒歩 15 分）

TEL 04-2995-1201 FAX 04-2995-1277

ホームページ <https://www.nvcrd.jeed.go.jp/> Eメール shokureha-hyokaka@jeed.go.jp

月曜～金曜 午前8時45分～午後5時（祝日・年末年始は休み）

障害のある方々の自立に必要な職業訓練や職業指導などを体系的に行っています。オープンキャンパスを毎月開催しています。受講料は無料です、教材費等は自己負担です。

●職業訓練

①職業訓練コースは17コースあります。

②個別訓練カリキュラムで、一人一人の習得度に合わせた個別訓練を実施しています。自分のペースで技能を習得できます。

③訓練期間は1年間（短期コースは6カ月間）です。入所機会は年間10回設定しています。

●職業指導・就職支援

①コミュニケーションスキル、ストレス対処、就職に向けた自己理解を深めるためのプログラム等、働くために役立つプログラムを実施しています。

②専任の就職支援担当者が就職活動を丁寧にサポートします。

7、障害者就業・生活支援センター

◆問い合わせ 障害者就業・生活支援センター TALANT（タラント）

八王子市明神町2-12-8 富士ソフトビル新館2階（京王線「京王八王子駅」下車 徒歩7分）

TEL 042-648-3278 FAX 042-648-3598

月曜～金曜 午前10:00～午後5:30（祝日及び年末年始は休み）

◆問い合わせ 障害者就業・生活支援センター オープナー

国立市富士見台1-17-4（JR南武線「谷保駅」下車 徒歩3分）

TEL 042-577-0079 FAX 042-575-8332

ホームページ <http://www.shuro.jp>

Eメール opener@shuro.jp

月曜～金曜 午前10:00～午後6:00（祝日及び年末年始は休み）

「障害者雇用促進法」に基づいて国が設置している広域の就労支援機関です。TALANT（タラント）とオープナーは主に多摩地域を対象とし、現在多くの精神障害をお持ちの方にご利用頂いております。

< 費用 > 利用料、相談料はかかりません。交通費などは自己負担です。

< 対象者 > 障害をお持ちの、これから働きたい方、または現在働いている方。
障害種別や手帳の有無、居住地は問いません。

< 支援内容 > 就労支援：就職に向けた準備、実習、評価、職業選び、求職活動、就職後の定着支援など
生活支援：就業生活を営む上で必要な支援全て

8、精神科デイケア

◆問い合わせ 東京都立中部総合精神保健福祉センター 世田谷区上北沢2-1-7 TEL03-3302-7711

就労・復職あるいは就学・復学をめざす、精神科・心療内科などに通院中の方を対象とした、精神科デイケアを行っています。（精神科デイケア料がかかります。各種健康保険、生活保護、自立支援医療制度が利用できます。）目的、対象疾患ごとに、自らの思考や行動の特性に気づき再発リスクを下げ、コミュニケーションスキルとライフスキルの向上を目指す、特色あるプログラムが用意されています。

＜利用できる方＞

- ・都内在住もしくは都内に職場がある方
- ・所属企業等への復職を目指す場合→年齢は問いません
- ・就労や福祉的就労を目指す場合→50 歳以下の方
- ・学校に行くことを目指す場合 →30 歳以下の方

＜利用方法＞

お申し込み前に必ず施設見学をお願いします。お申込は電話でできますが、必ず利用希望者ご本人からご連絡ください。お申込後は面接をもって試験通所を実施、その後、精神科医師との利用開始診察を経て利用開始となります。

9、重度障害者等就労支援特別事業

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

障害者の就労機会の拡大を図るため、福祉施策と雇用施策が連携して、重度障害者が就労する場合に通勤の支援や職場での身体介護などの支援を行うことにより、働く意欲のある障害者を支援します。

希望する方は、障害福祉課までお問い合わせください。

16 教育・学校

1、特別支援教育

◆問い合わせ 教育委員会教育企画課教育センター係 TEL 331-7302

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

2、特別支援学校

区分	対象となるお子さま	幼	小	中	高	施設名	電話番号
肢体不自由	①肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ②肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの		○	○	○	東京都立多摩桜の丘学園	042-374-8111
知的障害	①知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの ②知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの		○	○	○		
	軽度の知的障害があり、将来企業への就労を目指す者。公共交通機関を利用し、一人通学ができる者。（入学者選考があります）。詳細は、最新の入学者選考実施要項をご確認ください。				○	東京都立南大沢学園高等部就業技術科	042-675-6075
視覚障害	両眼の視力がおおむね 0.3 未満の者又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の国家資格取得に向けた職業課程の理療科（高等部、高卒対象の専攻科）を設置しています。	○	○	○	○	東京都立八王子盲学校	042-623-3278
		※備考 その他に、東京都立文京盲学校、東京都立葛飾盲学校、東京都立久我山青光学園あり。					
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	○	○	○	○	東京都立立川学園 E-mail:S0781555@se ction.metro.tokyo.jp	042-523-1358 FAX:042-523-6421
		※備考 その他に、東京都立大塚ろう学校、東京都立葛飾ろう学校、東京都立中央ろう学校あり。					

3、特別支援学級

区分	種別	対象となるお子さま	小	中	高	施設名	電話番号
知的障害	固定学級	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者	○			稲城市立稲城第一小学校(4組)	377-1661
			○			稲城市立第三小学校(4組)	377-9077
			○			稲城市立長峰小学校(5組)	331-3111
			○			稲城市立平尾小学校 (なかよし学級)	331-4391
				○		稲城市立稲城第一中学校(7組)	377-9011
				○		稲城市立稲城第五中学校 ^{アイ} (1組)	378-6121
難聴・言語障害	通級指導学級	①補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする者 ②口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする者	○			向陽台小学校(きこえ・ことばの教室)	378-6161

※通級による指導とは、通常の学級に在籍してほとんどの授業を通常の学級で受けながら一部特別の指導を受ける制度のこと。

4、特別支援教室『すまいるルーム』(小学校及び中学校)

◆問い合わせ 教育委員会教育企画課 TEL 378-2111(代表) FAX 379-3600

通常の学級に在籍する発達障害等(高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童が対象となります。
対象の児童は、校内に設置された特別支援教室において、障害の種類や程度に応じた指導を受けます。

5、就学相談・転学相談

◆問い合わせ

○稲城市教育センター特別支援教育相談室 TEL 331-7302 FAX 331-7303

特別支援学級または特別支援学校への就学・入学・転学、すまいるルームまたはきこえ・ことばの教室への入室等特別支援教育を希望する方を対象に、その子にとって適切な教育の場について保護者とともに考える相談を行っています。

※ その他、教育に関する相談は教育センターをご利用下さい。

＜対象となる児童＞

- ①来年度に小学校・中学校へ就学・入学予定の方
- ②現在小・中学校に在籍している方

上記に該当する方のうち、特別支援学校・特別支援学級（通級指導学級含む）への就学・入学・転学を希望される方

17 緊急・災害

1、救急医療届出制度

◆問い合わせ 稲城消防署救急係 TEL 377-7119 FAX 377-0119

あらかじめ、救急車等を呼ぶ際に必要な内容を稲城市消防本部に届け出ていただき、救急車等を呼ぶときに、登録番号を言っていれば、登録された住所に救急車等が行くという稲城市独自の制度です。

＜対象者＞

迅速な救急体制が必要な市民の方はどなたでも登録いただけます。

＜届出内容＞あらかじめ次の内容を登録しておきます。

- ① 住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・血液型
- ② 傷病名・身体の状態及び受診状況
- ③ かかりつけの医療機関
- ④ 緊急連絡先・同居人
- ⑤ その他必要な事項

2、緊急通報 FAX 用紙の配布

◆問い合わせ 稲城消防署救急係 TEL 377-7119 FAX 377-0119

耳や言葉の不自由な方のために、稲城消防署が、火災・救急等の緊急時に対応するための緊急通報 FAX 用紙を作成し、希望者に配布しています。この FAX 用紙はあらかじめ住所・氏名・現在の状況等を記入し、緊急時に FAX により 119 番通報ができるものです。

3、重度身体障害者緊急通報システム

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

18歳以上で、ひとり暮らしなどの重度の身体障害者を対象に、緊急通報端末機器を設置します。利用者が緊急事態に陥った時に、機器本体やペンダント式機器のボタンを押すことで委託業者のコールセンターへつながり、必要に応じて委託業者・救急隊があらかじめ登録された利用情報をもとに出動します。

＜手続き＞ 身体障害者手帳を持って障害福祉課窓口へ申請してください。

4、稲城市メール配信サービス

◆問い合わせ 稲城消防署消防総務課 TEL 377-7119 FAX 377-0119

稲城消防署では、火災・気象・地震に関する情報をメールで配信しています。

希望される方は、市ウェブサイトまたは「広報いなぎ」をご覧ください登録をお願いします。



5、Net119 緊急通報システム

◆問い合わせ 稲城消防署消防総務課 TEL 377-7119 FAX 377-0119

聴覚や発話に障害がある方のための新しい緊急通報システムとして、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用した Net119 緊急通報システムの運用を行っております。

登録を希望される方は、市ウェブサイトをご覧ください登録をお願いします。

6、避難行動要支援者登録カード

◆問い合わせ 生活福祉課地域福祉係 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

市では、行政、自治会・自主防災組織、民生・児童委員等が日ごろから避難行動要支援者の所在その他の状況を把握しておくことにより、災害発生時のいち早い安否確認と初期的な支援活動につなげるための市民相互支援ネットワークづくりを行っています。

災害時に不安を感じていらっしゃる方で、周囲の方々に自己の情報を知っておいてもらいたい方は、名簿を作成しますので、避難行動要支援者登録カードを提出してお申し込みください。

＜対象者＞ 75 歳以上の高齢者や障害者等で自力避難の困難な方、その他支援が必要な状況にある方

＜実施方法＞ 登録された方の情報は各行政機関等で共有します。お住まいの地域の民生・児童委員や一部の自治会・自主防災組織、地域包括支援センターでは、登録名簿を地域に限定して共有します。名簿は災害時における支援と、防災訓練を始めとする防災活動にのみ使用します。

＜申込方法＞ 登録を希望される方は、避難行動要支援者登録カード（申込書）に必要事項を記入し、市役所生活福祉課にお申し込みください。電子フォームでも申請可能です。



新規受付フォーム

7、ヘルプカード

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

障害のある方が、「緊急連絡先」「医療情報」「手伝ってほしい内容」などを記載し、普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、日常生活で困ったときに配慮や手助けをお願いしやすくするためのものです。

＜対象者＞ 市内在住の身体障害者や知的障害、精神障害のある方、難病の方等、日常生活や緊急時に支援を必要とする方

※各種障害者手帳、各種障害関連の受給者証をお持ちの方に限ります。

＜配布場所＞ 障害福祉課、稲城市社会福祉協議会、マルシェいなぎ

＜費用＞ 無料

＜その他＞ 市ホームページでヘルプカードのデータをダウンロードし、ご自宅で情報の入力や印刷することもできます。



8、障害者災害時支援用バンダナ

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

災害時に、障害のある方が着用し、周囲に援護を必要とすることを知らせます。「耳が不自由です」「目が不自由です」「身体が不自由です」「支援が必要です」のメッセージが記され、支援を受けやすいよう目印となります。

＜対象者＞ 市内在住で、次のいずれかに該当する方

- ① 障害者手帳をお持ちの方
- ② 障害福祉サービスや障害に係る医療費助成などを受けている方

＜配布場所＞ 障害福祉課窓口

＜配布枚数＞ 1人1枚

9、ちょこっと共済（交通災害共済）

◆問い合わせ 市民課市民窓口係 TEL 378-2111 (代表) FAX 370-7055

「ちょこっと共済」は、都内39市町村の住民が会費を出し合い、交通事故にあった時に見舞金を受けられる助け合いの制度です。

＜対象者＞ 市に住民登録をしている方

＜申込方法＞ インターネットまたは申し込み先にてお申し込みください。

<https://chokottokyosai.jp/>

＜申込先＞ 市民課、平尾・若葉台出張所、市内の銀行・信用金庫・農協（ゆうちょ銀行は除く）

※市役所では、休日開庁日も受け付けます。

＜共済期間＞ 毎年4月1日から翌年3月31日まで（毎年申込みが必要です）

※4月1日以降に加入申し込みをした場合、申込日の翌日から3月31日までとなります。

＜会費＞ Aコース 1000円/年

Bコース 500円/年

※コースにより見舞金額が異なります。詳しくは、上記にお問い合わせください。

＜適用範囲＞ 日本国内で発生した、次に掲げる交通機関の交通による人身事故が対象です。

- ① 自動車・オートバイ・自転車等及び身体障害者用車いすによる道路上での交通事故
- ② 汽車・電車等の運行中の事故
- ③ 航空機・船舶の航行中の事故

10、災害時の対応について

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677
稲城消防署防災課 TEL 377-7119（代表） FAX 377-0119

災害時予防対策

- ・災害時に備え、普段から各家庭で3日分程度の飲料水・食料・医薬品等を備蓄する。
- ・災害時の避難先や連絡方法、災害発生時の対応について、家庭や近隣住民の方と普段から話し合う。
- ・P87～89に記載されたサービスに登録しておく。

災害発生時

- ・自分自身の安全確保、家族の安否確認をする。
- ・あわてて外に飛び出すことがないように、心を落ち着かせて冷静に行動する。

万が一避難をしなければならなくなった場合

- ・避難するのが困難な場合、近隣住民の方に声をかけ、避難援助協力をお願いする。
- ・状況に応じ下記の指定避難所兼指定緊急避難場所等へ避難する。

【指定緊急避難場所】

災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所。

【指定避難所】

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

○指定避難所兼指定緊急避難場所

市内各小中学校、複合施設ふれんど平尾、公益社団法人九段盡性園等

○指定緊急避難場所

市内の主な公園、都立若葉総合高等学校グラウンド

○指定避難所

市内認可保育所（4園）、市内各文化センター、稲城市総合体育館、市内各防災センター、大丸地区会館、松葉集会所、押立ふれあい会館

【二次避難所】

自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を一時的に受け入れ、医療や介護など必要なサービスを提供する施設。

※まずは、避難所である小中学校等へ避難していただき、そこでもなお生活が困難な方を二次避難所へ搬送します。災害発生直後に直接二次避難所に行っても受け入れられませんのでご注意ください。

在宅で医療的ケアを必要とする方の対応について

- ・災害時は、「共助」や「公助」を受けられるまで時間がかかる恐れがありますので、「自助」の力が重要となります。下記の災害用備蓄リストを参考に事前の備えについて確認をお願いします。

※状況に応じて品目を追加・削除してください。また、できれば7日分を目安に準備してください。

品目		
呼吸関連		人工呼吸器
		蘇生バッグ
		外部バッテリー
		予備呼吸器回路
		予備気管カニューレ
		加温加湿器
		パルスオキシメーター
		酸素ボンベ
吸引関連		吸引器
		吸引チューブ
		低圧持続吸引ポンプ
衛生材料		グローブ
		アルコール綿
		蒸留水／精製水
		注射器
栄養		経腸栄養剤
		イルリガートル
		接続チューブ、注射器
		経鼻経管栄養チューブ等

品目		
薬		常備薬
		頓服
排泄		オムツ
		膀胱留置カテーテル等
意思伝達		文字盤など
非常用電源等		発電機
		使用燃料
		蓄電池
		乾電池
		延長コード
		シガーソケット・ケーブル
その他		懐中電灯
		情報機器（ラジオ・スマートフォンなど）
		ビニール袋、ティッシュペーパー
		水

- ・医療的ケアを必要とする方が過ごす室内にある機材や家具の転倒防止対策を行うことで、ケガだけではなく機材の破損防止にも役立ちます。
- ・医療的ケアを必要とする方にとって、医療機器の電源が確保できないことは、生命の維持に支障をきたします。災害だけではなく、停電が起こったときの対応についても確認してください。

※使用している機器や自宅の状況に応じて、複数の外部電源を確保する（自家発電機・医療機器の外部バッテリー・蓄電池・無停電装置の用意、自動車からの電源確保など）。

11、在宅人工呼吸器使用者災害支援事業

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

災害時における停電により生命の危機に直結する恐れがある在宅人工呼吸器使用者に、自家発電機または蓄電池を給付します。

希望する方は、事前に障害福祉課までお問い合わせください。

18 法律相談・権利擁護

1、法テラス(日本司法支援センター)

◆問い合わせ 市民協働課市民相談係 TEL 378-2111 (代表)

法的トラブルの解決に役立つ法制度や、関係機関などの相談窓口の情報を無料で提供しています。

また、経済的に余裕のない方のために、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています。はじめてご利用の方は下記へご連絡ください。

法テラス多摩 電話番号 050-3383-5327

時間：平日 午前10時～12時、午後1時～4時(土日祝除く)

2、稲城市消費生活センター

◆問い合わせ 市民協働課市民相談係 TEL 378-2111 (代表)

商品やサービスの契約について不安があるとき、悪質商法のトラブルに巻き込まれてしまったとき、製品事故により被害を受けたとき、その他消費生活に関する相談に消費生活相談員が応じます。

＜相談電話＞ 042-378-3738

＜受付日時＞ 月曜日～金曜日(祝日及び年末年始除く)

午前9時30分～12時、午後1時～3時30分

3、稲城市福祉権利擁護センター(あんしん・いなぎ)

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会 あんしん・いなぎ

TEL 378-5459 (直通) FAX 378-4999 Eメール kenri@inagishakyo.org



福祉サービスの情報提供と利用援助及び苦情対応、成年後見制度の利用相談など、判断能力が十分ではない方を中心にした権利擁護事業を行っています。

＜主な事業と内容＞

☆高齢者、障害者のための法律相談

相続・遺言・人権侵害・消費契約・親子関係・成年後見制度など弁護士による法律相談を行っています。

相談日：毎月第3水曜日 午後1時30分～3時30分(予約制)

☆稲城市保健福祉サービス苦情解決委員会

市内の保健福祉サービスに関する苦情を受け付け、解決に向けて調査、調整を行い、必要に応じて市長に意見具申を行います。

※苦情申立ができる方は、保健福祉サービスを利用している本人、親族、成年後見人等です。

☆福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)

障害や認知症のため、福祉サービスの契約や金銭管理などで適切な判断や理解に不安がある方を対象に、安心して地域生活を送れるようにお手伝いします。

《お手伝いの具体的な内容》

- ・福祉サービスに関する情報提供や利用手続き、苦情解決制度の利用手続きなど
- ・年金などの受領に必要な手続き、税金や公共料金などを支払う手続き、それらに伴う預貯金の払い戻しなど

- ・年金証書や預貯金の通帳、実印・銀行印などの大切な書類等の保管

※相談はすべて無料ですが、契約後のお手伝いは有料（一部、減免あり）となります。

＜利用方法＞ 来所、電話、FAX、手紙など

＜相談時間＞ 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

4. 成年後見制度

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会 あんしん・いなぎ

TEL 378-5459（直通） FAX 378-4999 Eメール kenri@inagishakyo.org

判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者、高齢者の方などが不利益を被ることがないように、本人の権利を守る援助者（後見人・保佐人・補助人）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。福祉・医療・介護サービス等の各種手続きや契約行為、財産の管理や日常的な金銭の管理などについて、本人の意思を出来るだけ尊重し、日常生活を送るうえで一方的に不利益が生じないように、権利や財産を守ります。

【法定後見制度】

本人の判断能力がすでに低下している場合に、配偶者や四親等内の親族等から家庭裁判所に申し立てをして、成年後見人等を選任する制度です。

【任意後見制度】

本人に十分な判断能力があるうちに、将来に備えて自らあらかじめ任意後見人と支援してほしい内容を決め、公正証書で契約しておく制度です。

【申立・報酬助成について】

成年後見制度の利用にあたり、申立ての費用や成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合、助成を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

5. 障害者差別解消

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111（代表） FAX 378-5677

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、国、地方公共団体及び民間事業者等における、障害を理由とする差別をなくし、すべての人が人格と個性を尊重しあえることを目的に定められています。また、東京都では障害者差別解消条例を制定しています。

【合理的配慮の提供】

障害のある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で対応することが求められます（民間事業者も都条例上義務化されています）。

（例）段差がある場合に、車いす利用者等の補助をする。

【不当な差別的取扱いの禁止】

障害のある人に対して、障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけるような行為は禁止されています。

（例）障害を理由にお店への入店や、サービスの入会を断る等。

19 18 歳から 20 歳の方の手続きについて

<18 歳>

① 愛の手帳の更新 (P7～8 参照)

◆問い合わせ 東京都心身障害者福祉センター多摩支所 TEL 042-573-3311 (代表)
東京都心身障害者福祉センター本所 TEL 03-3235-2961 (代表)

「東京都愛の手帳交付要綱」に基づく成人更新

判定予約：東京都心身障害者福祉センター多摩支所・本所

② 自動車運転免許取得費の助成 (P76～77 参照)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

自動車運転免許適性試験に合格した方の教習料の一部を助成します。(所得制限あり)

助成額：助成対象経費の2/3の額。(助成限度額あり)

※ 必ず教習所へ入所する前に、障害福祉課にて相談・申請してください。

③ 移動支援 (P46 参照)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

公共機関での手続きや、社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーが同行し、移動の支援を行います。

- ・ 月 15 時間まで (18 歳未満)
- ・ 月 25 時間まで (18 歳以上)

<20 歳>

④ 心身障害者福祉手当 (P9 参照)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

心身障害者福祉手当について
制度の見直しにより、下記の「新規受付」
は令和8年9月30日までとなります。

- ・ 身体障害者手帳3級 (12,500 円)
- ・ 身体障害者手帳4級 (5,000 円)
- ・ 愛の手帳4度 (12,500 円)

手帳の等級により次の額の手当が受けられます (所得制限あり)。

- ・ 身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方
手当額：15,500 円 (月額)
- ・ 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度
手当額：12,500 円 (月額)
- ・ 身体障害者手帳4級
手当額：5,000 円 (月額)

⑤特別障害者手当(国制度) (P9～10 参照)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方に支給される手当です。特別障害者手当認定診断書にて審査となります。所得制限あり。各種障害者手帳を取得していなくても申請可。

- ・ 手当額（令和5年度）：27,980 円（月額） ※手当額は毎年見直されます。

⑥東京都重度心身障害者手当(都制度) (P10 参照)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

心身に重度の障害があるため、常時、複雑な介護を必要とされる方に支給される手当です。東京都心身障害者福祉センター又は多摩支所で直接判定を受ける必要があります。また障害状況等により来所が困難な場合は、自宅で判定を受けることもできます。

所得の確認対象が扶養義務者から本人に変わりますので、扶養義務者の所得超過で未申請だった方は申請してください。

- ・ 手当額：60,000 円（月額）

⑦心身障害者医療費助成制度(障 制度) (P16 参照)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

所得の確認対象が扶養義務者から本人に変わりますので、扶養義務者の所得超過で受給していなかった方は申請してください。

- ・ 身体障害者手帳1級・2級（内部障害は1～3級）、愛の手帳1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方

⑧障害基礎年金 (P15 参照)

◆問い合わせ 保険年金課年金係 TEL 378-2111 (代表)

国民年金の障害等級（障害者手帳の等級とは異なる）に該当する方は次の年金が受けられます。

年金額（令和4年度） 1級：972,250 円（年額） 2級：777,800 円（年額）

20 65 歳以上の方へ（介護保険制度の概要）

介護保険制度の優先について

◆問い合わせ TEL 378-2111（代表） ※問い合わせ内容により部署をご指名ください。

・障害福祉サービスについて 障害福祉課障害福祉係

・介護保険サービスについて 高齢福祉課介護保険係

・要介護・要支援認定の申請について 高齢福祉課介護認定係

本人が65歳になりますと、介護保険の第1号被保険者となることから、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、原則、介護保険サービスが優先されることになります。

介護保険サービスを利用するには要介護・要支援認定が必要になりますので、申請をお願いいたします。要介護・要支援認定の申請は、65歳到達日（誕生日の前日）の3か月前から行うことができます。

なお、介護保険サービスの利用ができるのは、65歳到達日（誕生日の前日）からとなります。

<障害福祉サービス>

該当の障害福祉サービスを利用されている方は、原則として介護保険サービスへ移行することになります。対象の方には事前に通知いたします。

<補装具及び日常生活用具（介護・訓練支援用具）>

介護保険対象種目となるものもあります。確認の上、介護保険サービス優先でご利用ください。

21 当事者・家族の会

名 称	代表者	連絡先等	対象者	活動内容
稲城市 身体障害者福祉協会	進藤 直人	電話：377-2577	身体障害者	定例会、親睦会、旅行、市のイベント・バザーに参加
稲城市 視覚障害者福祉協会 (あかり)	不定期で変更	電話(事務局)：080-6206-9244 メール(事務局)： inagibind@gmail.com	視覚障害者と その家族	月1回程度の定例会、不定期に講演会、学習会、イベント交流会を予定
稲城市 聴覚障害者協会	荒川 健一	メール：inagi@deaf.tokyo FAX：331-0017	18歳以上の 聴覚障害者 当事者等	茶話会、研修会、旅行、手話講習会運営協力、手話通訳者の養成、聴覚障害者の教養・知識向上の機会提供
稲城市 精神障害者家族会 (稲穂会)	高野 玲子	電話：377-4711	精神障害者と 家族	毎月1回の定例会を始め、市民のご参加を募って開く家族相談会・市内外の施設見学会・公開講演会・「家族による家族学習会」等 東京都精神保健福祉家族会連合会(東京つくし会)所属
つながる会いなぎ	川本 安岐夫	電話：378-7352	知的障がい児者、 発達障がい児者、 重度心身障がい 児者と家族	会員間の交流・親睦、各種イベントの開催、社会への理解の推進、課題への取り組み
稲城七つの子	毎年変更	電話：080-5387-0748 メール(事務局)： nanatsunoko1984@gmail.com	心身障がい児 (者)と家族	療育プログラムの実施(療育活動、音楽療法、静的弛緩誘導法、言語聴覚療法)、会員相互の情報交換・親睦等
稲城知的障がい者 支援ネットワーク (ICN)	川本 安岐夫	電話：378-7352	主に知的障がい 児(者)の父親 と支援者	障がい者が地域で生活するための取り組み(定例会、居場所作り、本人活動の支援、文化センターのイベント参加)
公益社団法人 日本オストミー協会	合田 ノゾム (三多摩支部長)	電話：03-3205-0248 (三多摩支部)	オストメイト	ストマケア、補装具の相談、会報の発行、医療講演、医療相談、研修旅行等
稲城ポニークラブ	木村 貴子	電話：378-5980	本人と家族	障がい者の豊かな生活を目指す活動(合唱、手芸教室等のカルチャースクール)、保護者の知識の向上(講演会、座談会、施設見学等)
インクルーシブ・ フォレスト	赤池 直子	メール： inclusiveforest@gmail.com	どなたでも	障害の有無や程度に関わらず、多世代・多様性を繋ぐ地域コミュニティで、「悩みと責任を1人で抱えない」「安心と友達を増やす」子育て・居場所づくりを目指して活動(インクルーシブイベント、セルフケア企画、包括的性教育講座等)

22 障害のある方に関するシンボルマーク

障害者に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているものの他、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち代表的なものを紹介します。

各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。



障害者のための国際シンボルマーク

障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。

なお、車に貼りたい方はカー用品を扱う店舗にお問い合わせください。

**公益財団法人
日本障害者
リハビリテーション協会**

TEL
03-5273-0601
FAX
03-5273-1523



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で 1984 年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられます。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。

**社会福祉法人
日本盲人福祉委員会**

TEL
03-5291-7885
FAX
03-5291-7886



耳マーク

聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助することを示すマークとしても使用されています。

**一般社団法人
全日本難聴者・中途失
聴者団体連合会**

FAX
03-3354-0046
Eメール
zennancho@zennan
cho.or.jp



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を保有する方（オストメイト）である事と、オストメイトのための設備があることを表すマークです。オストメイト用トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

**公益社団法人
日本オストミー協会**

TEL
03-5670-7681
FAX
03-5670-7682



「ハート・プラス」マーク

身体内部に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からはわかりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。

特定非営利活動法人 ハート・プラスの会

TEL
080-4824-9928
Eメール
info@heartplus.org



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、補助犬の受入が義務付けられています。

東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課

TEL
03-5320-4147
FAX
03-5388-1413



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成したマークです。

東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課

TEL
03-5320-4147
FAX
03-5388-1413



身体障害者標識(身体障害者マーク)

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。

各警察署



聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)

政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。

各警察署

23 施設案内（地図）

1、稲城市社会福祉協議会

所在地：稲城市百村 7
（福祉センター内）

T E L：378-3366

F A X：378-4999

2、稲城市障害者総合相談センター 稲城市障害者就労支援センター マルシェいなぎ

所在地：稲城市東長沼 1559

T E L：379-9234 F A X：379-9240

Eメール：inagi-shurou@inagi-masayume.com（就労相談）

Eメール：inagi-sodan@inagi-masayume.com（生活相談）



3、東京都立多摩総合精神保健福祉センター

所在地：多摩市中沢 2-1-3

T E L：042-376-1111（代表）



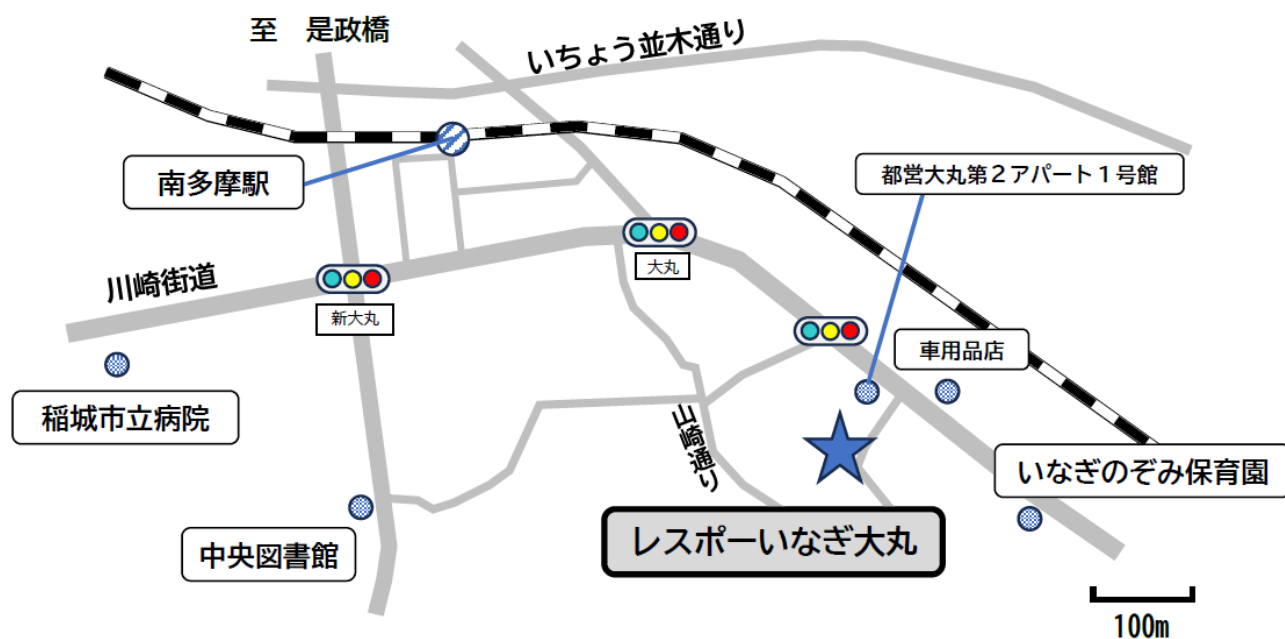
4、稲城市発達支援センター レスポーいなぎ平尾

所在地：稲城市平尾 1 丁目 9 番地の 1 複合施設ふれんど平尾 4 階
 T E L：331-8794 F A X：331-8795
 Eメール：resupo-inagi@inagi-masayume.com



5、稲城市発達支援センター分室 レスポーいなぎ大丸

所在地：大丸 607-2
 T E L：401-5138 F A X：401-5140
 Eメール：resupo-omaru@inagi-masayume.com



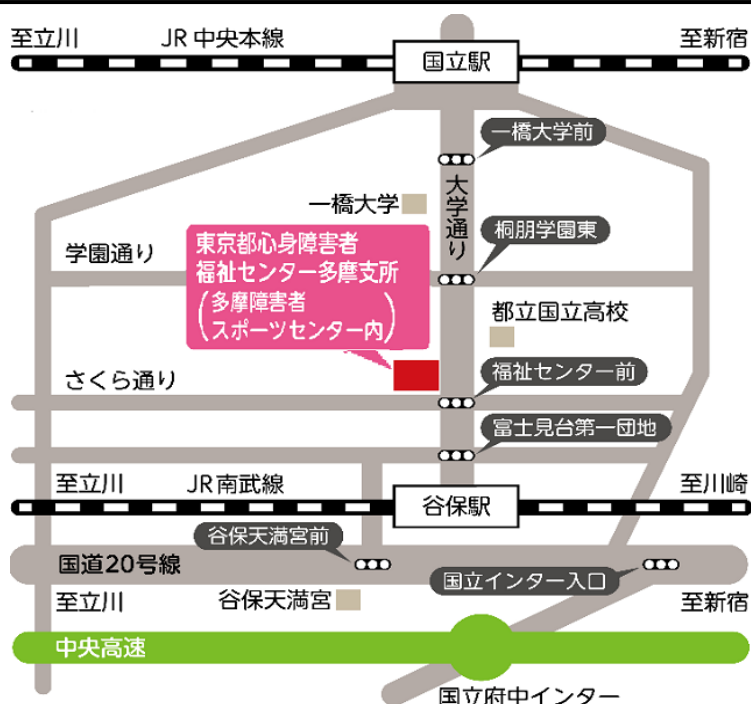
6、東京都心身障害者福祉センター本所

所在地：新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12階から15階
 TEL：03-3235-2946 FAX：03-3235-2968
 （原則、連絡は市役所障害福祉課を経由してください）

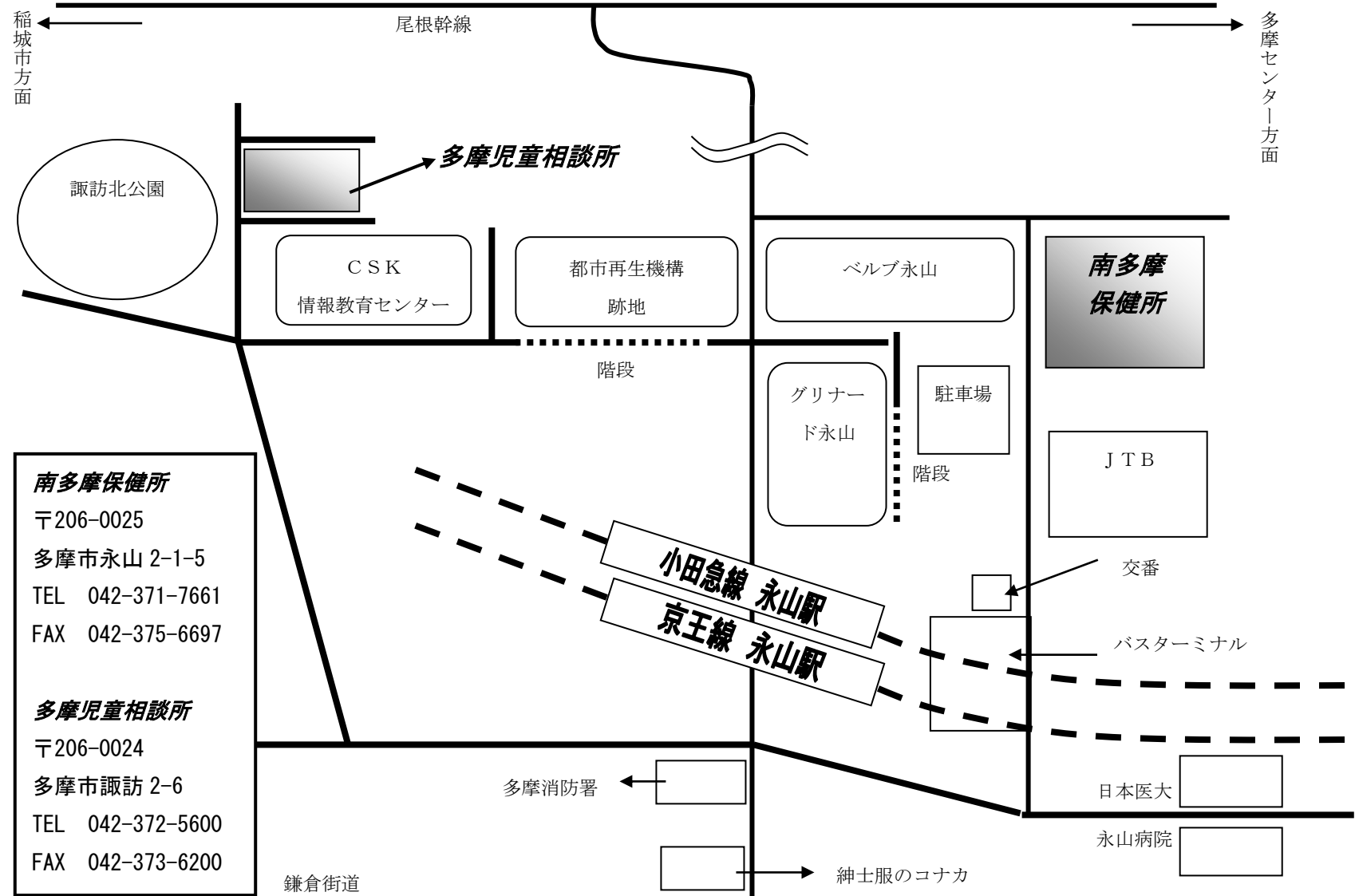


東京都心身障害者福祉センター多摩支所

所在地：国立市富士見台 2-1-1
 TEL：042-573-3311 FAX：042-576-5295
 （原則、連絡は市役所障害福祉課を経由してください）

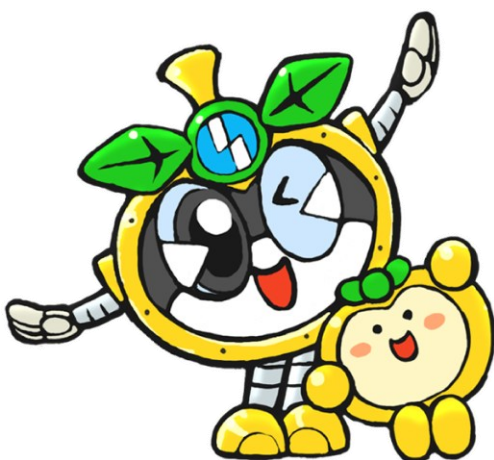


7、南多摩保健所・多摩児童相談所



南多摩保健所
 〒206-0025
 多摩市永山 2-1-5
 TEL 042-371-7661
 FAX 042-375-6697

多摩児童相談所
 〒206-0024
 多摩市諏訪 2-6
 TEL 042-372-5600
 FAX 042-373-6200



© K.Okawara · Jet Inoue

inagicity

24 身体障害者手帳判定基準

(内部障害について)

級別		一級	二級	三級	四級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害	心臓機能障害	心臓の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度		心臓の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度	心臓の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度
	じん臓機能障害	じん臓の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度		じん臓の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度	じん臓の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度
	呼吸器機能障害	呼吸器の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度		呼吸器の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度	呼吸器の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度
	ぼうこう・直腸機能障害	ぼうこう・直腸の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度		ぼうこう・直腸の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度	ぼうこう・直腸の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度
	小腸機能障害	小腸の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度		小腸の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度	小腸の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度
	ヒト免疫不全ウイルス感染症	ヒト免疫不全ウイルス感染症に罹患し、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度		ヒト免疫不全ウイルス感染症に罹患し、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度	ヒト免疫不全ウイルス感染症に罹患し、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度
肝臓機能障害		肝臓の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度	肝臓の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度	肝臓の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度	肝臓の辺り活動の度に制限を受けることが生じ、かつ、日常生活に支障を及ぼす程度

太枠内は1種

備考

同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、当該級とする。
肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合は、六級とする。
異なる等級については二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができ、
「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上肢においては腋窩より、大腿において坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
下肢又は下肢欠損の断端の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

身体障害者障害程度等級表

太枠内は1種

級別		一級		二級		三級				
視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	平衡機能の障害	言語機能の障害	音声機能の障害	上肢機能障害	下肢機能障害	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害
視力の良い方の視力の1/10以下	両耳の聴力レベルがそれぞれ10デシベル以上	1 両上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能を全廃したもの	1 両上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能を全廃したもの	1 指を欠くもの	1 指を欠くもの	1 指を欠くもの	1 指を欠くもの	1 指を欠くもの
視力の良い方の視力の1/20以下	両耳の聴力レベルがそれぞれ20デシベル以上	2 両上肢の機能を全廃したもの	2 両下肢の機能を全廃したもの	2 両上肢の機能を全廃したもの	2 両下肢の機能を全廃したもの	2 指の機能を全廃したもの	2 指の機能を全廃したもの	2 指の機能を全廃したもの	2 指の機能を全廃したもの	2 指の機能を全廃したもの
視力の良い方の視力の1/30以下	両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上	3 両上肢の機能を全廃したもの	3 両下肢の機能を全廃したもの	3 両上肢の機能を全廃したもの	3 両下肢の機能を全廃したもの	3 指の機能を全廃したもの	3 指の機能を全廃したもの	3 指の機能を全廃したもの	3 指の機能を全廃したもの	3 指の機能を全廃したもの
視力の良い方の視力の1/40以下	両耳の聴力レベルがそれぞれ40デシベル以上	4 両上肢の機能を全廃したもの	4 両下肢の機能を全廃したもの	4 両上肢の機能を全廃したもの	4 両下肢の機能を全廃したもの	4 指の機能を全廃したもの	4 指の機能を全廃したもの	4 指の機能を全廃したもの	4 指の機能を全廃したもの	4 指の機能を全廃したもの

25 障害福祉のしおりに関する電話番号一覧(抜粋)

掲載	名 称	電話番号	住 所
P1	稲城市役所 障害福祉課	042-378-2111	稲城市東長沼2111
P1	稲城市社会福祉協議会(代表)	042-378-3366	稲城市百村7 福祉センター内
P1	稲城市社会福祉協議会 障害者相談支援事業	042-378-3318	
P1/66	稲城市社会福祉協議会 地域活動支援センター	042-370-2480	
P27	稲城市社会福祉協議会 ハンディキャップ事業	042-378-8426	
P47	稲城市社会福祉協議会 いなぎほっとサービス	042-378-8211	
P78	稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター	042-378-3800	
P92	稲城市福祉権利擁護センター あんしん・いなぎ	042-378-5459	
P65	稲城市社会福祉協議会 生活福祉資金貸付担当	042-401-5294	
P2	稲城市障害者総合相談センター マルシェいなぎ	042-379-9234	稲城市東長沼1559
P79	稲城市障害者就労支援センター マルシェいなぎ		
P2	稲城市発達支援センター レスポーいなぎ平尾	042-331-8794	稲城市平尾1-9-1 複合施設ふれんど平尾4階
P2	稲城市発達支援センター分室 レスポーいなぎ大丸	042-401-5138	稲城市大丸607-2 都営稲城アパート17号棟1階
P3	東京都心身障害者福祉センター 本所	03-3235-2946	新宿区神楽河岸1-1東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)12~15階
P3	東京都心身障害者福祉センター 多摩支所	042-573-3311	国立市富士見台2-1-1
P3	東京都心身障害者福祉センター(高次脳機能障害専用電話相談)	03-3235-2955	
P3	多摩児童相談所	042-372-5600	多摩市諏訪2-6
P3	南多摩保健所	042-371-7661	多摩市永山2-1-5
P4	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	042-376-1111	多摩市中沢2-1-3
P5	東京都発達障害者支援センター TOSCA・トスカ	おとなTOSCA 03-5579-8207	新宿区弁天町91番地
		こどもTOSCA 03-6413-0231	世田谷区船橋1-30-9
P6	医療情報ネット 「ナビイ」	03-5272-0303	
P15	府中年金事務所	042-361-1011	府中市府中町2-12-2
P21	稲城市保健センター	042-378-3421	稲城市百村112-1
P26	小田急バス 新百合ヶ丘営業所(iバス)	042-299-9196	川崎市麻生区王禅寺西4-14-5
P28	多摩中央警察署	042-375-0110	多摩市鶴牧1-26-1
P30	日野税務署	042-585-5661	日野市万願寺6-36-2
P31	八王子都税事務所	042-644-1114	八王子市明神町3-19-2
P36	NHK 首都圏局 視聴者リレーションセンター 東京西オフィ	042-528-6000	立川市曙町2-22-20立川センタービル12階

P37	オーエンス健康プラザ	042-370-2280	稲城市大丸1171（稲城市立病院隣り）
P39	日本郵便株式会社 多摩郵便局	0570-943-446	多摩市鶴牧1-24-2
P51	島田療育センター 緊急一時保護	042-374-2638	多摩市中沢1-31-1
P51	パサージュいなぎ	042-331-4930	稲城市若葉台4-32-3
P65	NPO法人 支え合う会 みのり（夕食の配食サービス）	042-378-8757	
P70	稲城市立中央図書館	042-378-7111	稲城市向陽台4-6-18
P79	ハローワーク府中	042-336-8652	府中市美好町1-3-1
P80	東京障害者職業センター 多摩支所	042-529-3341	立川市曙町2-38-5立川ビジネスセンタービル5階
P80	東京障害者職業能力開発校	042-341-1427	小平市小川西町2-34-1
P81	（公財）東京しごと財団 障害者就業支援課	03-5211-2681	千代田区飯田橋3-10-3東京しごとセンター8階
P81	国立職業リハビリテーションセンター	04-2995-1201	埼玉県所沢市並木4-2
P82	障害者就業・生活支援センター TALANT（タラント）	042-648-3278	八王子市明神町2-12-8 富士ソフトビル新館2階
P82	障害者就業・生活支援センター オープナー	042-577-0079	国立市富士見台1-17-4
P82	東京都立中部総合精神保健福祉センター（精神科デイケア）	03-3302-7711	世田谷区上北沢2-1-7
P84	東京都立多摩桜の丘学園	042-374-8111	多摩市聖ヶ丘1-17-1
P84	東京都立南大沢学園高等部就業技術科	042-675-6075	八王子市南大沢5-28
P84	東京都立八王子盲学校	042-623-3278	八王子市台町3-19-22
P84	東京都立立川学園	042-523-1358	立川市栄町1-15-7

委 任 状

注意事項

- ボールペンまたはサインペンでご記入ください。（消せるボールペン等は使用不可）
- 対象者が18歳未満の場合の保護者、または、法定代理人による申請等の場合、提出は不要です。

(代理人) 住 所 _____
氏 名 _____ (続柄: _____)
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は、(_____) のため来庁できません。
そのため、上記の者を代理人と定め、下記の権限について委任しました。

(委任者) 住 所 _____
※署名または記名押印 氏 名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
電話番号 _____
委 任 日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(委任内容)

下記に当てはまるもの全てに✓をつけてください。

- ☐ 心身障害者福祉手当の申請に関する事
☐ 特別障害者手当等の申請に関する事
☐ 東京都重度心身障害者手当の申請に関する事
☐ 特殊疾病患者見舞金の申請に関する事
☐ 心身障害者医療費助成の償還払い申請に関する事
☐ 心身障害者自動車燃料費（ガソリン代等）・タクシー料金給付の申請に関する事

★ 上記に記載のないものは下記に委任内容を記入してください。

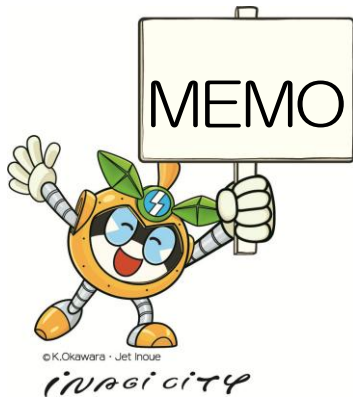
(_____)

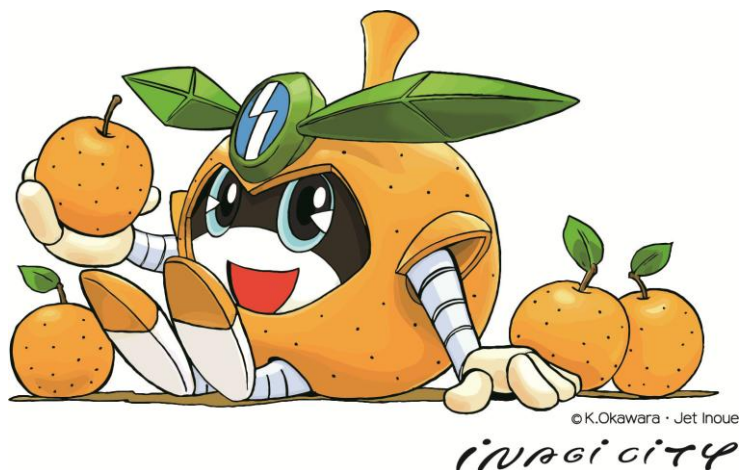
障害福祉課職員記入欄

代理人身元確認
(✓)

☐

収受印





障害福祉のしおり

令和8年9月発行

○発行 稲城市福祉部 障害福祉課 障害福祉係
(稲城市役所2階 ⑦番窓口)

〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111
T E L 042-378-2111
(内線224・226・229・230)
F A X 042-378-5677
Eメール shou-fuku@city.inagi.lg.jp

しおりの内容は随時更新をしています。

最新の情報については市公式ウェブサイトにてご確認ください。下記URL、またはQRコードから、アクセスできます。

<https://www.city.inagi.tokyo.jp/kenko/syougai-fukushi/1003503/1003516.html>



しおりの冊子は、障害福祉課の窓口で配布しています。
障害者手帳をお持ちの方で郵送をご希望の方は、下記URLまたはQRコードから専用フォームにアクセスの上、お申し込みください。

<https://logoform.jp/f/vA8XS>

